

衆議院 総務委員会 議 録 第 四 号

平成二十六年二月二十五日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 高木 陽介君

理事 石田 真敏君 理事 土屋 正忠君

理事 西銘恒三郎君 理事 橋本 岳君

理事 山口 泰明君 理事 原口 一博君

理事 三宅 博君 理事 榊屋 敬悟君

理事 井上 貴博君 理事 伊藤 忠彦君

今枝宗一郎君 上杉 光弘君

大西 英男君 門山 宏哲君

川崎 二郎君 木内 均君

小林 史明君 斎藤 洋明君

清水 誠一君 瀬戸 隆一君

田所 嘉徳君 中村 裕之君

長坂 康正君 福井 照君

福山 守君 船橋 利実君

松本 文明君 山口 俊一君

湯川 一行君 奥野総一郎君

黄川田 徹君 近藤 昭一君

中根 康浩君 福田 昭夫君

上西小百合君 中田 宏君

馬場 伸幸君 百瀬 智之君

興水 恵一君 濱村 進君

佐藤 正夫君 塩川 鉄也君

総務大臣 新藤 義孝君

総務副大臣 上川 陽子君

総務副大臣 関口 昌一君

総務大臣政務官 藤川 政人君

総務大臣政務官 伊藤 忠彦君

総務大臣政務官 松本 文明君

政府参考人 川淵 幹児君

(内閣官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局次長)

政府参考人 (人事院事務総局職員福祉局長) 井上 利君

政府参考人 (総務省大臣官房地域力創造審議官) 関 博之君

政府参考人 (総務省人事・恩給局長) 笹島 誉行君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 安田 充君

政府参考人 (総務省自治財政局長) 佐藤 文俊君

政府参考人 (総務省情報流通行政局長) 福岡 徹君

政府参考人 (総務省政策統括官(消防庁次長)) 吉田 靖君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房年金管理審議官) 市橋 保彦君

政府参考人 (厚生労働省医政局長) 樽見 英樹君

政府参考人 (農林水産省大臣官房参事官) 原 徳壽君

政府参考人 (国土交通省水管理・国土保全局長) 高橋 洋君

政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 加藤 久喜君

政府参考人 (日本放送協会専務理事) 弥元 伸也君

政府参考人 (日本放送協会専務理事) 浜田健一郎君

政府参考人 (日本放送協会専務理事) 榑井 勝人君

政府参考人 (日本放送協会専務理事) 堂元 光君

政府参考人 (日本放送協会専務理事) 塚田 祐之君

政府参考人 (日本放送協会専務理事) 吉国 浩二君

参考人 (日本放送協会専務理事) 石田 研一君

参考人 (日本放送協会理事) 木田 幸紀君

参考人 (日本放送協会理事・技師) 久保田啓一君

参考人 (日本放送協会理事) 板野 裕爾君

参考人 (日本放送協会理事) 上滝 賢二君

参考人 (日本放送協会理事) 福井 敬君

参考人 (日本放送協会理事) 下川 雅也君

参考人 (日本放送協会理事) 森永 公紀君

参考人 (日本放送協会理事) 阿部 進君

委員の異動 二月二十五日

井上 貴博君 補欠選任 齋藤 洋明君

長坂 康正君 補欠選任 福山 守君

近藤 昭一君 補欠選任 中根 康浩君

濱村 進君 補欠選任 興水 恵一君

浅尾慶一郎君 補欠選任 佐藤 正夫君

同日 齋藤 洋明君 補欠選任 船橋 利実君

同日 福山 守君 補欠選任 長坂 康正君

同日 中根 康浩君 補欠選任 近藤 昭一君

同日 興水 恵一君 補欠選任 濱村 進君

同日 佐藤 正夫君 補欠選任 浅尾慶一郎君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

地方自治及び地方財政に関する件(平成二十六年地方財政計画)

行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与並びに恩給、地方自治及び地方財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。
行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
各件調査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、日本放送協会会長榑井勝人君、副会長堂元光君、専務理事塚田祐之君、専務理事吉国浩二君、専務理事石田研一君、理事木田幸紀君、理事・技師長久保田啓一君、理事板野裕爾君、理事上滝賢二君、理事福井敬君、理事下川雅也君及び理事森永公紀君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。
各件調査のため、本日、政府参考人として内閣

官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局次長川淵幹児君、人事院事務総局職員福祉局長井上利君、総務省大臣官房地域力創造審議官岡博之君、人事・恩給局長笹島誉行君、自治行政局選挙部長安田充君、自治財政局長佐藤文俊君、情報流通行政局長福岡徹君、政策統括官吉田靖君、消防庁次長市橋保彦君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官樽見英樹君、医政局長原徳壽君、農林水産省大臣官房参事官高橋洋君、国土交通省水管理・国土保全局次長加藤久喜君及び環境省大臣官房審議官弥元伸也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木内均君。

○木内委員 おはようございます。自由民主党、長野県の木内均です。

初めに、今月十四日から十六日にかけて降りました豪雪による被害を受けられました皆様、そして地域に対しまして、お見舞いを申し上げます。また、とうとう人命が二十名以上失われることとなつてしまいました。心から哀悼の誠をささげたいと存じます。

私の地元でも、北佐久郡の軽井沢町と、隣接をいたします御代田町が、災害救助法の適用となりました。また、新藤総務大臣が昨年夏に御視察に来ていただきました南佐久郡の全ての町村も、災害救助法適用の市町村の隣接地域ということで大変な被害が出ております。農業を中心に大変な被害が出ているわけですが、総務省に対しまして、特別交付税の上乗せとか、具体的な課題で迅速に、そして全力で取り組んでいただけるよう、まづもってお願いをさせていただきます。

本日は、地方財政の充実強化と地方分権改革の推進、役割分担につきまして、総務大臣の御所見を伺いたいと存じます。

私自身は、佐久市議会議員を二期、そして長野県議会議員を二期務めてまいりました。ライフワークといたしましては、地方財政の充実強化と地方分権改革の推進、つまり、地方の自立をなし遂げていくということを決意いたしております。そのためには、税財源を伴う権限移譲のより一層の推進と役割分担が重要であると考えております。

昨年末、自由民主党の税制調査会で、地方自治体の固有財源であります固定資産税の償却資産課税に関する税制措置、具体的には固定資産税の減免ですが、これが議論となりました。

今回は、固定資産税が市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果補助金等他の政策手段との関係、市町村財政への配慮、実務上の問題点などが検討されまして、見送りとなりました。

国の法律改正、制度改正によって、地方固有の財源が議論され、そして、結果として地方税収が上下する。上がるのであればまだ納得できると思うんですが、下がる場合が特に問題になってくるわけでありまして。本来は、こういった国の法律改正ですとか制度改正によって地方固有の財源が上下するなんというものは、あつてはいけないことだというふうに考えております。

また、ことし末には、我が党の税調でも、再びこういった地方税、地方の税財源に関することが議論されるということが想定をされます。

地方政治を経験してきた者となれば、地方財政の強化、例えば税源交換によって地方税収の安定化を図る、そして地域による偏在性を是正していく、さらには固有財源をより強化していく、こういったことが非常に重要であるというふうに考えております。

そこで、まづ一点目といたしまして、地方財政強化策につきまして、大臣の御所見をお願いいたします。

○新藤総務大臣 御答弁させていただく前に、まづ、今回の大雪に対して、各地区で大きな被害が

出ました。そして、まことに残念なことに、この雪で人が亡くなつてしまつたということで、本当にこれは痛ましいことであります。お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げ、被害に遭われた地域の皆さんにお見舞いを申し上げたいというふうに思っています。

総務省としても、しっかりと役割を果たして、地方自治体が行うさまざまな支援措置に対して、財政上の支障が出ないように、我々も交付税の措置をしつかりしていきたい。

まずは、普通交付税で除排雪の経費を見ております。足りない分は特別交付税で乗せます。そして、今般、災害救助法の適用地域、適用団体、それから、特に平年に比べて大きな雪が降つた、そういう地域に対しては三分分の特別交付税を繰り上げ交付するとかの閣議で決定させていただきましたので、あした、現金で交付する、このようになっております。

今後、農家の被害であるとかさまざまな実態を踏まえまして、よく事情を聞きながら、それぞれの所管の官庁がありますから、そこでの支援措置が行われる、これを前提にいたしまして、私たちとしてもしっかりとした支援ができるように取り組んでまいりたい。また、これは安倍総理から、全政府的な対応をしよう、こんなことで御下命いただいておりますから、我々もそれを踏まえて役割を果たしていきたい、このように思っております。

その上で、今御質問いただきました地方分権の推進、そのかなめとなるのは、一つには、やはり地方税の充実確保ということでありまして。これは、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する、このことが重要だと、私も同じように思っております。

特に、地方法人課税は、税源の偏在性が大きい、そして大きく税収の変動があるということでありまして。一方、地方消費税は、偏在性が小さくて税収が安定的である、こういう特性があります。例えば、地方消費税は、一人当たりの税収で県別で

比較いたしますと、全国に対して一対一・八なんですね。ところが、地方法人課税は五・七倍にまで開くということがあります。ですから、国税と地方税との間で法人課税と消費課税の税源交換を検討する、今委員が御提案されたことは選択肢の一つであるとも私も考えております。

そして、二十六年度の税制改正においては、地方消費税の引き上げとあわせて、法人住民税の法人税割の一部を国税化し、交付税原資とすることによって、地域間の税源の偏在性を是正する、地方団体間の財政力格差の縮小を図ることにしたわけでありまして。

今後とも、この税制の抜本改革法の円滑かつ着実な実施の中で地方の安定財源を確保するとともに、また、消費税のさらなる、次の段階も含めましての地方法人課税の偏在是正への対応、この取り組みを進めていきたい、このように考えております。

最後に、固定資産税の償却資産課税につきましてありますが、これは、税源の偏在性が比較的小さく、税収が安定的である市町村の基幹税だ、このように考えております。今後の税制改正においては、償却資産課税の重要性を訴える地方団体の意見等々を踏まえまして議論がしていただけたように、また税調の方での御議論をいただくとしたいと思います、我々としても取り組んでまいりたい、このように考えております。

○木内委員 ありがとうございます。

引き続き、役割分担についてお伺いをしたいと思います。

地方分権改革の推進に当たっては、市町村それから都道府県並びに国の役割分担が重要であるというふうに考えております。

例えば、病院運営を例に挙げさせていただきますが、私ですが、私の選挙区には十七市町村があります。その中に、市立それから町立の病院が何と四つあります。そして、長野県は五つ、県立病院を運営しています。さらに、私の選挙区には、名前が改められましたが、旧国立長野病院、今

は信州上田医療センターというふうな名称を変更されていますが、国が病院運営に関与をしているんです。住民にとってみれば、病院サービスを提供していただくのに、市町村だとか県だとか国という区別はないわけなんですけれども、実際のサービスは、市町村がやったり県がやったり国がやったりしているわけですね。これこそまさに二重行政、三重行政の典型ではないかというふうに考えております。

そして、また例に挙げさせていただきましても、実は警察署も、影響が出た一つなんです。私の住む佐久市は、平成の大合併によって、一つの市と二つの町と一つの村が合併をいたしました、新生佐久市、十万都市を対等合併で発足されました。それは、それぞれの市町村の独自の判断なんです。今回は上からの押しつけではありませんので、それぞれの皆さんの判断で対等合併をしていったわけです。

それによりまして、県の守備範囲である警察行政、警察署の運営に支障が出てまいりました。実は、二つの町にも警察署があったわけですね。そうすると、新生佐久市には、何と、十万都市でありながら三つの警察署が存在するということになりました。県庁所在地の長野市は、三十八万都市でありながら二つの警察署しかないんですね。新しい佐久市は、十万都市でありながら三つの警察署が存在をするということになりました。

それで、長野県警察本部のとった施策は、旧二つの町にあった警察署を警部交番に格下げするということをやっただけですね。これは、ある意味では、その地域に住んでいる県民にとってはサービスの低下につながるわけです。こうやって、市町村が独自の判断で合併をしていったことによって県行政に影響が出たという例もあります。

さらに、地方整備局を例に挙げます。長野県というのは、県土が広いせいもありますけれども、何と、北陸地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局と三つの整備局に関連をしているんですね。県は一つでありながら、それぞれ

の事業によって北陸や関東や中部にお願いをしていくという実態があります。これも、効率的にやっていくという観点から見れば、県とそれから市町村と国の役割分担、これをやることによって行政の効率化が期待できるわけでありまして。

こういった事例をお聞きになって、総務大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○新藤国務大臣 ただいまのような実態、これはまさに委員が市議会として県議会、そういった地方自治にずっと携わってこられた、そういう方であればこそ把握だ、このように思います。

そういう地域の実情に合わせて、不合理があれば解消する、さらに、役割分担をしながら、二重行政、三重行政という言葉も今お話しされましたけれども、そういった行政の無駄を今後解消していかなくてはいけない、これは原点にあります。

そして、やはり、地方がそれぞれの自分たちの個性を生かして魅力をつくり、財源と権限を持った、そういう自立の体制を高めていくこと、これが非常に重要だと思っているわけでありまして。

国と地方の役割分担をしながら、そして地方自治における役割も適切な分担がなされるように、そういったことを我々も取り組んでまいりたい、このように考えます。

○木内委員 これから役割分担というのは、広い意味では道州制も含めて、非常に大事になってくると思うんですね。

私も市議会、県議会を経験してきましたから、地域の皆さんに訴えかけさせていただいて、国に出たらぜひ検討していきたいというふうな約束をしてきたのが、例えば、福祉サービスというのは、そこに住んでいる皆さんが一番身近なところでやるわけですから、本来は市町村、基礎自治体が積極的な責任を持つてやっていく。施設の運営に関しても、施設をつくることにしても、サービスを提供することにしても、あるいは民間の事業者がやることにしても、基礎自治体が責任を持つてやっていく。医療は、市に病院がありまして、その市からだけ来るわけではないですね。

近隣の市町村からも患者さんが来るわけですから、そういう意味では、中間自治体である県が責任を持つて医療はやっていったらどうかというような提言もさせていただきました。

そうすると、福祉は基礎自治体がやって医療は中間行政である県がやるのであれば、国は一体何をやるんだということが出てくるんですが、国は、北海道から沖縄まで一律のサービスが提供できるように、必要最低限のサービスが提供できるような基本施策を決めること、あるいは市町村や県に對して助成を行っていくことは国がやるというふうに、明確に守備範囲は分けられると思うんですね。

こういったことをやりたいという約束をして出てまいりましたので、自分のライフワークとしてやらせていただきたいと思っています。

本日は、質問の冒頭に、豪雪災害の対策について新藤総務大臣に触れていただきました。被災地から選出をいただいている国会議員としては、本日に一刻も早い復旧そして支援をお願いするわけでありまして、具体的には、交付税の繰り上げ交付をしていただいております。これは非常に助かっております。もう既に除排雪費が底をついてしまっているわけですね。これから先は特別交付税の上乗せまで含めて検討していただきたいと、改めてお願いを申し上げます。

そして、私自身も、実は土曜日、日曜日、閉じ込められてしまつて、外に出ることが全くできませんでした。そのときに、こうやってテレビを見ていて気がついたんですけれども、長野県というのは県土が広いんですから、民放でも、黒梓で、佐久市、軽井沢で車が立ち往生と出るだけなんです。軽井沢のどこで、佐久市のどこで立ち往生しているかという情報は、残念ながら、広い長野県の民放では出ないんです。それを本来カバーするのが、コミュニティテレビ、CATVですとかあるいはコミュニティFMなんですね。それこそ身近な情報ですから、佐久市のどこどこ地籍、軽井沢のどこどこ地籍で車が立ち往生し

ていて通行どめになっているので不必要な外出は避けるようにとか、あるいはもっと細かいことを言えば、雪かきすら、ふだんは二、三十センチしか雪の降らない地域でありますから、緊急に雪かきが欲しいといったときに、ここも売り切れ、あそこも売り切れといったときに、コミュニティFMが、ここであればまだ売っていますよとか、そういう必要最低限、今起こっている災害に関して解決をしていただく必要な情報を提供できるというのが、本来は、有線テレビであり地域のFMコミュニティの役割だと思っております。

そういうことを実感しましたので、また課題として申し上げさせていただきたいと思っています。

以上をもちまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、濱村進君。

○濱村委員 公明党の濱村進でございます。本日は、大臣所信についての一般質疑ということで、ICTをキーワードに質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、医療情報のICT化について伺いたします。

この分野は、総務省と厚生労働省が連携をとらないとうまくいかない分野であるというふうな思っております。特に、電子カルテにつきましては、導入がとんとん進んでいるわけですが、実は、ICTというかコンピュータシステムとしてはさまざまなベンダーがそれぞれの仕様で開発をしております。その上で病院に提供されているわけでございます。このことは皆さんよく御存じのことかとは思いますが、これまで病院完結型の医療であったがために、それで用を足していた、病院をまたがったという状況でありました。ところが、今は地域連携型医療に変わっておりますので、こういった背景からしても、システムベンダーをまたがった連携というものが必要になってきておまして、標準化というものが大事であるというふうな言われてきております。

す。
ここからがポイントなんですけれども、もう少し突っ込みます。

業務として標準化していくことも実は必要であるということを訴え申し上げたいんですけれども、どういふことかということであれば、例としてガンマGTP、皆さん、数値を気になされている方もいらっしゃるかもしれませんが、このガンマGTPの測定について例として挙げてお話ししたいんです。

これは表記の時点で、アルファベット、gammaのGTPと書く場合もある、ギリシャ文字のγと書いて表記される場合もある。これが統一されておられません。この表記自体の統一ぐらいであれば何とかできそうであるというふうに思うかもしれませんが、実は病院における検査方法も違ってきているわけでございます。

どういふことかという、とあるA病院では検査結果が百二十と数値が出ました。ところが、同じ人がB病院に行った場合に検査結果が百十と出てしまつて、数字が違つて出てくる。A病院では適正な範囲が六から三十八とか言っているのに、B病院では八から五十と言っているというような形で、実は検査基準が違つているということもあります。これは非常に統一するのが難しく、検査機器自体を変更したりする必要もあるわけでございます。このことは、医療情報の連携のための標準化のために、病院もそこまではできませんので、かわりに、データ連携する際に標準化された基準に変換してデータ送信をすればよいというようなことも考えられているわけでございます。今申し上げた例のように、医療現場におけるICT化というのは連携に課題があるわけでありまして、ところが、これは連携されれば非常にメリットが大きいです。遠隔地であったり過疎地であったり、こうしたところはなかなか事例が集まりません。そしてまた、難病といった、症例がなかなかないような事例についても治療が集約できますので、連携されることのメリットあるいは可

能性というのは非常に大きいわけでございます。

大臣の所信の中でも、東北メディカル・メガバンク計画の推進及び全国展開ということがございましたけれども、診療データが電子化されて地域で共有されるわけでございますが、その上で、地域で共有されるだけではなくて全国展開していただきたいというふうに思いますけれども、全国展開するための課題は何であるとお考えか、お答え願えますでしょうか。

○吉田政府参考人 御指摘いただきました東北メディカル・メガバンク計画につきましては、医療機関が患者の診療情報を共有することによりまして、平時のみならず、災害時におきまして、切れ目のない医療サービスの提供を可能とすべく、切実なものでございまして、こういった先導的なものを全国に展開していくことは極めて重要な課題だと認識いたしております。

こうした先進モデルを全国に展開していくに当たりましては、各地域におきまして構築したネットワークを維持していくために、一部の中核的な医療機関だけではなく、在宅医療あるいは介護も含めた多くの関係者が参加する体制をつくっていくことが必要だと考えております。

そのためには、まず、構築、運営に当たりまして、コスト負担のかからない、より低廉なモデルを確立していくこと、先ほど先生が御指摘になりました、システムベンダーをまたがった標準化というようなこともこの中に入るというふうに考えております。それからもう一つは、より多くの関係者の参加を促す、そういう導入メリットを皆が共有していくといったことが必要だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、総務省といたしましては、先ほど御指摘いただきましたように、厚生労働省等の関係省庁とよく連携いたしまして、これまでの成果を検証いたしまして、またさらに改善を加えまして、こうした先進モデルを全国展開していきたいというふうに考えているところでございます。

○濱村委員 ありがとうございます。本当に、平時あるいは災害時にも役立つということでおっしゃっておられました。

導入のためのコスト負担がなるべく少ないようにということも大変重要であります。これは、中核病院あるいは大規模病院であれば、導入されている電子カルテというのは、ある特定のベンダーが大体二社ぐらいで五割以上を占めている。これまた、他方で、一般的なクリニックとか個人開業医の皆様においては、また別のベンダーが多く入られていたりしますので、そのあたりも含めて、展開するに当たっては、しっかりと標準化していったいただけるように、今後取り組みをお願いしたいなというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思っております。
次は、マイナンバーについて少しお伺いをしたいと思えます。

マイナンバーの導入に当たっては、地方公共団体における業務システムの改修が必要となつてまいります。地公体が対応する費用も含めて、政府は約二千六百億円かけて対応するわけであります。これはまだまだ概算のレベルかもしれませんが、けれども、それぞれの地公体で、業務ごとに、総務省あるいは厚労省分として予算が配分されているわけでありまして、これが費用として適切であるのか、そしてまたその根拠は適切なのか、対応工数の積み上げなどともに評価した結果なのかどうか。この評価プロセスについて、ぜひとも御説明をお願いしたいと思います。

○伊藤大臣政務官 お答えを申し上げます。
マイナンバーの導入につきましては、円滑な運用に当たって、地方公共団体に御協力をいただくことが必要不可欠であるものと考えております。

総務省といたしましては、地方公共団体における番号制度の導入のためのシステム整備に当たって、平成二十六年から二十八年度にかけて、国庫補助金により支援することといたしまして、平成二十六年度の予算案においては、約三百十億

円を計上させていただいてるところでございます。

本補助金の計上に当たりましては、システム整備に要する事業につきまして、複数の事業者からヒアリングを行った上で検討を行い、システムエンジニアの方の適正なる単価と開発工数を掛け算しまして積み上げをいたしましたとともに、内閣情報通信政策監により、より効率的なシステム整備のあり方等について、数次にわたる指導と助言をいただきながらチェックをいたしまして、政府部内の調整を経た上で取りまとめられており、適切な、必要な事業費として計上しているものと考えているところでございます。

加えまして、今後、予算の執行段階においては、より効率的な執行に留意をしていくことが必要と考えております。

地方公共団体における各団体自身の中、あるいは複数団体が集まって共同化するということが含まれて、また、その情報そのもののセキュリティについて無十分な留意をすることは当然といたしまして、クラウドの活用促進も含め、より効率的なシステム整備に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○濱村委員 ありがとうございます。
ちょっとこれ、さらに質問させていただきたいんですが、通告にはありませんが、基本的には、これは既存システムの改修に当たるといふふうに思っております。既存システムの改修ですので、どうしても随意契約が多くなるのかなというふうには思っておりますけれども、この随契に対しての適正評価というのは、総務省として何か、随契の場合はこのように評価をされていますとか、標準的に評価するような仕組みあるいは制度、そういう知見、こういうものが積み上げられているのか、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

政府CIOを中心とした体制とかもあって、今、政府として全体でICTの導入あるいは改修につ

いての適正化も進められている中ではあるとは思いますが、まだまだ専門家は少ないというように実感しております。いろいろな政府の方ともお話しさせていただきましたが、なかなか専門的な知見を有している方が、まだまだこれからふやしていかなければいけないという状況にあります。

そういった意味も含めて、随契をやるのは非常に大事なポイントなんですけれども、これを評価できる体制が十分整っているのかどうか。これも含めて、どのように随契を評価されているのか、お答え願えればと思います。

○伊藤大臣政務官 ただいまの御指摘は大変重要などところだと思っております。

いずれにいたしましても、随契と申しましても契約でございますので、政府といたしましては、適正にこれが行われるよう、ただいま申し上げました、積み上げてまいりました判断の基準とか、それから、これまでやってまいりました仕組みを十分活用いたしまして、適時適切に行ってまいりたい、こう思っております。

○濱村委員 ありがとうございます。

そういう意味では、SE単価あるいは工数、これらもぜひホームページ上で公開されるかやっつけていただけると、世間標準的なレベルとすり合わせてどうなのかということが判断できるかと思えますし、公明正大な判断が国民の皆様にとっても非常にメリットがあるのかなというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

皆さん、インターネットをお使いのときに、セキュア・ソケット・レイヤーというものがインターネット上で情報を暗号化してくれる、そういう仕組みがありまして、暗号化した上でデータを送受信してくれるわけでございますけれども、基本的には、プライバシー情報であったりとかクレジットカード情報、こういったものを暗号化してくれるわけですので、インターネットにおけるオンラインショッピングとかで活用されているわけでございます。

ところが、このSSLの利用というのが国民の皆さん一般になかなか周知されていないんじゃないかというような事例も起きているわけです。大手百貨店が運営するショッピングサイトで、九カ月間SSLがなかった、こういった状態でサイトが運営されておりました。何と六千六百四十名の方が気づかずにショッピングをされていたわけでございます。データ暗号化されずに、もうだだ漏れの状態でございます。こういった中で、皆さん、お買い物とかされているわけですが、皆さん、一般の国民の皆さんにおいても、しっかりと勉強していただける、そういった環境をつくっていかないと、いけないというふうに感じているわけでございます。

一たびセキュリティーの事故が起きますと、大きな被害となるわけでございます。そのために、自己管理のレベルをどんどん上げていくべきだと思います。サイバーセキュリティーの強化についてはどのようなことをおやりになるのか、お示しください。

○吉田政府参考人 サイバー攻撃は近年非常に巧妙化しておりますので、それぞれ事案に応じた対策を講じていくということが必要だというふうに考えております。

先生は自己管理のレベルを上げていくことが必要だということにおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりだと考えておまして、事業者側が対策を講じることは当然のことといたしまして

て、利用者側も危険性を十分注意する必要があるというふうに考えております。

御指摘のショッピングサイトのSSLの件につきましては、総務省では、国民のための情報セキュリティサイトというのを開設しているわけでございますが、その中で、どのような点に気をつけたらいいのかというのをわかりやすく説明いたしております。

より具体的に申し上げますと、ショッピングサイトで個人情報を入力する際に、サイトのアドレスがhttps、通常がhttpなので、sがついてセキュリティがプラスされているという意味でございますが、で始まることや、あるいは、ウェブブラウザに鍵のマークが表示されている、こういったことを確認した上で送信をするということを押奨するように注意喚起をいたしております。

また、同じショッピングサイトの例で申し上げますと、最近では、IDとかパスワードが流出、悪用されるというような事案が非常にふえてきておりまして、その原因は、利用者が同じID、パスワードを複数のサイトで使っているということにあると考えられますので、総務省では、ID、パスワードを使い回ししないようにといった、これは初歩的なことでございますが、注意喚起を行っているところでございます。

今後とも、セキュリティーの問題につきましては、内閣官房情報セキュリティセンターの調整のもと、関係省庁と連携した上で、情報セキュリティの強化、さらに国民への周知に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○濱村委員 アドレスバーが緑になりますよとか、そういう具体的な話とかも含めて、ぜひ国民の皆さんに広く周知徹底をいただいて、安全を守っていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

質問を終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

す。

まず、今回の大雪では、栃木県においても七十億円を超える大きな被害が生じています。特に、鹿沼市、宇都宮市、日光市においては、サツキ用の鹿沼土が大きな被害を受けております。農業でも工業でもない業として分類をされておりますので、地域の産業でありまして、何の補償も保険もありません。総務省においては、ぜひ特別交付税などにより特別な対応をお願い申し上げます。

また、総務大臣政務官でありました徳田衆議院議員が辞職願を出したとのことでありますけれども、しかし、国会の方については何の説明もございませんので、元総務大臣政務官でありましたので、総務省として、国会に対してしっかりと説明をするよう要請をしておきます。

それでは、質問の順番を変えて、緊急性の高いNHKの会長の問題について先に質問をさせていただきます。時間が余りましたら、総務大臣にも基本的なことについて質問をさせていただきます。

それでは、きょうは、NHKの経営委員長、そして会長以下全理事に御出席をいただいておりますので、それぞれ、皆さん、正直にお答えをいただきます。

まず、NHK会長としての萩井会長の資質について伺います。

一つ目は、公共放送の不偏不党、公正中立、編集権の独立とは何か、どう考えているのか、萩井会長、お答えください。

○萩井参考人 お答えします。

今御質問があった点は、まさしく我々公共放送の実に基本的な部分でありまして、非常に大事なポイントと考えております。

放送法は、放送による表現の自由を確保するため、放送の不偏不党や政治的公平を求めています。

NHKは、放送法に基づきまして国内番組基準を定め、政治上の諸問題は公正に取り扱う、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの

角度から論点を明らかにすることを規定しております。

こうしたことを実現し、公共放送の使命を果たすためには、ニュースや番組が外からの圧力や働きかけによって左右されることがあつてはならないと考えております。NHKとしましては、これが編集権の独立だと考えております。

したがいまして、番組編集の自由を確保し、放送の自主自律を堅持することが、公共放送の生命線であると認識いたしております。

○福田(昭)委員 質問の二の方まで答えてくれたようであります。まさに、公共放送の不偏不党、公正中立、編集権の独立を踏まえて、NHKの放送、報道はどうあるべきと考えているかということ、二番目に質問する予定でしたが、そこまでお答えいただきました。

それでは、NHKの指針ではどのように規定しているんですか。お答えください。

○榊井参考人 お答えいたします。

NHKは、基本的に放送法というのの大きなバックボーンにしながら、放送法に基づき、放送による表現の自由を確保するため、不偏不党、公平公正などの原則を守って放送することを求められております。

国民の知る権利に応え、特定の利害に左右されることなく、意見が対立している問題は多角的に取り扱うなど、基本的な姿勢を堅持してまいります。

○福田(昭)委員 NHKの指針には、放送法の第一条を引用する形で、

報道機関として不偏不党の立場を守り、番組編集の自由を確保し、何人からも干渉されない。ニュースや番組が、外からの圧力や働きかけによって左右されてはならない。NHKは放送の自主・自律を堅持する。

全役職員は、放送の自主・自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき、すべての業務にあたる。と書いてありますが、職員からレクチャーは受け

ていますか。

○榊井参考人 我々はガイドラインというものを持っております。その中に、今委員がおっしゃったことが書いてございます。それについては認識いたしております。

○福田(昭)委員 それでは、認識しているようですので、次の質問に行きます。

ことし一月の就任記者会見時の発言等を顧みて、今何を考えておりますか。反省するところがありますか。

○榊井参考人 お答えいたします。

就任会見で私が個人的な見解を発言してしまつたことにより、視聴者の皆様、各方面に迷惑をおかけしましたことについて改めて深くおわびを申し上げます。

○福田(昭)委員 全くよくわかりませんけれども。

二月十二日の経営委員会で、記者会見のテキストを全部見てほしい、私は大変な失言をしたのでしようかと持論を述べていたとの報道がマスコミ各社に載っております。全く反省していないのではないですか。十二日の会合の議事録は二十八日に公表されることになっておりますので、うそをついてもだめですよ。正直に答えてください。

○榊井参考人 もう一度、二十五日の会見について、私見を述べたことについて改めて深くおわび申し上げます。

今月十二日に開かれました経営委員会の私の発言につきましては、今委員御指摘のとおり、二十八日に議事録ができ上がると聞いておりますので、私はこの場では発言を差し控えてさせていただきます。よろしく願います。

○福田(昭)委員 それでは、榊井会長、二十五日の記者会見の発言を取り消したということですが、けれども、それは考え方を変えたということですか、どういうことですか。答えてください。

○榊井参考人 お答えいたします。

述べました。その私見を、NHKの会長の会見という公式な場で私見を述べたことを大変反省し、これを取り消したわけでございます。

○福田(昭)委員 会長、だから、考え方を変えたのかどうかと聞いているんです。取り消したんじゃないで。 (発言する者あり)

○高木委員長 不規則発言は御遠慮ください。

○榊井参考人 お答えいたします。

私が一月二十五日の記者会見において私的なことを述べたことを取り消します、こういうことでございます。

○福田(昭)委員 それでは、考え方は変えていないということですね。それはよく確認をさせていただきました。榊井会長、イエスカノーで答えてください。考え方を変えていないということですね。イエスカノーで答えてください。

○榊井参考人 お答えいたします。

就任会見で個人的見解を述べたことを取り消しました。

○福田(昭)委員 わかりました。では、考え方は変えていないということですね。

ところで、榊井会長、就任会見後、NHKには一万件を超える批判的な意見が視聴者から届いているそうです。十二日の会合で受信料不払いが起きた場合の対応策について質問されて、営業努力で補うと回答、対策は正直よくわからないと答えましたが、どういう対策をとるつもりなんですか。

○榊井参考人 十二日はまだ議事録が出ていないのは御承知のとおりだと思います。したがいまして、私とその場で何を述べたかはコメントすべきではないというふうに考えております。

ただ、もしそういうふうな事態が起こるとすれば、我々は、やはり営業を活性化し、さらに、そういうことがないように努力するとともに、番組をよりよくして視聴者の皆様の信頼に応えたいというふうに思っております。

○福田(昭)委員 榊井会長、一度受信料が大幅に激減をして、それを多くの皆さんの努力で回復し

てきたんですよ。それを、榊井会長一人の発言で受信料を減らすということになるんですよ。そうしたら、何の責任も感じないんですか。全く責任を感じないんですか、そう言ったとして。

○榊井参考人 多くの視聴者から、批判的なコメントも、サポートするコメントも、両方いただいております。私としましては、そういう視聴者の意見は十分に考えながら、今後経営をやつていきたいと思ひます。

ただ、今委員の減つたらどうするんだということについては、まだ結果も出ていませんし、我々としては、そういうことがないように、最大限の努力をするつもりであります。

○福田(昭)委員 もう既に払いたくないという人がたくさんいるんですよ、会長。

NHK会長としての資質はないと判断をさせてもらいます。

次に、NHK会長としての今回の人事権行使の狙いについてお聞きします。

まず一つ目、一月二十五日の就任初日、臨時役員会を開いて、理事全員に辞表を求めたと報道がありますが、それは本当ですか、会長。

○榊井参考人 本件は、まさしく人事のごてでございますので、私としてはコメントを控えていただきたいと思います。

○福田(昭)委員 榊井会長、そう簡単に、人事のことだからといって、あなたが否定することはできないんですよ。

榊井会長が就任初日に理事らに辞表を預けるように求め、会長の人事権を強調していたことが、二月二十二日、複数のNHK関係者への取材でわかった、現在まで任期途中で辞任した理事はおらず、辞表は榊井氏が預かっていると見られる、関係者によると、当日、あなた方は前の会長が選んだ、今後の人事は私のやり方であるという趣旨の発言をして、辞表を預けるよう出席者に求めた、そう多くのマスコミが報道しております。

○榊井参考人 お答えいたします。

多くの新聞とおっしゃいましたが、そういう新聞が、どこからどういふふうなニュースを察知されたか知りませんが、私としては、やはり人事は非常に大事なポイントでございまして、それをこの場で、新聞をベースにコメントするわけにはいかないと思います。

○福田(昭)委員 それでは、また最後に聞きますね。時間がなくなつちやいますから、先に行つて、最後にまたお聞きします。

それでは、二つ目は、国会でうそをついて辞職に追い込まれた会長が過去にいたことを御存じですか。

○榎井参考人 お答えいたします。

私としては、確認はいたしております。

○福田(昭)委員 過去に、国会軽視の虚偽答弁をして引責辞任に追い込まれた実力者会長がおりますか。

榎井会長、マスコミ各社の報道にありますように、内部情報がこういうふうに漏れてくるということは、既に榎井会長がNHKの内部で信頼されていらないという証拠ですよ。それをどう思いますか。

○榎井参考人 お答えいたします。

いろいろな組織においては、いろいろな意見があると思います。しかし、我々は、今から、NHK職員、経営者一丸となつて、よりよいNHKのために最大限の努力をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく御理解ください。

○福田(昭)委員 どうも答えないうであります、最後にまた聞かせてもらいます。

では、三つ目、理事の任期は省略して、四つ目に行きます。

理事の任期満了前に辞表提出を求めた会長は、あなたが初めてだそうであります。歴代の会長で辞表を提出しろと求めた会長はいなかったそうであります、どう思いますか。

○榎井参考人 お答えいたします。

そういうことは確認いたしております。

○福田(昭)委員 榎井会長、聞いていますか。あ

なたが初めてなんですよ、こんな強引なことをやるのは。初めてだと聞いていないんですか。

それでは、浜田経営委員長、予告はしておりますが、お伺いいたします。

放送法第五十二条第三項で、「副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。」とあります。浜田委員長は、この辞表を預かったことを承知しておりますか。

○浜田参考人 そのような報道があるということ

は承知をしております。

会長に委任している業務執行にかかわることなので、経営委員長としてはコメントを差し控えておりました。

○福田(昭)委員 浜田委員長、では、榎井会長から相談はされていないんですか、相談はされているんですか、どうですか。

○浜田参考人 先ほど申し上げましたように、会長の業務執行にかかわる範囲でございしますので、相談は受けておりません。

○福田(昭)委員 浜田委員長、おかしいじゃないですか。放送法第五十二条第三項で、副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命するんですよ。浜田委員長が同意をしなければ任命できないんですよ。そうしたらしっかり人事権に同意をする人が知らないでやっているんですよ。それを許すんですか、あなたは。

○浜田参考人 理事の任命に当たりましては、委員の御指摘のように、経営委員会の同意を得る必要がありますので、経営委員会としては、個別の人事が提案された時点で適切に判断をしております。たいというふうには思っております。

○福田(昭)委員 では、相談を受けていないということですね。初めてなんですよ、こんなことをやった会長は、浜田委員長。

それでは、副会長、専務理事、理事お一人お一人に、辞表を既に提出したのかどうかお伺いいたします。

皆さんも、会長と同じで、うその答弁をするとはやり引責辞任するようになりますから、正直に

答えてください。しかも、いずれ時期が来れば全てわかつてしまうんです。ですから、こゝでしっかり正直に答えていただきたいと思います。

では、副会長から順に、お一人お一人簡潔に答えてください。イエス、ノーで結構です。

○堂元参考人 お答えいたします。

私は、今年の十二月に副会長に就任をいたしました。現時点で辞表は出ておりません。

○塚田参考人 私は、辞任届には辞任の日付を空欄のまま、記入せずに、署名捺印し、提出いたしました。

○吉国参考人 私も、日付を入れない形で辞任届を提出しております。

○石田参考人 何月何日をもつてという日付の欄が空欄の辞任届を提出いたしました。

○木田参考人 私も、日付の入っていない辞任届にサインして、提出してあります。

○久保田参考人 私も、辞任の日付を記入していない辞表に署名捺印して、提出してあります。

○板野参考人 私も、日付の入っていない辞表に署名捺印して、提出をいたしました。

○上浦参考人 お答えいたします。

私も、日付のない辞表に署名捺印し、提出いたしました。

○榎井参考人 私も同様に、日付のない辞任届を提出してございます。

○下川参考人 私も、日付は空欄のまま、署名捺印のみして、提出いたしました。

○森永参考人 私も、日付なしに署名をして、提出いたしました。

○福田(昭)委員 副会長、専務理事、理事の皆さん、大変御苦労さまでした。

これで、榎井会長のうそがはつきりましたね。辞表はきちっと提出されている。何も……(発言する者あり)

○高木委員長 不規則な発言は御遠慮ください。

○福田(昭)委員 要するに、正直じゃないということですね。

に任期切れの二人の専務理事は再任をされたと聞きますけれども、どうして認めたんですか、榎井会長。その理由を答えてください。

○榎井参考人 お答えします。

ちょうど会長の交代時期が一月二十五日でございます。この日は、三月末という、NHKにとりまして非常に大事な日にちを控えております。そういう中で、やはりこの二人の専務理事の力というものは必要だというふうに感じ、二月に任期が切れる二人の専務理事には尽力してほしいというふうに思い、やりました。

○福田(昭)委員 次の質問に入りますけれども、榎井会長は、ことしの四月二十四日または来年の四月二十四日には、専務理事あるいは理事の多くが任期満了となるわけでありまして、あえて全理事に任期満了前に辞表を提出させた理由は何か。

○榎井参考人 お答えいたします。

これもまた人事上の問題でございまして、私としてはコメントを差し控えたいと思っております。

○福田(昭)委員 榎井会長、先ほど、発言は取り消したけれども、自分の考えは変えていないんですよ。もう一度答えてください。

○榎井参考人 お答えいたします。

何度も同じ答えで申しわけございませんが、私は、一月二十五日の私的見解、私的発言について取り消しをいたしました。発言したことを取り消しました。

○福田(昭)委員 榎井会長、自分が発言したことは取り消したけれども、考え方は変えていないわけですよ。そうすると、辞表を提出させて人事権を行使するということは、俺の考えに従った放送をしろ、俺の言うことに従え、俺の考えに沿った放送をつくれということと同じ意味になるんですよ、榎井会長。ですから、自分の考えを放送に反映させることはないと幾ら榎井会長が言っても、人事権を持つている人が、いつでもお前を首にできるんだぞ、こういう権力を行使したら、榎

井会長に逆らう人は誰もいなくなるんですよ、
井会長。

ですから、**梶井会長**が幾ら、自分の考えを放送に反映させることはないと云つても、それは通用しないんですよ、**会長**。どうですか。

○**梶井参考人** 何度も申し上げておりますが、個人的な発言は既に取り消させていただいております。

また、これも何度も申し上げておりますが、個人的な見解を番組に反映させることはしない。放送法に基づきまして、私どもはNHKをやつていくつもりでございます。公平公正、不偏不党、表現の自由を確保しまして、適切に放送を行つていく所存でございます。

○**福田(昭)委員** 会長、会長が幾らそう言つても、私も組織を動かした経験があります、市長、知事、首長として。人事権のある人に逆らう人は、左遷されるかどうかなるんですよ。

ですから、**梶井会長**が人事権を振りかざせば、NHKの内部でまさに民主主義がなくなるんですよ。活発な議論がやれなくなるんですよ。放送が、まさに**梶井会長**が守ると言つていける公共放送が、不偏不党、公正中立、編集権の独立、それが脅かされることになるんですよ、**梶井会長**。それを自覚していますか。

○**梶井参考人** お答えします。

私は、NHKのトップとして、放送法の精神や規定に沿つて、公共放送の使命を果たしていけるよう貢献していきたいというふうに思つております。

それから、放送法の中には、民主主義を發展させるということも書いてあります。したがいまして、私は、放送法に基づきましてNHKを経営していきたいと思ひますし、同時に、私の個人的な見解を放送に反映させることはしないということを改めて強調したいと思ひます。

○**福田(昭)委員** **梶井会長**、自分の考えは撤回していないことだし、また、就任初日に人事権を振りかざすような行為をいたしておりますので、とても**梶井会長**を信用するわけにはまいりません。

梶井会長がこれ以上NHKの会長にとどまることは許されなかつと思つています。ぜひ、即刻辞任を勧告いたします。

それで、**経営委員長**、放送法の五十五条には、**経営委員会**は、**会長**もしくは**監事**が職務の執行の任務にたえないと認めるとき、または**会長**もしくは**監事**に職務上の義務違反その他**会長**もしくは**監事**たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができると規定されております。

浜田委員長、**梶井会長**を罷免する考えはありませんか。

○**浜田参考人** **会長**は、再三再四謝罪をされ、放送法の遵守をする旨の発言も承つております。そういう意味では、**経営委員会**としてはそういう考えはございません。

○**福田(昭)委員** **浜田委員長**、そうすると、これからさまざまな批判がますます高まってくると思ひますし、さらに、本当に受信料の低下など、そういう状態になれば、いづれ判断せざるを得なくなると思ひます。ですから、やはり、それは事前の予防が私は大切だと思ひます。就任早々からこれだけの騒ぎを起こした**会長**、いましたか。いなかつたんじゃないですか。

浜田委員長、もう一度お答えください。

○**浜田参考人** 先ほども申し上げましたけれども、**経営委員長**といたしましては、**会長**に対して厳しく自覚を促し、説明責任を果たすとともに、事態の収拾を速やかに行うよう要請しました。また、**会長**からは、反省の言葉と、業務執行に当たつては放送法を遵守するとの明言を得、役職員一丸となつて事態の収拾に当たる決意も示されました。**経営委員会**としては、**会長**に先日、口頭でそういう旨の申し入れもいたしております。

○**福田(昭)委員** これからこのことについては、質問する機会がまだまだありますので、NHKの予算もありますので、しっかりとただしていきたいと思ひます。

そこで総務大臣、**梶井会長**は、憲法改正はナチスのようにやればよいと言つた**麻生副総理**の推薦だと聞いております。ふるさとも同郷だ、**梶井会長**は**麻生副総理**と同郷だそうですね。**梶井会長**は**麻生副総理**と同郷だそうですね。憲法改正はナチスのように、国民にわからないようにやればよい、こう言われたそうですね。けれども、まさにNHKを所管する総務大臣として、**梶井会長**の今までのやりとりを聞いておりました、どうお感じになられたか。NHKの**会長**として適格なのかどうか、その辺について所感をお伺いしたいと思ひます。

○**新藤国務大臣** これはとても重大で基本にかかわることありますから、少ししっかり答弁させていただきますと思ひますから、御理解いただきたいと思ひます。(発言する者あり)

○**高木委員長** 御静粛にお願いします。

○**新藤国務大臣** まず、今般の就任会見における**会長**の個人的発言をめぐり混乱が生じていること、これは残念である、このように考えております。

そして、放送法は、第一条の目的規定において、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保し、放送が健全な民主主義の發達に資するようにすること等を原則として規定しています。

このような放送法の原則を踏まえ、かつ、放送法の第三条において、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と定めておりまして、これは、政府や議会も含め、何人もこれによつて規律されていると私は承知をしております。

その上で、こうした放送法の規定を踏まえて、放送機関のトップが行つた個別の発言について政府としてコメントは差し控えたい、このように考えております。

さらに、放送法第四条は、放送番組の編集に当たり放送事業者が遵守すべき事項を定めた上で、第五条で、みづから定める番組基準に従つて番組

編集を行うべき旨を定めているわけでありまして。こうした放送法第四条の規定に基づき、一般論として申し上げれば、**会長**たる地位にある者が複数の意見のある事柄について個人的発言を行うことと自身が、直ちに放送法違反とは言えないものの、適切とは言えない、このように認識をしております。

会長は、これまで国会審議の場で何度も謝罪をされて、そして反省の弁を述べられながら、個人的な見解を述べた部分について全て取り消しをしています。私はそのように認識しています。

そして、現状で、**会長**が個人的発言に従つてNHKの放送番組の編集を行つたということは承知をしております。また、**会長**自身が、自分の個人的な見解を放送に反映させることはしない、この旨は何度も、また本日も国会で述べられております。

就任会見における個人的発言を露端とした今般の混乱は収束をさせて、私は、NHKが、本来持つていける能力を生かして、**会長**と職員が一丸となつて国民に対してよりよい放送を提供すること、そして信頼をさらに向上させること、これを図つていただきたいと、大いに期待をしております。

○**福田(昭)委員** 大臣からお答えがありましたけれども、しかし、あくまでも、**会長**は、個人的な見解を取り消しただけであつて、考え方を變えたわけではありません。これは、これから問題を引き起こすことになるかと私は考えておりますので、今後さらに追及をしていきたいと思ひます。

梶井会長、最後に、先ほど、全理事の皆さんが辞表を提出したことを素直に、正直に答えてくれました。それに対してどう思ひますか。

○**梶井参考人** 各理事は事実をそのまま述べたと思ひます。それはそれで結構ではないかというふうに思ひます。

私がどう思うかについては、これはまた別問題でございますので、人事のことでございますので、

これ以上のコメントは差し控えさせていただきます
と思います。

○福田(昭)委員 梶井会長、NHKはあなたのものじゃないんですよ。国民全体のもの、公共放送なんですよ。

あなたは、選挙で選ばれたわけでも何でもありません。たまたま国会で同意をいただいた、それだけなんですよね。したがって……(発言する者あり)

○高木委員長 委員の諸君は御静粛にお願いします。理事を通じて発言してください。

○福田(昭)委員 したがって、やはり、しっかりと公共放送としての役目を果たすべき、あなたはその責任があるわけですから、とても果たせるとは思えない。ぜひ即刻辞任することを求めますが、いかがですか。

○梶井参考人 お答えします。

NHK会長の重みをしっかりと受けとめ、放送法に基づいて公共放送の使命を果たしていくことで、引き続き会長としての責任を全うしたいと思っています。

○福田(昭)委員 失礼しました。間違えましたので訂正しますが、国会で同意したんじゃないんです。経営委員会を選んだわけですね。ですから、まさに選挙で選ばれたわけでも何でもありません。そういうあなたが個人的な見解に基づいてやるということは、本当に公共放送を私物化するに等しい話でありまして、ですから、何度も申し上げますが、あなたに辞職を求めます。もう一度お答えください。

○梶井参考人 NHK会長としての責任の重さをしっかりと身に受けて、引き続き会長としての重責を全うしていきたいというふうに思っております。

○福田(昭)委員 梶井会長、先ほども申し上げましたが、あなた、もうNHKの会長として内部からも認められていないんですよ。だから、あなたが辞表を提出させたことについて、ぼろぼろのぼろ情報が出てくるんですよ。わかりますか。あなたも会社の経営をした経験があるわけですよ。

よね。そうしたら、そんなことをされたら、あなたは社長として務まりましたか。しかも、会長、これはNHKの内部にそういう批判がたくさんあるということなんですよ。そのこと、よくわかりますか。どうぞ答えてください。

○梶井参考人 組織の中にいろいろな意見があることは想像するまでもないと思いますが、私は、放送法に基づきまして、何回も繰り返しておりますが、不偏不党、公平公正、表現の自由を確保して放送を行っていくことはもちろん、コンプライアンスの強化、ガバナンスのあり方なども大事と考えております。

自分の信念とNHKの役割、期待を考えながら最適な運営を図っていくことが会長としての私に求められていると信じております。

○福田(昭)委員 この問題は、今後とも引き続き、梶井会長のNHK会長としての資質をしっかりと追及していきたいと思っております。後でまたやらせていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田(徹)委員 民主党の黄川田徹であります。大臣の所信に対して、通告に従い、順次質問していきます。

きょうの朝日新聞にちよつとした記事が載っております。日本の人口が減少する時代にあつて、海外からの移民も政府として本格的に検討するということのような記事が載っております。そこで、まず、日本の国として人口減少する、このことに対しての大臣の危機感といいますか、それをお持ちであれば、伺いたいと思います。

○新藤国務大臣 私は、この人口減少が国家の基本的課題である、このように考えております。そして、現状におきまして、人口が五万人以下、三割の地域に八割の人口が集中している。

今後人口が減少していくと、自治体を維持することがもう難しくなる、そういう地域がどんどん出てくるということになるわけでありまして。

そして、国土審議会の取りまとめました「国土の長期展望」、これは前政権のときに出していたものであります。これは非常に私は注目をしています。一キロメッシュで国土の人口分布をチェックしていきますと、二〇五〇年までに、現在、人が居住しているエリアから二割、そこが無居住エリアになっていく、もう自治体が運営できない、こういうことが予測されているわけでありまして。

ですから、こういった状態で、まず都市部においては集中することによる都市問題が起き、一方で地方、過疎地はどんどん人口が減っていく。この開いていくそれぞれに問題を抱えるということになります。

ですから、人口減少は国家的課題であるとともに、それぞれの地域で、国土に、皆さんが自分の生まれた町でちゃんと満足して住み続けられるように、そういった政策を打つことは、これは国家的課題である、このように考えております。

○黄川田(徹)委員 今大臣から、人口減少は国家的な課題という認識だということでございます。そこで、「二〇四〇年、地方消滅」「極点社会」が到来する、こういうふうなセンセーショナルな言葉でもって、元総務大臣増田寛也さん、実は私も岩手の人間で、当時県会議員をしておりまして、増田寛也さんは岩手県の知事もされました。これは、昨年十二月の中央公論に発表されたものであります。地方が消滅する時代がやってくる、人口減少の大波は、地方の小規模自治体を襲い、その後、地方全体に急速に広がり、最終的にはさまざま勢いで都市部をのみ込むというシナリオであります。

人口減少は、日本では二〇〇八年から起こったわけでありまして。そこで、この人口減少の時代を迎えまして、長期の人口動態といいますが、二十年後、三十年後あるいはまた五十年後というふう

な、そういう見据えた、国と地方のあり方について、所見があればお伺いしたいと思います。

○新藤国務大臣 私の理解では、たしか人口減少に転じたのは二〇〇五年だったと思います。それで、トレンドとしては、今の合計特殊出生率を上させない限りは、これはもう二〇三〇年、四〇年、五〇年と深刻な人口減少を迎えていくわけでありまして。

ですから、まず、人口をふやすための、それは、生活を安定させる、それから、社会のいろいろな価値観というのが変わってきておりますけれども、いずれにしても、子供を産み育てられる社会、こういったものを政策として打っていかなければいけないんだらう、このように思っております。

そして、何よりも、今人口が少なくなっているところ、そこに、皆さんはいたくなくなっていくのではなくて、いらなくなっていく、こういうこともあると思います。ですから、私は、地方自治をお預かりする総務省としては、全国津々浦々に成長の実感を届けるとともに、全国津々浦々が自分たちの工夫で自立性を高められるような、そういう政策が必要だと思っております。

いろいろと申し上げたいことはたくさんありますけれども、私が一つ注目しているのは、過疎地でありまして、私ども地域の活性化が成功している町というのは幾つかあります。いろいろなところで工夫をやっています。そこは、私が現場に行っているところ、また書類等でチェックいたしますと、その地域活性化の成功した町、村では、人口が減っているんです。過疎で、だけれども、社会増になるんです。人口の、生き死にで自然減になってしましますが、転出入のチェックをいたしますと、これが社会増に転じている地域というのは幾つもあります。

ですから、これから、長期のトレンドについては、国として、人口をふやしていく、そのための、これは少子化対策もあれば女性対策もあれば国土計画も、いろいろなものが組み合わされて、何よ

りもこれは経済を安定させること、発展させることが重要だと思えますけれども、あわせて、やはりそれぞれの地域でどうやって工夫をして自立性を高められるか、その町にとどまっていられる、そういう状態をつくっていく。また、魅力的な地域には自分たちが移っていかうと。それは、都市から地方に対してのそういった人口移動があつてもいいし私は思っていますし、そういうものを実現するための施策を総務省は幾つも持っていますし、鍵となるのはICTだと思えますけれども、そういったものを加味しながら、ぜひこの問題には取り組んでまいりたい、このように考えております。

○黄川田(徹)委員 来年は二〇一五年、戦後七十年ということでもあります。

地方自治も、この七十年の間に、昭和の大合併、そして先般の平成の大合併と、大きく変わってきたのでありますが、今度は、七十年もたつと、これから日本の人口は半分になるんじゃないのか、そういう大きく動いていく時代となつておりまして、そしてまた、満遍なく、行政サービス、社会保障もしつかりやつてきましたけれども、本当に維持できるのか等々、さまざまな課題があると思っております。

それから、最終的には、大都市にも人口減少の大波が来るということ、のみ込むということでもありますので、大都市にも限界集落といえますか、そういう場所場所があるし、その人たちの社会保障をどう支えていくのか、さまざまな課題があると思っております。

そこで、将来に向けてしつかり取り組まなきゃならないのでありますけれども、増田さんが話された、最初に大打撃を受ける小規模自治体といえますか、中山間地とか辺地とか過疎地といえますか、そういう部分の政策もしつかりやつていかなきゃならないと思っております。よく農業で耕作放棄地という言葉がありますけれども、市町村の限界集落、最終的には、増田さんは、自治体自身が限界自治体化していくんじゃないの

かということもお話しされております。

そこで、まず足元の対策といえますか、先ほど大臣もお話しされましたけれども、最も大きな影響を受ける過疎地域、この政策についてお尋ねいたしたいと思っております。

この過疎対策につきましては、これまでの取り組みと今後の課題でありますがお尋ねいたします。○新藤国務大臣 まさに過疎対策を充実させること、これは先ほど申し上げましたが、重要なわけでありまして。

これまでの取り組みといたしましては、ハード事業に加えて、地域の課題に応じたソフト事業というものを過疎の支援に加えて充実させてきました。

ところが、残念ながら、現在、二十五年四月一日時点では、過疎と言われる市町村は四五％ですけれども、今後、今与党の方で御議論いただいております。国会の方で御議論いただいております中では四七％にあがります。ですから、まだ過疎の流れというものは、とめるどころか、少しづつでもまたふえていっている、こういう状況があります。

ですから、過疎地域自立促進特別措置法、こういったものを平成二十二年に法改正を行いました。ソフト事業の活用というのを可能にいたしました。そして、過疎事業債の利用率がどんどんと上がっているということで、過疎自治体においても、そういったことに熱心に取り組んでいただいているということだと思えます。

今後は、さらに、過疎地であっても元氣になれるような、そういう事業というのをぜひ応援したいというふうに私は思っているんです。

実は、平成二十四年度、我々、政権に戻りました、私も総務大臣を拝命いたしました。最初の二十四年度補正において、過疎集落等自立再生対策事業というものを設けました。これは何と、我々、予算額十五億だったんです。それに対して百三十億円の御要望が来しました。枠がそれしかなかったものですから、本当に選定に苦労したんですけれども、

ども、そして、百五十件程度の団体を予定していただんですが、それに対して六百十件、御要望が出たんです。そういったことで、皆さんから非常に御要望を賜りました。

ですので、それを、二十五年年度の当初、そして補正、そういう中で、我々もできる限り措置をしながら、そういうニーズの高い事業については充実させていきたい、このように思っております。また、そういう地域に元氣になつてもらうためには、地域の元氣創造本部というものを設けて、そこで、どんなことができるのか研究をしてまいりました。

少なくとも、今現状で、地域の資産と地域の資金を生かして、産学そして金融もまぜた金官のラウンドテーブルというものを設けまして、その中で、私たちは、それぞれの地域がやりたいこと、そして望んでいることに対して国も応援できるような仕組みを整えながらやろう、このように思っているところでございます。

○黄川田(徹)委員 大臣お話しのとおり、平成十二年に過疎地域自立促進特別措置法が制定されました。十年後ということ、二十二年に、名称は変えませんでしたけれども、一部改正で中身を大胆に変えた。そして、ソフト事業に対する支援措置を追加したということ。これは、過疎市町村の大変な要望でありましたので。そしてまた、そのときに、衆議院の総務委員会の委員会決議、それから参議院の総務委員会の附帯決議におきまして、施行後三年ぐらいをめどに、当時の改正は平成二十二年の国勢調査の結果を反映しております。成二十二年の国勢調査の結果を反映しております。んでしたので、それを反映した形で進めなければならぬということもあります。

それからまた、施行後に、また新たな対象事業もふやしてくれというふうな話もありまして、そして、自民党さん初め、我々野党も、過疎法は委員長提案ということでこれまでずっとやってまいりましたし、それぞれの実務者を出していただいたり、協議するということをやつてまいりましたので、その部分が反映されたものがしつかりとでき

上がらなやいけない、こう思っておるわけであり

そしてまた、先ほど来お話ししたとおりでありますけれども、過疎の足元の対策もそうなのでありますけれども、離島振興であるとかあるいはまた半島振興であるとか、さまざまな法律がありますが、全面的に人口が減少する時代にあつての国のあり方あるいはまた地方のあり方、中長期的にしっかりとこれまた同時進行で検討していかんやならないと思っております。

それで、ソフトの関係なのでありますけれども、うちの民主党としても、原口先生はうちの地域の主権改革、皆さんは地域分権改革という話になるかもしれないんですが、そういうことで、やはり現場主義ということで、我々は我々なりにいろいろ歩いてきまして、そういう中で、ソフトが十分生かされるようにということ。

ただ、このソフトにつきましては、それぞれの過疎地域の市町村の認識の高さ低さといえますか、まだまだだちよつとありまして、使っているところはもう満額使っているところもありまして、本当はさらに使いたいところがあったり、そして、今まで手の届かなかつたところ、例えば保健医療、福祉の関係、それから地域の足の確保、さらには自然再生エネルギーとか、そしてまた、何といつても、地域で頑張れるようにICTの活用等々ありました。

具体的に申し上げますと、議事録に載るんですかね、岩手の遠野市というところがございまして、過疎の関係では県のまとめ役ということにもなつておりましたし、特に、医療過疎地といえますか、小児科医であるとか産婦人科医がいなくなつてどうやって地域を支えていくかという大変な課題を背負つておりましたので、そういう中で、さらなる過疎の活用の拡大もということ動いておつたわけでありまして。

いずれ、全体の枠がありますので、その枠の範囲内でさらなる融通ができるのであればということ、さらには、二十二年の一部改正のときには、

限定列挙といいますが、今言ったような形のものもソフトで認めようということだったのでありますけれども、むしろ地域活性化になるものであれば積極的に認めていくというふうな方向であるとは思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、今大臣もちょっと触れましたけれども、地域おこし協力隊というのが、過疎地域に元氣を取り戻すためにということで、たしか二十歳から四十歳までの男女、頑張りたいということで、都市部の方を主として採用して送り出していると思っております。

私も平成二十三年度に北海道に、札幌の隣に、喜茂別町というんですか、ニセコの隣なのでありますけれども、あそこは小さな町に十人ぐらいの、町長の肝いりなんです、一生懸命頑張っている姿を見てまいりました。

この協力隊の実績といいますが、そしてまた、そこに定着する方もおるのかどうなのか。たしか、この制度は二〇〇九年度、二十一年度から始まったと思いますが、その辺を、事務方で構いませんので、御答弁いただけますか。

○関政府参考人 お答えいたします。

地域おこし協力隊ですが、都市住民の方が、人口減少や高齢化などが進行している過疎地域などの地方自治体において住民票を移して、おおむね一年以上三年以下の期間、地域の活性化の支援や農林漁業の応援などの地域協力活動を行っているものでございます。

私どもで把握しているところでは、平成二十一年度の開始以来、年々人数が増加しております。二十四年度は全国二百七団体が六百七十七人、二十五年度には全国三百十八団体が九百七十八人の方々が、それぞれの地域に住んで、農林水産業の応援や住民の生活支援など各種の活動に取り組んでいるところでございます。

また、昨年七月の時点で調べましたところ、昨年六月末までに任期を終了した隊員三百六十六名のうち、約半数の百七十四名が同じ市町村内に引

き続き居住されております。さらに、隣接した市町村に定住している方々も加えますと、全体の約六割の方々がその地域に残って定住しているというふうに理解できる状況にございます。

これらの方々は、例えば株式会社や一般社団法人、NPO法人などを実際に設立されたり、あるいは地元の企業や自治体にお勤めになられたり、あるいは稲作、畑作、林業に従事をされるなど、さまざまな形でその地域で引き続き御活躍をいただいております。

この地域おこし協力隊は、地域の活性化に資することはもちろんですが、あわせて、都市地域から過疎地域などの条件不利地域の方に行く人の流れを生み出すことにもつながっておりますので、私たちも、今後もこの取り組みを推進して、地方へ人々が定住、定着する動きをつくってまいりたいと考えているところでございます。

○黄川田(徹)委員 実績も出ておるといいますが、来年度の予算措置は万全なのか、ちょっと確認いたします。

○関政府参考人 お答えいたします。

これは、私ども、財源としては特別交付税でルー尔的に措置しております。この地域おこし協力隊の人数の上限は設けておりませんので、実際に各自治体が行き組みをいたしましたものに対して財源措置を行っていくという仕組みでございます。どんどん御活用いただければと思っております。

○黄川田(徹)委員 それでは次に、人口減少で荒波を受けるのは小規模自治体、その後、地方の都市にも襲ってくるということでもあります。地方都市、四、五万の都市、そしてまた合併の後の周辺との連携とかがある中で、これまた平成二十一年度ですか、定住自立圏構想があるわけでもあります。

何としても、この人口減少の荒波からしっかりと頑張れるというふうな形の仕組みが大事だと思いますので、その辺の取り組み、先ほどお話ししたとおり、平成二十一年度からでありますので、取り組み状況があるはずでありますし、それから、

今後の課題があればお願いしたいと思っております。

○新藤国務大臣 まず、地域おこし協力隊ですけれども、これは委員もいろいろとそうやって触れていただいていると思います。

私も、視察に出るたびに必ず、その地域にいらっしゃる場合は面会、面談をさせていただいております。きのうもちょうど、青森の佐井村に行っている人たちが、私が行ったときはちょうど赴任した直後だったんですけれども、自分たちで観光開発をして、ワカメを、商品をつくりましたので、この中で、大臣室に送ってもらったところなんです。

そういう各それぞれの地域で、若い人たちが、それから、若い人とは限りませんが、元公務員の方で、やはり自分が生きがい求めて、この町を、村を手助けしたいとか、こういう方々もいます。さまざまな方たちが自分のいろいろな生き方を求めて地域に入って頑張ってくれています。ですから、我々としては、これをさらに拡充したいと思っております。委員の方も、何かありましたら御支援をいただきたい、このように思っております。

そして、定住自立圏構想でありますけれども、平成二十一年度から全国展開をいたしました。七十八圏域、延べ三百五十四団体が定住自立圏が形成されております。着実に取り組み団体がふえている、そして、医療や福祉、公共交通などの分野で取り組みが進められているわけでもあります。

しかし、一方で、そうはいいながら、地方を取り巻く状況というのは厳しいわけでありまして、地域経済の活性化について、自立圏を組んだ中でどうやって役割分担しながら向上を目指せるか、こういうところが私は課題だ、このように思っているわけでもあります。

来年度は、定住自立圏の取り組みに係る地方財政措置を大幅に拡充いたしました。そして、人、物、金の流れがもっと動きがよくなるように、圏域の活性化を図るためのモデル事業も計上させて

いただいております。市町村の範囲を超えた広域連携が有機的に実績を上げていけるように、そういった取り組みを工夫していきたいと思っておりますし、支援したいと思っております。

○黄川田(徹)委員 定住自立圏構想でありますけれども、隣の福田先生も、総務省においてこれにかかわって、福田先生は日光市でありまして、日光市の昼夜人口が一を超えないか何か、いろいろなことがありまして、当初は認められなかったものでありますけれども、さまざまその後検討されて、認められたということでもあります。

第三十次地方制度調査会の方でも、たしか一層の推進で頑張れというふうな答申をされておるかと思っておりますので、人口減少の荒波にのまれないように、地方都市連携の仕組み、どんなやつていただきたいと思います。

さて、その次なのでありますけれども、次は、大都市にも最後には押し寄せてくるという、のみ込んでしまうということなわけでありまして、何としても踏ん張っていかなきゃならない、そういう中で、地方中枢拠点都市構想というのが出てきたようでありまして、これについての身をちょっとお尋ねいたします。

○新藤国務大臣 これは、人口減少社会のもとで、経済を持続可能にする、それから国民が安心して生活できる、地方を自立させる、そういういたために、地方圏、先ほど申しましたように全国の自治体の七割が五万人以下なんです。その中で、やはりそれぞれの地域で拠点となるような地域をつくって、そして圏域を設定しようではないか、こういうことです。ですから、定住自立圏の精神ともこれは相まみえることになりますけれども、また別途、我々としては、こういう制度も立ち上げたということでもあります。

地方中枢拠点都市は、政令指定都市、それから人口二十万人以上に今度緩和になりますけれども、新中核市、こういうものであって、かつ、昼夜間人口比率が以上のもの、そういう吸引力を持っている地域を設定して、全国で六十一市が該

当することになります。

こういう地方中枢拠点都市というものを設定して、その中で自治体間の連携協約というものを結べるようにしよう。議会同士、自治体同士が協約を結んで、そして役割分担や相互の補完をする、こういうような都市圏がつくれないうだろうか、こういうことでもあります。

この先にあるのは、シティーリージョンです。それは、今度は、議会ではなくて、住民の皆さんが寄って自分たちの地域を考える、こういう取り組みも私はやりたいと思っているんです。それは、例えば県を越える。市町村を越えるだけではなくて県域を越えて、ある一定のエリア、そういった圏域をつくって、そこで役割分担をしてもいいではないかというようにも考えております。

まずは、来年度、国費においてモデル事業。これは一・三億円を要求しておりますけれども、先行的なモデルを構築します。そして、平成二十七年より、本格的に地方交付税措置を通じてこの地方中枢拠点都市構想を推進していきたい、このように考えているわけであります。

○黄川田(徹)委員 定住自立圏構想、四、五万の核として、それだけじゃなくて、上から下に押しつける政策ではなくて、やはり自立的に協定を結んで、そしてまた、核となれる、今ある中核市であるとか特例市なんかをまとめた新中核市というところになってくるわけですが、そういうところの中で、圏域の中の産業の活性化であるとか、あるいはまた、行政だけではなくて地域社会に住む方々の意見も取り入れながらということでありますね。

そこで、財政的な支援は地方交付税ということの制度設計になるということですが、いずれ、安倍内閣の地域経済が元気になるきやいけないうこと、制度設計の位置づけもあるのかなと思っております。

ただ、各府県、こういうものを何かいっばいつくって、ちょっと乱立きみではないかというふうな言われ方もしますし、そういうものをつくって

いくのであれば、先ほど話をしたとおり、本当に厳しい人口減少の中で、日本として生き抜いていかなきゃいけない、地方として生き抜いていかなきゃならないということでありますので、この辺にしっかりとした財政支援といいますが、資源をしっかりとまとめたい。

あるいはまた、そういう中で、周辺の協定を結んだ町も、ウイン・ウインといいますが、しっかりと生き残れるというふうな形をぜひともつくっていただきたいと思っております。この辺が、何か増田さんも、しっかりとやらなきゃいけないというふうな意気込みでおったようですので、御所見があればお願いいたします。

○新藤国務大臣 これは極めて重要な御指摘だと思います。今私が委員から御質問いただいたのは総務省の施策ですから。だけれども、これ以外に、農水省もやっている、国土交通省もある、経済産業省もある、文科省だってあります、環境省もあります。いろいろな、地域活性化策というのはそれぞれの省が持っているんです。

ですから、これに横断を刺さなきゃいけないということで、新年度から、平成二十六年年度から地域活性化プラットフォームというものを設けることにいたしました。これは、いろいろな事業を持っている全府県が自分の予算と仕事をもち合って、そして、局長級で方針を決めます。課長級で実務の仕事の内容をチェックします。そして、私は地域活性化担当大臣でもありますから、この私のもとにワーキングも置きまして、どの町にどんな仕事があるのかを横断を刺してみよう。

そうすると、例えば、熱心に定住自立圏でやっている、でも、そこでは農水省もプロジェクトがありますね、では、この仕事をやっているのなら、環境省のプロジェクトも加えるともっとよくなるんじゃないかと、そういう横の連絡をとりながら、政策を複合的に、集中的に投資できるような、そういう関係をつくらうじゃないかと、初めての基軸でありますけれども、そういう地域活性化プラットフォームというものをこれから設けます。

そして、その前提となる予算を、地域の元氣枠という、仮称でありますけれども、各省からの持ち寄りの予算ですが、それをうまく調整できるような仕組みをつくって、今、私たちは総務省としてのこういう仕事がありますが、全政府的に地域を元気にさせるための政策資源を投下できるように、そういう工夫を今しているところでございます。

○黄川田(徹)委員 ぜひともしっかりとした横断を刺していただきたいと思えます。

それから、次は、広域圏だけではなくて、みずからの自治体が体力をつけなきゃいけないということでありまして、残り時間が少なくなつてまいりましたので、二つほどお尋ねいたしたいと思えます。地方債の特例の創設等についてであります。

まず一つは、老朽化に伴う公共施設の解体に対する財政措置ということでございますが、ちよつとこの中身をお話したきたいと思えます。

○新藤国務大臣 これは、地方をお伺いするときに、知事さんや市長さんや村長さんや、いろいろな方々とお会いするんですけれども、必ず言われるのが、老朽化した公共施設、巨大施設の解体除去の問題なんです。それは、空き家の問題もありませんけれども、大きな、もう必要でなくなった処理場であるとか、そういったもの、これが巨大過ぎて、解体するのにお金がかかり過ぎてできない。だけれども、今まで過疎債のソフト事業で一応対応はできたんですけれども、規模が小さ過ぎちゃって、ほとんど実績を上げることができませんでした。

ですから、私は、今回、地方債の対象外でありました公共施設の解体除去に係る費用、これを対象とする、こういうことで地方財政法の改正をしたい、このようにお願いをしているわけでありまして、そして、そのためには、まず、地方公共団体が計画をつくっていただいて、それに沿って長期の視点から総合的、計画的な仕事が進む、こういう担保をとった上で、財政負担の軽減、平準化が

図られるような策として地方債の対象として入れよう。計画策定に要する経費についても特交措置を講じることになりますし、公共施設の除去については地方債の特例措置を創設する、こういう仕組みをつくったわけであります。

○黄川田(徹)委員 これに当たっては、総務省としても、解体除去の公共施設の調査といいますが、レクでは一万二千を超すぐらいの件数があるというところも聞いておりますし、公営住宅あるいはまた学校、そして、お話しのとおり、一般廃棄物等の処理施設、これが解体できないでおるといって、どこでも悩みだつたはずですし、それから、こういうものに起債できないのかということ、たしか、どこでしたかな、特区をつくってこれないのかということもあつたはずであります。

いずれ、これも自治体からの要望ということでありますので、各自自治体に体力をつけさせるためにも、これは一般単独のうちの地方債ということで、当然、解体するのでありますから、交付税措置なんというのはないですよ。ただし、計画づくりにはお金が出るということであります。そうですね。

それでは、次に、第三セクター等改革推進債といいますが、実はこれも平成二十一年度、ずっと今話していたものはみんな平成二十一年度あたりに出てきたものということで、これも五年間やってきたわけでありまして、その取り組み、これまたその課題について、まず初めにお尋ねいたします。

○新藤国務大臣 第三セクターの改革につきましては、抜本改革を推進するための特別の地方債を立てて、そして、平成二十一年度から二十五年まで期限措置としてやってまいりました。約二百件、一兆円弱の許可が見込まれておりまして、第三セクターの抜本的な改革に取り組むためには有効に活用していただいたのではないかと、このように思っております。

一方で、三セクの抜本改革は、着手から整理、再生の完了まで、これはやはり利害関係者との交

渉等がありまして、予想以上の時間がかかる場合もあります。一部の公共団体は五年間の時限措置で終わっておりませんで、もう既に取り組んでいるところについて延長の御要望がございます。

なので、今回、私たちとすれば、そもそもは時限措置で組んだんだ、この趣旨を踏まえつつ、地方公共団体の御要望に応えるためにも、平成二十五年年度中に改革に着手した地方公共団体を対象として、二十八年年度までの起債を可能とする経過措置を講じたい、このように考えております。

そして、その旨を含む地方交付税法等の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただいていくわけでありまして、ぜひ早期の御審議をお願いしたい、このように思います。

○黄川田(徴委員) 当初は五年の制度設計だったんだけれども、さらなる延長ということ。

それで、損失補償あるいはまた債務保証はかなりの金額になっておりまして、ただ、今お話を聞きますと、着手といいますが、この三月までに計画できたものは三年の延長の部分で救ってやるということなのでありますけれども、どうしてもこれに乗っからないものもあるのではないかと、そういう自治体に対してどういう手当てをするかというのが今後の課題になるはずなのでありますけれども、その辺のお考えはどうでありますでしょうか。

○新藤国務大臣 御指摘のとおりでありまして、今年度中に改革に着手する自治体はいいんですが、まだそこまではない自治体を持つ三セクについては、これは今後、二十六年年度以降に、第三セクターの経営健全化を推進する、そのための経営健全化の手順、それから留意点、こういったものをまとめた新たなガイドラインをつくりたい、このように思っています。

そして、昨年の十一月の末に行われました経済財政諮問会議においても、この三セクの改革はこのように進めてまいりますということは私から報告をさせていただいております。

新たなガイドラインをつくって、引き続き、この三セクの改革に向けては努力してまいりたい、

このように考えております。

○黄川田(徴委員) これまでの話の流れで、広域圏だけじゃなくて、それぞれの自治体も体力をつけていかなきゃいけない。そういうための措置も、これで終わりというのじゃなくて、しっかりと取り組んでいただきたい、こう思っております。

それでは、残り五分という紙が参りましたので、最後の御質問であります。

東日本大震災発災以来、復興のために被災自治体へ大勢の方々、職員の派遣をいただいております。

それで、発災直後にも、被災地の市町村にあっては、たびたびお話ししますけれども、例えば、私の地元、陸前高田市では、臨時職員も含めてでありますけれども、百人の職員が亡くなっているということ、あるいはまた、大槌町というところ、どちらも岩手でありますけれども、首長も亡くなって、幹部が亡くなっているということ。本当に、どうやって進めたらいいかということで大変な状況にあったのであります。

総務省が核となって、地方六団体、しっかりと被災地への職員派遣がされておると思うのでありますけれども、一月、二月になりますと、来年の職員は大丈夫かなということ、それぞれ経験もしておりますので、例えば、姉妹都市であるとか、あるいはまた青年市長会とか、いろいろなところでやりとりはあるのでありますけれども、最終的には、やはり、しっかりと取りまとめどころで万全な派遣をしてほしいと思っております。

そしてまた、職員だけではなくて、さまざまなノウハウを持っている民間の方々とか、本当に猫の手もかりたいといいますが、もつと言えば、来年、二十六年年度、再来年、二十七年年度は、本当に本格復興の正念場だと思っております。

残念ながら、五年も派遣いいよなんというところは当然あるわけではありませんが、みずからの自治体も厳しい中での職員派遣であります。ですから、例えば、六カ月、一年で次の人に仕事を引き

継いでいかなきゃならないとか、さまざまな課題があるのでありますけれども、そういう課題も含めて、職員派遣の体制の万全化をしてほしいと思っておりますけれども、今のところ十分要望に添えていられるのかも含めて、お尋ねいたしたいと思っております。

○新藤国務大臣 被災地のことを考えますと、本当に胸が痛みます。また、委員も、被災者としてそういった大きな被害にも遭われて、本当にこれはお見舞い申し上げたい、このように思うわけでありまして。

そして、私たちとしても、全国の仲間である地方自治体の皆さんが今一生懸命に、少しでもお手伝いしたい、こういう思いで被災地の方に出かけていっていただいております。総務省は、それを全体的に取りまとめをする、マッチングをする、こういう中で御要望にお応えできるように、これは最後までしっかりと取り組んでまいります。

その上で、職員の派遣を要請するだけではなくて、任期つき職員の採用等の支援、それから市町村OBの情報、こういったものも提供させていただいて、いろいろなパターンで被災地のマンパワーの応援ができるようにしたい、このように思います。

平成二十五年度につきましては、千四百四十九人の被災市町村からの御要請をいただきました。そして、自治体からは九百三十九人、それから任期つき職員の採用が二百七十八人、OBが四十五人ということでございます。一月現在で千二百八十八人の人材が確保されている、こういう状態でありまして。

それから、私、ぜひ民間企業の皆さんにも協力をさせていただきたいと、個別に企業単位でやっていただいているところもあるんですけれども、しかし、総務省として、民間の団体に、八団体であります。経団連ですとか同友会ですとかそういったところを含めて、私が直接お願いに上がって、会長さん方と面会をして、これまでも協力要請を行ってまいりました。

そして、特に、大日本住友製薬、清水建設、鹿島建設からは四名の従業員を派遣いただいております。鹿島は、議員の地元である陸前高田に派遣をさせていただいているわけでありまして。それから、日本補償コンサルタント協会では、用地補償に係る委託契約というものを締結していただいております。これは人員でいうと五名から七名の方が支援へ行くような、そういうスキームをつくっていただきました。これは大槌町であります。

ほかにも、今現在、マッチングをやっている最中のところがありますから、民間の団体からも、そういったことで、私どもで働きかけを行った結果というものは、少しずつですが、出ているということでありまして。

そして、昨年の十月一日現在で、二千人以上の公務員と二十七名の民間企業の従業員が被災自治体に派遣されている、こういうことになりました。そして、二十六年年度については、千五百十二人の人材確保の要請が出ておりますから、それに対してしっかりと対応できるようにしてまいりたい。

それから、委員がおっしゃるように、年がかわっていくことによって、必要となる職員の資質もどんどんと変わってまいります。それから、短期でもって、半年で、最初の大混乱のときと今とはまたニーズが違ってきていると思いますから、やはり復興の段階に合わせて必要な方がしっかりと行くように、こういうことを我々は心がけて支援してまいりたい、このように考えております。

○黄川田(徴委員) 時間でありまして、終わります。

○高木委員長 次に、馬場伸幸君。

○馬場委員 皆さん、お疲れさまです。日本維新の会の馬場伸幸でございます。

質問に入る前に、委員長、委員会、成立していただけますか。事務局の方もちよつと確認していただけますか。

○高木委員長 定足数は足りております。では、続けてください。

○馬場委員 今、他党の方から助け船を出してい

ただきましたが、本当に大事な委員会でございますので、きちつと審議に臨んでいただきたいというふうに思います。まず冒頭、そのことを御要望申し上げておきたいと思ひます。

私が委員会に質問させていただくということになりますと、その日の質問に関する川柳ということもいつも申し上げております。

きょうの川柳は、消費税収入ふえずなぜふる。ストリートな川柳でございますが、私も、地元の方へ戻りますと、やはりアベノミクス効果はなかなか地方まで行き届いておりません。多くの国民がこういう思いを持っていることをまず申し上げておきたいというふうに思ひます。

そして、先般の本会議でも申し上げました。税金というものは、やはり国民の多くの皆さんが額に汗をかいて、そして身を削って納めていただいているというものでございます。我々政治家の務めは、言うまでもなく、この税金を、一円の無駄もなく、そして効率的に使えるよう努力をしていく、議論をしていくことでございます。

私は大阪府の堺市の出身でございますが、有名な仁徳天皇陵のある地域でございます。

仁徳天皇といえは、国会でも再三、引き合い、引き合いという言葉はまずいかもわかりませんが、たびたびエピソードが披露されておるようでございますが、自分の屋敷の上から見て、民のかまどに煙が立つていないということはある日確認しまして、三年間課税を停止した。そして三年後、また同じところから見て、民のかまどに煙が立つているのを見て、家来の方が、もういいんじゃないですか、民のかまどに煙が立つているのもう課税したらどうでしょうとかという進言をいたしましたが、まだまだだ、あと三年間引き続いて課税を停止して、もつと国民が潤うように努力をしななければいけないということで、三年間また延長して課税を停止した。そして六年後に、自分の衣も屋敷も大変傷んだ状態の中で、国民が、いよいよ富がたまってきた、国民の方から、税金を納めさせてくださいということで申し出があつて、課税

を開始したということ。この話は国会でもよく披露されておまして、皆様方もお聞きになられたことが多いいと思ひます。仁徳天皇は名君だと言われる根拠になつてゐる話でございます。

先般申し上げましたように、今の日本国の国民負担率は過去最高の四一・六％になつたと先般報道がありました。恐らく、一番大きな要因は、いよいよ上がる消費税、これが大きく要因として挙げられてゐるというふうに出てあります。けれども、再び消費税が上がるようなことになれば、この負担率は再度大きくはね上がるということが予想されます。

新藤大臣、ちよつと通告をしておりますが、この国民負担率の現状について、過去最高の四一・六％、今この現状をあらにあらなれてどういう御感想をお持ちか、まずお伺ひしたいと思ひます。

○新藤國務大臣 国民負担は今四一％と御紹介いただきました。しかし、それに社会保障の負担も含めると、五〇パーを超えてしまふわけですね。ですから、私たちは、国民が負担できる範囲、適正範囲というものを設定していかなくてはならないということ。それから、国民負担の中でも、個人と法人とが負担する割合が、諸外国と差がございます。

ですから、そういう中身の分析をした上で、やはり税制の抜本改革というのはそこにあるわけでありまして、経済を成長させる、それから企業の国際競争力を高める。一方で、個人の所得をふやす中で、可処分所得をふやす中で税の負担をいただく。こういった好循環をつくつていかなくてはならないんだ、このように思ひますし、これはなかなか、これまでも言われておりましたし、国の基本となる課題であります。

ですから、いろいろな知恵を出して、そしてきちんとしたビジョンをつくり、それに対する戦略を立て、一つ一つ着実に実現していく、こういう取り組みが必要ではないか、このように思ひます。

〔委員長退席、西銘委員長代理着席〕

○馬場委員 国民負担率の適正なラインというのは諸説いろいろありますので、一概に、高いから国民が不満を持つというわけではないと思ひます。しかしながら、この受益と負担というバランスをいかにとっていくかというのが、これからの、少子高齢化を迎えている日本の一番大きな課題だといふふうに思ひますので、いろいろ、社会保障の問題についても抜本的な大改革をしなければ、五十年先、百年先、この日本はもたないのではないかとこの観点で、我々日本維新の会は大改革に取り組んでおりますので、ぜひ、協力できる部分はともに協力し合ひながら達成していきたいといふふうに考えております。

それでは、本題の方の質問に入らせていただきますが、ちよつと通告しております順番を時間の配分上変えさせていただきます。まず、年金業務の關係の御質問をさせていただきますと思ひます。

総務省の予算案の中に、国民生活の安定、充実といふことで、年金業務に対する国民の信頼回復という項目があつて、三十億六千万の予算がついております。

まず、この国民の信頼回復の業務、一体どういう業務が行われているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○樽見政府参考人 お答えいたします。総務省の予算の中の年金の信頼回復の経費といふのは、第三者委員会の關係の経費といふふうに承知しております。

○馬場委員 その業務の中身を、具体的にどういふ業務をされているのかといふことをお聞かせください。これは総務省の予算ですから、総務省の方に答えいただいた方がいいんじゃないでしょうか。

○樽見政府参考人 恐縮でございますが、私からお答え申し上げます。

第三者委員会、年金の記録問題があつたわけでございますけれども、年金の記録が御本人の考えと違つておるときに、年金の記録の回復と

いふところに向けて、御本人からの申し立てを受け、調査をして、いわば年金の記録をどういふふうに変えるかといふことについてのあつせんを行つておるといふ業務をやっております。

○馬場委員 業務の中身をお聞きしますと、これは本来、総務省の仕事じゃなしに厚労省の仕事じゃないかなと思ふんですが、これは素朴な疑問として、なぜこれが総務省の業務になつてゐるのか、当時の経過がわかりましたら、お答えいただきたいと思ひます。

○樽見政府参考人 お答え申し上げます。年金記録問題が平成十九年にございまして、私

ども厚生労働省、当時の社会保険庁でございしますが、それが、お客様からいただいた年金保険料の記録がわからなくなつてゐるという問題の御指摘をいただいたわけでございます。それを解決するに当たりました、もちろん社会保険庁、年金事務所サイドでも一生懸命探しますけれども、それでお御不満があるという方については、厚生労働省そのものではなくて総務省の方で扱うといふふうに整理がされたものと承知しております。

○新藤國務大臣 当時の内閣で割り振りが行われました。

そして、私たちの位置づけとすると、年金記録確認第三者委員会は行政相談による訂正のあつせん、こういう位置づけで、ですから行政相談を行っている総務省がやる、こういうことにしたんですね。それから、年金業務監視委員会につきましては、これは、総務省が行う評価、監視の一環としてこの問題を、国民的関心が高い、しかも、厚労省が、当事者である社会保険庁を含めて国民から大きな疑問を持たれてゐる、こういう状況があつて、ですから、私も総務省の評価、監視業務として行政相談の業務、こういったものを生かしたそれぞれ二つの組織をつくつて、年金記録問題の信頼回復に努めてきた、こういう仕切りでございます。

〔西銘委員長代理退席、委員長着席〕

○馬場委員 総務省からいただいた資料を見

させていただきますと、この予算の表記の中に「年金記録確認業務の総務省から厚労省への移管に向けて調整」とありますが、具体的にはどういう調整が行われていて、どういう目標を持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○榊見政府参考人 お答え申し上げます。

二十三年六月に年金記録確認第三者委員会の報告書というものが出て、そこで提言をいただいているところでございます。いわば、年金記録確認に当たって、先ほど大臣からお答えがありましたように、行政監察、勧告といったような考え方に基づいて整理がされているというところでございまして、先ほど申し上げました確認第三者委員会の提言の中で、総務省及び厚生労働省の二省にまたがる体制を年金行政の体系のもとに一元化することで、年金記録確認の取り組み全体をより効率的、効果的に実施する、あるいは司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組みということに向けて検討すべきという提言をいただいたわけでございます。

昨年、私も厚生労働省サイドで年金記録の扱いについての検討会というものを立ち上げまして、年金制度の中でこういういわば第三者的な確認をするような仕組みというものを法律上位置づけるべきではないかというふうな提言をいただいたところでございます。

○馬場委員 本来、この年金問題は厚労省の主管ですので、私も、厚労省の方で一元化してこの記録の確認業務はしていただいた方が、より行政コストが下がっていいんじゃないかなというふうに思います。かなり年数もたつてきているようですので、早期に厚労省でこういった業務を移管を受けてやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

私も、地方議員時代に市民の皆様方からいろいろ御相談をお受けして、あの問題発覚以前のときは社会保険庁へ御一緒に御案内したこともありましたが。当時は、何を言っても、木で鼻をくくったような回答しかなくて、何で答えないといけない

んですかと、そういうおもしろい事態がずっと長年続いてきたわけですが、国会の方でも、先輩の先生方、いろいろな御指摘をいただいたり、行政の方でもいろいろと努力をいただいて、今、市民の方にお聞きしますと、丁寧に、親切にいろいろと相談に乗っていただいているという高い評価を受けているということをお伝えしておきたいと思います。

ただ、この年金業務に対する国民の信頼回復で、第三者委員会に持ち込まれるまで、現実的に国民がどういう動きをしているかということ言いますと、まず、自分の年金はおかしいんじゃないかなというふうに思いましたら、いきなり役所へ行ったりとかする方は少ないですね。どうしたらいいかと普通の方が思われたら、どこかへ電話したらええんちゃうかな、こういうふうに思われるんです。

その窓口も確かに開設をさせていただいております。ねんきんダイヤルという名称なんですが、私もホームページで見ました。ねんきんダイヤルというのは、大きく分けて三項目に分かれているんですね。年金のお問い合わせと現状の確認とか、そういう大項目で三分割されているんですね。この三つの項目の中に、お問い合わせ先の電話番号が二つ書いてあるんですよ。一つは、ナビダイヤルというんですね。昔で言うQダイヤルみたいなものですね。もう一つが、固定電話の普通の〇三で始まるお問い合わせの番号があるんですが、なぜ二種類の回線があるのか、まず、そこからお答えいただきたいと思います。

○榊見政府参考人 お答え申し上げます。日本年金機構のホームページをらんいたいただきますと、電話での年金相談窓口ということで、ねんきんダイヤル、それから記録に関する番号、それから国民年金保険料専用ダイヤル、その三つの番号があるということでございます。

それぞれにつきまして、いわゆるナビダイヤルというものと、一般電話、〇三で始まる番号と、二つございます。〇三で始まる番号につきまして

は、いわゆるIP電話とか、そういうやや特殊な場合からの電話番号ということでございます。ねんきんダイヤル、ナビダイヤルの方をお使いいただければというふうに思っております。

○馬場委員 このねんきんダイヤル、今、そういう仕組みで二回線御用意されておられるということでございますが、直近のデータ、お持ちでしょうか。ねんきんダイヤルにかかっている、その利用状況の資料をお持ちでしょうか。

○榊見政府参考人 ねんきんダイヤルの利用状況でございます。

平成二十五年八月から二十六年一月までの半年間で、総呼数、かかっていた件数でございますけれども、二百五十五万件というふうになってございます。

○馬場委員 私も資料をいただきました。二百五十五万件、うち固定電話が二百万件、携帯電話が約五十万件という八対二の割合になっているようにございます。

私の周りでも、高齢者の方も最近、皆さん、携帯をお持ちになるようになりまして、固定電話の設置率というのはだんだん下がってきていると言われています。何かあれば、携帯電話からすぐに電話番号も調べられますので、携帯からかける方が今後どんどんと、年齢を問わずふえていくんじゃないかな。したがって、今、固定電話と携帯電話の割合、八対二というものが、やがて逆転していくんじゃないかなというふうに思っています。

固定電話から〇三のダイヤルに電話するということになりましたと、普通の電話ですので、通話料金は市内通話料金でいいんじゃないでしょうか。例えば、大阪から〇三のダイヤルに固定電話から電話した場合、どういう料金体系になりますか。

○榊見政府参考人 御質問の〇三の方へおかけいただきますと、いわゆる市外料金というものがかるということになります。ナビダイヤルの方におかけいただきますと、固定電話からお電話いただきました場合に、全国どこからでも市内電話料

金で利用していただけるように、市外通話料金と市内通話料金の差額というものにつきまして、日本年金機構の方で負担をしておるということになってございます。

○馬場委員 それでは、携帯の方からナビダイヤルに電話した場合には、どういう料金体系になっておりますか。

○榊見政府参考人 携帯電話からの通話ということになりますと、ナビダイヤルの方におかけいただいた場合にも、二十秒ごとに十・五円の課金ということになってございます。これは全国一律でございます。

○馬場委員 まず、二種類の電話があるというのは、もう一つ合点がいけないんですね。恐らく、年金記録の問い合わせ等は、昨今だんだんと減少傾向にあるんじゃないかな。ナビダイヤルが設置された理由が、回線の整理といえますか。配分といえますか、そういうものがスムーズにできるように、あいているコールセンターにすぐつながるようになっている配慮でされたということはお聞きしました。

しかし、だんだんと減少していく中で、このナビダイヤルに電話をされますと、料金が、二十秒ごとに十・五円なんです。Qダイヤルというのが昔ありましたけれども、これと同じような料金体系になっているんですね。

別に世間話をするために電話をしているのではありませんで、自分の年金の記録を照会したり現状を確認したりということになりますと、とても二十秒では終わらない。恐らく十分とか十五分とか、そういう時間がかかるんじゃないかなというふうに思いますが、仮に十分話をしますと、この単価から考えますと千円になるんですね。これは、高齢者の方は、やはり一度その確認をして千円もの料金を払うというのは、恐らく合点がいかなんじゃないかなというふうに思いますが、この料金体系について、どういう感想を感じられますか。

○榊見政府参考人 お答え申し上げます。

今の、携帯電話からの二十秒ごとに十・五円というのでございますけれども、これは日本年金機構の方で特に課金しているということではございませんで、携帯電話からの電話料金という事でございます。ということでございますので、年金機構でということにはなっておりますので、年金が、固定電話に比べますと非常に高いということとは、御指摘いただいている状況になっているということでございます。

携帯電話からの通話、御指摘いただきましたように、これからふえてくるのではないかとということもでございます。通話の状況というものを踏まえながら、利用負担のあり方について検討させていただきますと思います。

○馬場委員 行政がもっと意識改革してほしいんです。税金をいただいているんですからね、国民からは。これは商売でいうと、国民がお客さんなんですよ。お客さんを大事にせぬと、お客さんの信頼というのを得られませんよ。

この年金制度の確認も、さっき言いましたけれども、昔は、問い合わせしても、もう木で鼻をくくったように、知りません、わかりません、調べられませんと。そういう原因があって、これは問い合わせをしないとけないことになっているんですね。何も、今の様に年金のお知らせとか定期的に昔からやっていてれば、こんな電話をする必要はないんですよ。原因がどちらにあるかということをも、もうちょつと審議官も考えていたいただきたいというふうに思いますけれども。

これは、お年寄りは千円もかけて、實際かけた方が、結果がよくなければ非常に落胆すると思うんですね。その上に千円かいと。だから、これはもう年金制度に対する信頼というのが揺らいでいくと思うんですね。

今、いろいろな企業が御商売していく中で、注文を電話等で受ける場合は、固定電話からでも携帯電話からでも大概フリーダイヤルですよ。冒頭に言いましたけれども、総務省の、年金業務に対する国民の信頼回復、この業務自体、厚労省にや

がて移しますという先ほどのお話だと思いが、これに三十億六千万円、予算がついているわけですよ。今ほとんど人件費。これは別に、ある程度厚労省の方から要求を出していただければ、フリーダイヤルの金額ぐらいい、何十億とか何百億とかするわけじゃないと思うんですけれども。どうですか、所管されている厚労省として、電話を切りかえていくという考えはありますか。

○樽見政府参考人 フリーダイヤルの導入ということでございます。

私どもも、年金の業務、日本年金機構でやっているところにつきましても、今、予算の要求をすればというお話ございましたけれども、そうした点も含めて、公的なお金で運用させていただいているということでございますので、それを踏まえてどう考えるかということを考えなければいけないと思います。

フリーダイヤルにつきましては、事業費が増加するということのほかに、例えば、通話時間が長くなると、結果としてほかのお客様からの電話がつながりにくくなるというような可能性なども含めて検討していく必要があるというふうに思っております。

ほかの公的なところの相談ダイヤルの状況なども参考にしながら、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○馬場委員 しつこいようですけれども、かける原因が役所の方にあるということをぜひ忘れないでいただきたいんですよ。国民が好きこのんで電話しているんじゃないので、ぜひそこは、市場に合わせた、今の世間の常識に合わせた対策を打っていただきたいというふうに思います。

先般、平成二十五年度の補正予算、国会の方で提出をされました。その金額五千億というところで、我が党といたしましては反対という立場をとらせていただきましたが、その理由は、本会議でも申し上げましたように、不要不急の予算があるんじゃないか、また、基金等に積んで即使わな

という指摘をさせていただきました。国民も、消費税が上がって社会保障が充実して、高齢化したときに、また自分が病気になるたときに、そして介護が必要になったときに、安心して迎えられる、そういうことを望んで、消費税の増税については一定理解をさせていただいているわけでございます。そういう観点からして、この問題も、国会で見れば小さな話かも知れませんが、でも、一国民にとっては非常に重要な問題だと思えますので、ぜひこれについては改善をいただきたい、できるだけかける側の負担を減らすように努力をしていただきたいということを強く要望しておきたいと思えます。

現状では、大臣、この国民の信頼回復の業務、これは大変な人を確保していただいて、非常にややこしい問題になったときに、いろいろ調査とか調整をさせていただいているわけですが、今の間はまだ総務省の所管業務ということで、当分続いていくと思えます。

きょうの私と厚労省との議論を聞いていただいているという感想をお持ちになられたか。また、これはお金があればできる話です。で、こういうことこそ国民は補正予算を組んでやってほしいというふうに思っていると思えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○新藤国務大臣 まず、今回、この年金にかかわる記録第三者委員会と年金業務監視委員会、この組織の見直し、これは一つは、年金記録の第三者委員会での取扱件数が、当初六万件ほどございました。しかし、それが今一万二千件まで減少してきたということがございます。この厚労省の検討会においても、年金制度の中に恒常的な年金記録の訂正手続を設けるべき、こういう御提案があった、この厚労省の検討会による方針がそのまま実行されるならば、厚労省と総務省に同じものが二つあることになりましたから、これは厚労省の方にやっていただくことになる、こういう仕切りをやっている、これは、法案が提出されて成立されればそのまま移行されていく、こういうことです。

それから、年金業務監視委員会についても、総務省は、常時、日本年金機構の業務監視、必要に応じて機動的な調査を実施、これは引き続きやってまいります。が、しかし、厚労の方に年金事業の部会を新たに設けて、これまでの機能を、厚労省の中でもそういったことを御検討されているという事でありますから、その形が決まればそのまま移行する、こういうことで、組織的にスムーズな移行をしていくということでもあります。

そして、今の委員の、要するにサービスとしてどう心得るかというのは非常に重要なことだと思うんですね。私も、かつてこの年金記録の問題が起きたときに、どうしてこういうことが起きるのかというところと勉強もいたしましたし、問題意識も持っております。

すく大卒の話になりますけれども、年金の根本の問題は、申請主義なんです。ですから、申請した人が受け取れる。したがって、申請しなかった人は自己責任と。

かつては年金は紙でしたから、その申請の本身が非常に不備であったとしてもチェックできない。それは恐ろしいほどの、例えば、同じ漢字で、読み仮名、振り仮名をつけていなければ、それを、同じ漢字でもって二種類の読み方が出してしまうというようなこともありました。それから、一億二千万人の国民なのに、たしか三億件の番号ができちゃう。これは国民の方にも、そういう自分の年金というセーフティーネットをどういうふうに維持していくかというのは、やはり意識をきちんと、我々はお知らせしなきゃいけないところもあったんです。

ですから、そういうものを含めて、第一次安倍政権でした。そして、記録の第三者委員会を設けたときは菅総務大臣だったんです。ですから、我々も、今回また第二次安倍政権ができて、こういったものを、段階的にですけれども、しっかりと対応していくという中で、もともと、それは国民に対して政府がまず基本的に行うサービスなんだ、この観点からいろいろな工夫をしていたんだ

い、また我々はそうしていかなくてはいけないのではないかと、このように考えております。

○馬場委員 時間が来ましたので、残余の質問についてはまた次の機会に預けるといたしまして、新藤総務大臣も小さな子供さんをお抱えになられておられます。私もまだ小学校三年生の子供がおりますので、子育て世代としては恐らく大臣と私と同じような状況にあると思いますので、我々の子供たちが五十年後、六十年後によかったなと言っていただけのような社会をやはりつくっていかたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○高木委員長 次に、上西小百合君。

○上西委員 日本維新の会、上西小百合でございます。

前回の質問では、経済財政的な地域間格差を解消するための質問をいたしました、今回は、命の地域間格差を解消するための質問を通告に従ってさせていただきます。

最初に、いわゆる役場消防について質問をさせていただきます。

日本は、全国津々浦々、一一九番通報をすれば消防車や救急車が来る、世界有数の消火、救急システムが確立している国でございます。

また、平成の大合併で自治体数が半減したのに比例して、市町村内に消防署がないため、消防法に定める救急業務が実施できず、役場の職員がかわりに搬送業務を実施している、いわゆる役場消防の数は三十六町村になったと聞いております。減った減ったと言われながらも、やはりまだ三十六もあるのかというのが私の正直な感想でございます。

そこで、何点かお伺いをしたいと思います。これらの町村でも必ず消防団は結成され、火事などの有事に備えているということですが、消防署のもう一つの重要任務でございます救急患者への対応は、問題なく、そつなくこなされているのでしょうか。

また、例えば、大手通信教育会社がレジャー施設を有し、そして、先日は瀬戸内芸術祭で話題になるなど、観光客が多い香川県直島町は、香川県本土までは船で約一時間かかるものの、対岸の岡山県玉野市まではわずか約数キロです。都道府県境を越えた連携はスムーズにされているのか、お聞きをしたいと思っております。

そして、宮崎県の高千穂峰周辺の四自治体は、合わせると県土の約四分の一、東京都の面積並みのエリアに消防署が一つも存在していない。しかも、超高齢化地区であり、現状をそのままにしておいていいはずがございません。先般も、大雪で孤立した人々の御苦難が大きく報道されました。ここは慢性的にあれと同じような状態のエリアだと称しても過言ではございません。国としてこういったエリアに対して何か改善計画をお持ちか、プランがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

また、離島や僻地では若者の転出が進んで超高齢化も生じ、病院前救護が受けられない不安から老人の転出者もふえ、無人島化が進んでおります。島根県の竹島にしろ、沖縄県の尖閣諸島にしろ、無人島であるがゆえに韓国の不法占拠や中国の不法領海侵犯が続いているわけで、国防に関する重要な問題にもつながりかねないと考えております。現に、離島の土地を外国人が買いあさる、こういったゆゆしき事例は枚挙にいとまがございます。

役場救急の現状や対策、そして今後の取り組み等をお聞かせいただきたいと思っております。

○市橋政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年二月一日現在、市町村に消防本部が設置されていない、いわゆる非常備消防となっております。これらの町村のうち、他の消防本部に救急業務を委託しております一団体を除いた三十五町村におきましては、消防職員が配置されていないため、町村の役場職員などが医療機関へ搬送業務をする、いわゆる役場救急を行っているところでござ

います。

これらの団体は、常備消防と比べまして体制が脆弱であるということは否めませんが、消防団や診療所の協力を得るなどにより対応し、また、緊急性の高い場合には消防防災ヘリ等も活用しているところであり、大きな問題が生じているというふうには聞いておりません。

私も消防庁といたしましては、消防の広域化、これを推進しております、非常備消防市町村のうち、平成二十六年度中には一村が常備化いたしました、また、二十七年度中には四町が常備化する方向で検討しているというふうに聞いております。

今後とも、広域化に係る所要の財政措置や、必要な情報提供、助言を行うなどしまして、非常備消防の常備化に努めていきたいというふうに考えております。

○上西委員 ありがとうございます。

広域化の対応ということもしかりと行っているだけということですが、これは県境を越えた連携等もスムーズにされているということでしょうか。

○市橋政府参考人 御指摘のありました香川県直島町の件でございますけれども、これは、通常は船による搬送を行っております、特に重症事案につきましては、岡山県の玉野市へ搬送するというのも年間三十件程度あるということでございます。また、岡山市の方に搬送しているというふうな事例もあるというふうに聞いております。

また、宮崎県内の市町村につきましても、それぞれ対応しております、緊急の場合にはドクヘリや消防防災ヘリ等を活用しているというふうなことでございます。

また、離島などにおきましても、海上保安庁ですとか自衛隊、あるいは県の消防防災ヘリというのものもあると思っております、それぞれ地域の実情に応じた形で救急事案に対応しているというふうに聞いておるところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

合理的な対応をしていただいているということ、安心をいたしました。

今の御答弁で、防災ヘリということで、ヘリを使った対応を御説明いただきましたが、今私が列挙した地域は、離島であったり、広範なエリアであったり、山間部であったり、移動が不便な地域が多いわけですので、今お答えいただきましたようなドクターヘリ、こういったものが非常に効果的でございます。

また、そのドクターヘリなんです、有視界飛行に頼るヘリコプターは夜間運航ができない等の話もあり、そしてまたヘリの購入費そして維持管理費等も高額であること、救急医の待遇面が余りよくなく、医師が絶対的に少ないER現場の実態、そして高速道路周辺でさえヘリポートが少なく、救急車との連携がうまくいっていない現状、無線などの通信網の未整備など、まだまだドクターヘリが一般化しているとは言えない状況だということをお伺いしているんですが、やはり、こういったときに頼りになる、効果の高い救急手段であることは疑う余地もございません。

ドクターヘリ運航の実態や直面している問題点を、とりわけ役場救急エリアを中心に御説明いただきましたでしょうか。

○原政府参考人 ドクターヘリについてお答えをいたします。

ドクターヘリの場合は、医師等が同乗して現場で速やかに処置を行うことができるということで、有効な患者搬送また医療の手段の一つであると考えております。

平成二十六年二月一日現在で、三十六道府県、四十三機が導入され、また、平成二十四年度の搬送実績ですが、一万七千五百二十二件となっております。

要請件数が年々増加してきておりますけれども、例えば要請が重複することによって出動できない応需不可の件数が増加してきておりまして、このようにするために、厚生労働省としては、各都道府県における広域運航を行うための都道府県間の

協定を結んでいただくよう、必要な助言を行っているとところでございます。

また、ドクターヘリの出動要請につきましては、基本的には消防からドクターヘリの基地病院への要請に基づいて行われておりますが、御質問にありました常備消防がない町村におきましては、役場の担当者あるいは隣接する消防からドクターヘリの出動要請が行われていると聞いております。厚生労働省としましては、都道府県とともに、今後も、常備消防の有無にかかわらず、適切にドクターヘリが運航されるよう努めてまいりたいと考えております。

○上西委員 ありがとうございます。

お答えいただきましたが、私申し上げましたように、まだまだ、さまざま問題を本当に抱えておると思いますので、何とぞ、過疎化の地域の皆様も安心して暮らせるように、解決策、今後ともどんどん御尽力をいただきたいと思っております。

私は、このように役場救急に頼らざるを得ない地域では、救急措置に当たするため、看護師や救急救命士の資格を有する職員を常駐させ、義務づけべきだと考えますが、現状は必ずしも有資格者を備えていないと聞いております。このような地域での救急業務にかかわる仕組みづくりや人材育成について、総務省の取り組み、また、有資格者雇用の義務づけ等を検討していただけるか否かをお答えください。

○市橋政府参考人 非常備の町村の中には、救急救命士の資格を有する職員を配置し、搬送業務などに従事させている例もあるというふうには聞いております。また、診療所の医師、看護師の協力を得ながら役場救急を行っている町村もございまして、いずれにいたしましても、地域の実情を踏まえながら、それぞれ対応いただいているものというふうに承知しているところでございます。

御指摘の看護師、救急救命士の雇用の義務づけにつきましては、役場救急実施町村が小規模なところなどから、なかなか難しいというふうに考えているところでございます。

私ども消防庁といたしましては、非常備消防の常備化を推進することによりまして、その地域の救急業務体制の充実強化というものを図っていきたいというふうな考えているところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

義務づけは少し難しいのではないかとということですが、やはり、先ほど申し上げましたように、病院前医療に関しまして不安を持ち、そして転出していく、そういった方々も過疎化の地域ではふえておりますので、ぜひ、こういったことを前向きに御検討いただきまして、過疎地域にお住まいの方も、全国の国民が医療に不安なく暮らせる日本を実現していただきたいと思っております。

また、私の地元吹田市では、国立循環器病センターの誘致も決まりましたが、自治体が市民の健康のためにさまざまな施策を打ち出しやすい仕組みをつくってくださることを加えて要望させていただきまして、次に移りたいと思っております。

一昨年、東京の調布市の学校給食のチーズチーズを食べた乳製品アレルギーを有する児童が、アレルギー発作のアナフィラキシーショックを発症し、死亡した事案がありました。今月五日にも、愛知県で、小麦アレルギーを有する児童が小麦入り豆腐ハンバーグを食べたアレルギー症状を発症し、養護教諭が緊急治療薬エピペンを使用して一命を取りとめたとの報道がなされました。

アナフィラキシーショックは、非常に急速に症状が進行し、血圧が下がって意識がなくなったり、喉の奥が腫れ上がって呼吸ができなくなったりすると聞いております。

エピペンは、患者本人が医師によって処方され、そしてアナフィラキシーショックに陥った際に自分で注射するアドレナリンの自己注射製剤ですが、子供の場合は自力で注射するのが困難で、本人が注射をできぬ場合は、学校教職員、救急救命士、保育士等が注射を代行しても医師法違反にはならないとの見解が示されていると伺っております。

近年、学齢期のアナフィラキシーショックの有病者数が増加していることが文科省から報告されており、子供の生命を守るため、対応は待ったなしの状況ですので、大人にも同様にこの対策が必要だと考えております。

症状が急速に進行していくことを考えると、最初に居合わせた方の対応が生死を分けると言っても過言ではございません。

近時、一九番通報すると、救急車よりも先に消防車が到着し患者に対応するという事例が東京都内ではしばしば見られるとの報告がある中、真つ先に患者に対応する救急救命士でない消防隊員が患者に対応した場合の、エピペンを含めたアナフィラキシーショックに対応する応急処置の実際と教育体制、また、市民向けの救命講習での対応状況について、消防庁から現況を御説明くださいます。

また、学校教職員、救急救命士、保育士以外によるエピペン使用について、厚労省の御見解をお願いできますでしょうか。

○市橋政府参考人 救急業務におきましては、救急車だけではなく、より近くの署所のポンプ車を同時に出動させまして救急活動を支援させる取り組みが全国で行われておりますが、これは、心肺停止などの緊急性が高いと判断された傷病者に対して行われているものでございます。

エピペンの投与の関係でございますけれども、救急救命士以外の救急隊員や消防隊員につきましては、法令上、応急処置としてのエピペンの投与は認められていないところでございます。したがって、そのための研修等は行われていない状況でございます。

また、消防本部が行います市民向けの救命講習におきましても、同じく、エピペンの投与については対応していないところでございます。

なお、救急救命士ではない救急隊員がアナフィラキシー事案に対応する際のエピペン投与以外の応急処置といたしましては、酸素投入や人工呼吸等が行われておりまして、そのための教育といた

しましては、二百五十時間の救急標準課程を初めとした研修が行われております。

また、一般市民向けの応急手当での講習の中でも、ショック症例に対する体位管理などについて啓発を行っているところでございます。

○原政府参考人 エピペンの使用についてお答え申し上げます。

御質問にもございましたように、学校の児童の方々が、お医者さん、小児科医からエピペンの処方を受けて持つておられる、そういうような方々につきましては、医師から十分な使用に当たつての注意事項等の説明を、当然ながら保護者ともども聞いておられるわけでありまして、そういう方々が、もし万一、学校においてショックを起こした場合にどうするかについて、例えば担任の教員の方々と十分なお話し合いをされるという状況のもとで、たまたま給食でアナフィラキシーショックを起こしたという場合には、こういうような使用が認められるということは十分に考えられるわけでありまして、それについては、医師法に言うところの違法性というものは阻却されるのではないかと思います。

ただ、もともと、アナフィラキシーショックを起こす状態かどうかというのは極めて難しいといいますが、倒れられている人を見て、この人がアナフィラキシーショックかどうかという判断は、その場だけではできないものですから、御質問にありました、例えば火事の現場において意識を失っている方がおられた場合、それがアナフィラキシーショックなのかどうかということは全く判断もつかないような状況ですので、一概に、いいとか悪いとかというのはちょっとお答えしにくいという状況であります。

いずれにしても、例えば、御本人が親しいお友達に、そういう場合はお願いねと言っている場合にそういう状況が起これば、阻却される場合もあり得るかと思いますが、一概に、これこれの場合についていい悪いというのは、ちょっとお答えしかねるというところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

今のお答えですと、やはり一般の方々は判断が難しいような状況かと思うんですが、今、厚労省、そして消防庁、両方からお答えをいただきましたが、今のお答えを聞きますと、緊急事態のときは、無資格者や各省が定めるところでない方がエビベンを打つても訴追されるようなことがないとの厚労省の御答弁と、救急救命士ではない、消防車で駆けつけた消防隊の方は打つことができないという消防庁の御答弁は、矛盾するところがあると思うんです。

やはり人生、いつ何とき何が起るかもしれないので、各省が連携して、きつちりと、こういった不幸が起らないように御配慮をいただけたらありがたいと思います。

また、この問題は、AEDと同様に、迅速で適切な使用が患者の救命にとっても重要だと考えております。国民の命を守るための施策、特に、我が国の将来を担う子供の命を守るための施策でもございますので、今後ともさまざま御検討をいただければと思います。

以前には、保護者からエビベンを預かっていった教師が使用せず、保護者が来るのを待っていたという事例なども報告されています。要するに、医師法違反での訴追リスクや訴訟リスクを回避しようという思いが強いのだと思います。

人命救助のため、さまざまな違法性を阻却する立法や通達の整備をしっかりと行っていたら、一般の方への啓発活動をしつかりとよろしくお願いいたします。

次に参ります。

今回の新藤大臣の所信では、情報通信技術、ICT成長戦略推進や、電波利用料変更などの電波法改正や、放送・通信連携サービスの進展のための放送法改正などにウエイトが大きかったと思いますので、少しお尋ねをいたします。

今月、現在のベートーベンと絶賛されていた佐村河内氏のレジェンドがほほうそだったことが判明し、今世間では騒ぎになっておりますが、昨春

放映されたNHKスペシャル「魂の旋律 音を失った作曲家」、これは実に感動的でございます。ゆえに、余計、その虚構がわかった現在、憤りを禁じ得ない国民は多いと思います。

今から言えば、NHKスペシャル番組のシーンなどは、明らかに過剰な演出と感じられた部分もございましたし、著名な作家が多く称賛のコメントを出したことが余計に感動を生んだのだと思いますが、実際に音符を書いているシーンとかそういったものはないなど、おかしいところも多々ございました。

そして、このうその多い番組が、フリーランスのディレクターが持ち込んだものであると一部話題になっておりますが、実際はいかがなものでしょうか。

○石田参考人 お答えします。

いわゆるフリーランスが持ち込んだ企画ではなく、NHKで三年近く番組制作の仕事をしていた契約ディレクターが提案したものです。

契約ディレクターは、日ごろから職員のディレクターと同じ職場で仕事をし、みずからの企画を提案する場合も、職員と同様の審議を経て採択される仕組みとなっております。

○上西委員 契約をしているディレクターということなんですかね。ちよつとよくわからないんですけれども。

こういった形で、契約のディレクターから持ち込まれた企画で、中の方とも連携はとられていたということですが、これまで委員会でのNHKの答弁でもございましたように、職員の給料が高いのはより優秀な人材を雇うためだという答弁と照らし合わせると、中の方がしつかりとやっていただけばいいのかなと思いますので、少し違和感がございますが、次に進めさせていただきますかと思ひます。

NHKの職員数は約一万人にも上り、一般には民放各社よりも格段に多い。この番組も、放送前、多くのNHKのプロデューサーが取り組み、そして、試写をこらになった関係者も多いはずでござ

いますが、結果的にNHKがフィクションのドキュメンタリー番組を放送した。こういった事態をどのように捉え、どのような再発防止策を講じていらっしゃるのか。

また、担当ディレクターの聴聞をされているというふうな報道もありますが、果たして責任はその方だけにあるのでしょうか。責任はNHKの体質そのものに起因するのではないかと考えますが、公共放送であることを踏まえ、御見解をお聞かせください。

○石田参考人 お答えします。

提案から採択、現場の取材、編集、試写のそれぞれの過程で検討とかチェックをしましたが、本人が作曲していないことに気づくことができませんでした。番組のつくり手として、大変重く受けとめています。視聴者を初め、番組の取材で協力していただいた方、関係者の方々に大変申しわけなく思っております。

現在、提案者の契約ディレクターだけでなく、番組制作に当たった職員のディレクターなどからも話を聞いていますが、いずれも、別人が作曲しているとは思わなかったと話しております。また、佐村河内氏自身も、契約ディレクターはゴーストライターのことは全く知らないと話しています。

今の時点で、こうすれば今回の事態が防げたという確かな答えはまだ見つかっていないんです。が、いずれにせよ、番組内容をチェックする精度をさらに高めていくことが重要だと考えています。

そのためにも、提案から放送に至るまでの経緯をきちんと調査する必要がある、今その作業を進めているところでです。

○上西委員 今後の再発防止策、そういったものは今のところ出していないということですが、体質の話で、NHKでは、記者なら記者、アナウンサーはアナウンサー、プロデューサーはプロデューサーなどと、入局時から最後まで限られた分野を専門的に担って仕事をし、取材部門と番組制作部門が別会社であるかのように完全に分離し

ており、人事交流どころか情報交換もない、こういったことが今回のような結果を未然に防げなかった原因ではないのかと言う専門家もいらつしました。ですので、私は、こういったことをしつかりと改善していただく必要もあると思ひます。

また、今回の番組は、国民の血税と本質は同じ受信料で制作された、それが虚構番組となつてしまったわけでございます。真相を究明する検証や訂正などのスペシャル番組の予定等はお持ちでしょうか。

○石田参考人 お答えします。

私自身も記者の出身なんですが、NHKでは、記者やディレクター、アナウンサーなど、違う職種の間がそれぞれの専門性や経験を生かして連携して一つの番組をつくるというのは、ふだんから行っているところです。今回のNHKスペシャルも、制作部門だけでなく、報道の人間も提案の採択、試写などにかかわっております。

今御指摘ありましたように、より品質のよい番組を視聴者に届けられるよう、職種の垣根を越えた番組制作を今後も進めていきたいと思ひています。

今回の問題の経緯につきましては、まだ調査すべき点が多くて、佐村河内氏自身にも改めてお話を聞く必要があると思ひています。

視聴者にどのような形で説明するかについては、調査の結果を見て考えたいというぐあいには思っております。

○上西委員 NHK内で各部署、連携はしているということですが、優秀な人材をお持ちだということですので、今後こういったことがないように、しつかりと対応をしていただきたいと思います。先日、我が党の三宅委員も、NHKの偏向放送等の放送のあり方、そして高額な人件費等を追及させていただきました。これは国民の多くも同感のことではないかと思ひます。今後、国民の皆様からいただいた受信料で報道される公共放送として、日本国民が恥じることはないように御尽力を

いただきたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時二分開議

○高木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。百瀬智之君。

○百瀬委員 長野県を選挙区としております百瀬智之です。

私からは、まず、二月の十四日そして十五日に関東甲信越を中心に豪雪、大雪があったことから触れさせていただきたいと思っております。亡くなられた方々には心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げます、いち早い復旧を望んでいるものであります。

その関係で、本日は、防災及び消防行政について議論させていただければと思っております。

午前中には、同じ長野県内の木内先輩から建設的な御意見を頂戴いたしました。さきの大雪では、孤立集落が生じたり、また自衛隊が派遣されたりなど、並々ならぬ状態だったわけですが、特に、交通機関が渋滞したとか麻痺した、このようなことはテレビでも多く報道されておりました。

そこで、そういった方々に対する情報伝達の点から触れさせていただきたいなと思っております。

これに対する各自自治体の情報伝達方法もさまざまだったようでございまして、例えば、避難所とか除雪の状態、そういったものを屋外スピーカーや町のホームページなどで発信したり、また、チラシなどでそういった情報を提供したところもあったようであります。

とりわけ、携帯電話各社が提供する緊急速報メール、これは大変有効だったものでありまして、ラジオとかインターネットというものは、こちらからアクセスしないと情報が得られないわけでございますけれども、この緊急速報メールは自動的に携帯に情報が入ってまいりますから、こういったものが人々の助けになったと聞いております。

そこで、本日は、まず先に消防庁に対して、緊急速報メールの普及率について、これに先立ってお問い合わせしたわけですが、今、集計中というところでございました。手元の集計によりますと、どうやら都道府県ごとにこの緊急速報メールの普及率もかなり差があるといいますが、ばらばらであるようでございます。普及率の低い地域には、ぜひとも導入が促進されるように働きかけていただければと思っております。

また、木内先生からも、佐久市に二日間、閉じ込められたというようなお話がありましたけれども、うちのスタッフも、金曜日はちょうど東京から長野に帰る途中でありまして、山梨で高速道路をおりざるを得ない状況になりまして、車内泊を四日間連続で強いられたい状況になりました。コンビニとか公民館で避難して、いろいろ食いつないだりして、何とかしたということでありましたけれども、大変な目に遭ったということでございます。

そこで感じたことをちょっと聞いたんですが、やはり屋外の放送ですと、本日の何々のイベントは中止ですというような放送はよくされていたらしいんですけども、被災者の方とかいうか、除雪の状況ですとかここに避難するとういうことがありますというような情報は不十分だったのかなと申しております。

各自自治体によって対応もさまざまだったかと思ひますけれども、携帯電話を持っていない人も困らないように、災害時の情報伝達、こういったものを組織的に充実していただくようお願いしたいと思っております。

午前中の答弁では、新藤総務大臣から、特に財

政措置を中心に強力に御支援をいただけるという力強いお言葉をいただけたわけでありますが、所信の表明でも、公共クラウドを整備するとかオープンデータを活用するとかICTを活用した災害に強いまちづくり、こういうことがうたわれているわけでございます。

そこで、情報伝達の観点から、二十六年度の方針に従えばこういった防災、減災が可能であるというようなことを一言だけますでしょうか。

○市橋政府参考人 御指摘のように、災害情報を迅速かつ正確に伝達するということは極めて重要な課題でございます。

お話のありました緊急速報メール、これは私ども今、数値を精査中でございますけれども、携帯各社の調べによりますと、二十六年の二月現在で、NTTドコモ社が八八・九％、KDDI社が八五・二％、ソフトバンクモバイル社が八〇・二％というふうな、地方自治体緊急速報メールの契約を結んでいるところでございます。

私どもとしては、この緊急速報メールにつきましましては、各個人の携帯電話に直接伝達され、また、市町村の活用につきましましては費用負担もないということで、緊急時の情報伝達手段として非常に有効だということで、強くこの活用を働きかけているところでございまして、これまでも文書あるいは会議あるいは直接の電話等々で働きかけを進めてまいりました。急速に広まりつつあります。今後とも、一層強く働きかけていきたいと思ひます。

また、情報伝達全般につきましましては、さまざまな方がいらっしゃいますので、多様な手段で災害情報を伝達するということも重要でございますので、この災害情報伝達システムの多様化ということにつきましても、力を入れて進めてまいりたいというふうな考えております。

○百瀬委員 私も調べさせていただきましたけれども、やはり海岸の近くの自治体はかなり緊急速報メールも加入しているようでございますけれども、長野県もそうなんですけれども、そういった

ところはまだまだ加入率が低いといった状況にあるようでございますので、そういった普及にも取り組んでいただきたいと思っております。

この関連で、次に、消防団を話題にしていきたいと思っております。

昨年末、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立いたしました。消防団の加入促進、処遇改善、装備、訓練の充実を図るということを大臣からもおっしゃっていただいているわけでありまして。そして今月の十五日、消防庁は早速、団員に報酬を支払っていない消防団を公表する、そして待遇改善を促す方針を決めたと発表しております。

そこで、まずお尋ねしたいわけでありましてけれども、今、地方交付税算入額は年額で消防団員一人当たり三万六千五百円、一回の出動手当が七千円というふうになってございます。満額が団員の手に渡ることを働きかけて、報酬、出動手当に係る交付税措置額については据置きとのことでありますけれども、これに間違いはないでしょうか。

○市橋政府参考人 消防団員の報酬につきましましては、ただいま御指摘の交付税措置を講じているところでございますが、市町村によって金額がまちまちでございまして、その実績、平成二十二年度の決算ベースで申し上げますと、報酬、一般団員につきましましては二万五千円程度、それから出動手当につきましましては二千五百円程度というふうな形になっておりまして、いずれも交付税措置額を下回るというふうな状況になっております。

今、各地方公共団体に對しまして、この報酬額の引き上げにつきましまして働きかけを行っているところでございます。

○百瀬委員 やはり問題意識としては、三万六千五百円が団員の手に渡っていない、二万円くらいになってしまっているということでありまして。私も周りに消防団員がいますけれども、二万円ももらっていない、一円ももらっていないという人も少なからずいるわけでありまして。

そこで、今回、そういったところに問題意識を

向けて、こういったことの取り組みをされているのだと思いますけれども、今後、団員の手に渡る支給額がふえていけば、この交付税措置額を引き上げることも視野に入っておられますでしょうか。

○市橋政府参考人　まずは交付税措置額まで何としても持つていってほしいということで強く働きかけてまいりたいと思います。その後につきましては、まずその状態を達してからちゃんと検討していきたいというふうに考えております。

○百瀬委員　加入促進を考えたとき、やはりそういった報酬額という面もあるかわかりませんが、もう一つ、消火活動、防災活動におけるやりがいを感じられる場をつくる、こういうことも大変重要ではないかと考えております。

消防団員の方々、人命を守りたいとか地域を守りたい、こういった思いで参加している方もたくさんおられると思いますけれども、しかし、法体系上、消防団員が直接人命救助活動をする事態は恐らく想定されていないだろうなと思っております。私の理解では、そういった火災現場における直接的な人命救助、また鎮火活動等は消防団に任ざれていて、その後方支援とか初期消火、そういったことが消防団員に期待されている役柄であると思っております。

基本的にこれでもいいと思うんですけども、もし、人命をどうしても守りたいんだとか、地域のために働きたいという崇高な理念で消防団に参加していた方がいて、この方にそういった実力もあったとすれば、消防士じゃないからだめとか、消防団員だからこれをやりなさいとかいうことではなくて、場合によっては現場の最前線にも立てるといような弾力的なシステムもつくっていいのではないかなと思っております。

消防団員でも、しっかりと消防学校などに通って、消防士に引けをとらない技術と知識を身につけていただいて、消防士に引けをとらないそういった知識のある方は一定の資格を付与すると、報酬額にインセンティブを持たせるとか、ま

た、今、消防団員の序列というのは、団長がいて、分団長がいて、班長がいて、団員がいてというような形でほぼ年功序列になっていると思いますけれども、ある程度実績主義も導入していく余地があるのではないかなと思っております。

この点について、一言、御意見をいただければいいでしょうか。

○市橋政府参考人　まず、消防団の役割についてでございますけれども、確かに、都市部などでは常備消防が充実しておりますので、消火は常備が行って、後方の活動を行うというふうな例もございます。ただ、都市部以外のところでは、消防団が第一線に立つて消火活動も実施するというふうな事例もございます。

また、大規模災害時を考えた場合には、例えば大地震の際に、消防機関が救助になかなか向かないというふうな状況になります。そういう際には、やはり地元で密着して、人数も多い消防団、この方々に活動してもらおうということが非常に重要であるというふうに考えております。

したがって、私も、消防団の教育訓練の充実あるいはそのための装備の充実ということは大変重要であるというふうに考えております。

特に、ただいまの御指摘にもございました、やる気を持っていただく等のために、現在、現場のリーダーであります消防団の中堅幹部に対しまして、実践的な現場指揮や安全管理を中心とした教育訓練を行うというふうなことで、消防学校の教育訓練の基準の見直しを進めているところでございます。そして、この教育課程を修了した消防団員に対しましては、士気の向上というふうなことを踏まえまして、活動現場において、災害対応能力を有していることを何らかの形で明らかにする、そういう方策などにつきましても検討を行っているところでございます。

○百瀬委員　今、訓練や装備のお話も出していたので、この話を続けさせていたいただきたいと思っております。ちよつと調べたところによりますと、アメリカ

の場合は、消防士と消防団員の違い、これは給料をもらっているか、もらっていないかということが大きいと言われております。例えば、うちの消防署には五十人消防士がいる、そのうちの五人は給料をもらっている消防士で、残りの四十五人が給料をもらっていない消防士だ、残りは、訓練や装備は同一のものを使っている、訓練も同様のものであるということでもあります。

しかし、日本では、特に訓練においては、消防士と消防団員、年に一、二回、合同訓練があるのだと思いますけれども、基本的には、別々に訓練を行い、消防士が消防団員を指導するという形が実態ではないでしょうか。また、消防団員は自分の仕事をもちながらの活動になっておりまして、朝は早く起きてこいとか、休日を返上する日も少なくないわけでありまして、また、日本の場合は、規律訓練に傾斜し過ぎているという指摘もあるわけでもあります。

そこでお尋ねしたいんですが、現状として、今の消防団の訓練における課題を一言いただきたいのと、もう一つ、装備のお話も出しましたので、こちらについてもお尋ねしたいと思っております。

今回、装備の拡充もされるということでありまして、基本的には、東日本大震災の教訓を生かして、消防ポンプ自動車のような比較的大きいものが念頭に置かれているのかなと思っております。今後、消防団員個人個人の、はんでんだけじゃやはり足りないと思うんですね。防火服ですとか帽子とか長靴とか、そういったものも充実させていくおつもりであるか、二点、お願いいたします。

○市橋政府参考人　まず、消防団員の訓練の関係でございますけれども、御指摘のように、消防団員の方々は本来の仕事をお持ちでございます。したがって、訓練の時間がなかなかとれないというふうなことがございます。したがって、私ども、消防学校で消防団員の方々の訓練を行う際にも、土日を活用したりとかして、何とか時間をやりくりしていただながら対応しているところでございます。

そういう状況も踏まえながら、今後は、例えば、消防学校に出席がなくても、Eラーニング等で訓練を行って、実際の実技の部分については消防学校で行うとか、そういう時間に制約のある消防団員の実態に合わせたような訓練の方策ということも検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

そういう中で、先ほど申し上げました、消火のみならず救助、これにも力を入れた訓練というふうなものを展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、消防団の装備の関係でございます。これにつきましては、東日本大震災の教訓も踏まえまして、トランシーバー等の双方方向の情報伝達が可能となる情報通信機器の充実、それから安全靴やライフジャケット等の消防団員の安全確保のための装備の充実、またチェーンソーや油圧ジャッキ等の救助活動資機材の充実、これを図るために、本年二月七日付で、消防団の装備の基準の改正を行ったところでございます。

改正後の基準に基づきまして、平成二十六年、来年度の地方交付税措置を大幅に増加させる予定としておりまして、各消防団においてこれらの装備の充実が図られるよう、しっかりと働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○百瀬委員　ぜひ、訓練また装備を充実させていただいて、現場の方が働きやすい環境をつくっていただきたいと思っております。

それを踏まえて話を先に進めたいと思っておりますけれども、今回の大雪におきまして、残念ながら消防団の方々が活躍したということとは、少なくとも私の耳には届いておりません。ただでさえ田舎は人手不足でありますし、また、補助金が少なくなつて、自治体が雪かきを業者に依頼するのも難しい状況でございます。

そこで、消防団の方々、御自身の担当の消火栓のところの雪かきというのはやっているとは思いますが、そういったものや生活道路以外に

も、例えば、高齢者の方々とかひと暮らしの方々のところに消防団の方々が雪かきを手伝いに行く、こういうことがあっても、また活躍の幅が広がるのではないかなと思っております。

日本には水防団というものもありますけれども、消防団の地域防災力ということで考えれば、水害があるところはそういった水防団が活躍されるところもあるでしょうし、また、犯罪の多いところでは自警団的な意味合いを持つところがあるのかもわかりません。そういった意味では、雪害が予想されるところは、ぜひ消防団の方々がそういった組織を立ち上げていただければ、なおかついいのかなと思っております。

ちよつと話はかわるんですけども、今回の所信を見させていただいている中で、とても気を引くフレーズがありまして、それが、新藤大臣の使われたドラゴンハイパーコマンドユニットですか、本当に天才的なネーミングだなと思つたわけでありまして、それについて、どういった経緯であれネーミングしたのか、ちよつと一言いただけますか。

○新藤國務大臣 これは、東日本の大震災を契機にいたしまして、コンビナートですとか特殊な火災が起きて、それを消火、鎮圧するための、それに対応した特殊な部隊が必要だ、こういうことを消防の方で検討したわけでありまして、正式名称はあるんですけども、せっかくですから、これはやはり皆さんによくわかりやすいもの、そして覚えていただくものにしたいたいということで、何かいい名前はないかということで、大臣室でいろいろみんなで検討しました。

実は、もともと、昔の消防団は、消防のポンプというのは、手でやるんですね。手こぎなんです。水をためるものがある、かごのようになっていて、両側でかきながら水を吐き出すんですね。水を吐き出す口は竜の口になっておりまして、ですから、昔の消防用ポンプを竜吐水というふうに呼ぶんです。竜吐水というのは、竜ですから、これはドラゴンだ、こういうふうなイメージしまし

て、そして、ドラゴンハイパーコマンドユニット、特別なそういう消火活動を行う、そういう隊員たちの集まりだ、こういうことで、直訳すればそのままなんです、ドラゴンハイパーコマンドユニット、こういうふうにしようじゃないかと。

実は、消防士というのは、子供たちは憧れなんです。子供から憧れられて、すごいなと言われる、そういうふうな言われた大人がどれだけ張り切るか。命をかけて、本当に大変なときにみんなのために働いてくれる人たちがなんですけれども、まあ、それはイメージとして、そういうような特別なものなんだよということとあわせて、私は、子供だとか一般の人に、へえと言つて、その認知度を上げて、特に、すごいな、格好いいなと言われるたその人たちが、消防士たちがとても誇らしい気持ちで活動してくれることを私はよく承知しています。

ですから、やや子供が反応してもらえような、そういう思いも込めてつけたのは事実であります、いづれにしても、もとは竜吐水です。それからイメージをした、こういうことでございます。

○百瀬委員 ありがとうございます。大変勉強になりました。

私も、まだ政治の世界に入つて日は浅いですが、政治の世界でもこういうことはありなんだなというのを痛感させていただきました。

世の中には、こういったことを期待している若者というのが結構いると思うんですよ。豪雪の被害でも、そういった被害に対する特別部隊を編成して、それにネーミングを新藤大臣が何とつけるかわからないですけども、私だったら、スノーリムービングスペシャルタスクフォースとか、そういった形でやれば、ああ、そういう組織があるんだということにまず目を向ける。そこで実際に大人たちが格好よくがさがさと仕事をすれば、これは地域のためになると思うんです。

ちよつとネーミングのことで話の話題はそれましたけれども、こういった形で消防団の活躍の場を広げる、こういったことが地域防災力の向上に

つながるのではないかと考えておりますけれども、この点について、消防庁で一言いただけたら

○市橋政府参考人 まず、消防団の今回の大雪における活動でございしますが、一般の住民としての活動と区分しづらいところがある、余り大きく報道されるようなことがないわけなんですけれども、私も、聞き取りしましたところ、消防団におきましても、住民の安全確認、食料品の配布、洪水箇所の交通整理、防火水槽など水利の除雪、さらには寸断された道路や孤立集落内での除雪、またヘリポートの除雪などの活動を行つていただいているところでございます。

また、埼玉県内においては、渋滞といいますが、雪のために常備消防の消防車が接近できない、二、三時間かかるというふうな事例におきまして、消防団が、あるいは消防団と自衛消防隊が火災を鎮圧したというような事例も報告しているところでございます。

いづれにいたしましても、消防団、地域防災力のかなめでございますので、法律も先生方につくつていただいたところでございますので、この法律に基づいて、消防団の充実強化ということ、消防庁を挙げて積極的に取り組んでまいりたいというふうな考えております。

○百瀬委員 ありがとうございます。

視点を交えて、次に、地域づくりという観点から、集落支援員の制度について若干お尋ねしたいと思っております。

集落支援員の制度、年々とその支援員の数が増えていくようにございまして、平成二十五年度は、専任の集落支援員七百四十一人、兼任の集落支援員三千七百六十四人ということでございます。この方々、もしくはこの事業における財源の手当ての状況はどのようなふうな状況でしょうか。

○関政府参考人 今お尋ねいただきました集落支援員でありますけれども、その集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した方々が、地方自治体からの委嘱を受けてまして、

市町村職員と連携して、まず集落を巡回、状況把握、点検、さらには、集落の方々とお話し合いを通じて、その施策によっては、本当に必要な施策と一緒に、あるいは支援してやっていると、そういう役割を担つていただいております。今先生御指摘のように、人数的には、専任七百四十一人などとなっているところでございます。

財源手当てでございしますが、総務省では、設置している自治体に対して、専任の方の場合は、活動費なども含めまして一人当たり三百五十万円、兼任の場合は、一人当たり四十万円を上限に特別交付税で措置をし、交付しているところでございます。

引き続き、この集落対策は推進してまいりたいと考えております。

○百瀬委員 これも、実際にその支援員の方々に回っている額というのはおわかりなんですか。

○関政府参考人 実際にどれだけかかったかというデータはいただいておりませんが、一応、我々としては、活動費も含めて集計して交付しているということでございます。(百瀬委員「幾らなんですか、一人当たり」と呼ぶ)ですから、一人当たり、上限は三百五十万円ですが、大方その中におさまっているところでございます。

○百瀬委員 この集落支援員の制度、私も、財源の話抜きにすれば大変いいお話だなと思つておるんですけども、果たしてそれだけの税金をつぎ込んでやるべき事業なのか、費用対効果は薄いのではないかなと思うところもあるわけでございます。

例えば、集落支援員は、市町村職員とも連携して、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を行うということでございしますが、それは、これまで市の職員とか民生委員の方々もやられてきたことだと思ひますし、きょう話題になつております消防団員の力を駆使すれば、集落の巡回とか、消防団員の方々は田畑の見回りもやっていると数多くございしますので、そう

いったところで賄えるところもあるのではないかなと思っております。また、集落支援員の方々は、集落のあり方についての話し合いを促進するということがありますけれども、しかし、田舎に行けば、常会とか話し合う機会というのはどこでもあるわけがございます。要は、そこで出た意見をどうやって集約していくとか、議会をどう活性化させていくのかとか、そういったことが大事になってくるのではないかなと思っております。意見や機能を分散させるよりは、今ある制度をどうやって充実させていくのかを考える方が重要なのではないかなと思っております。

そこで、最後に質問させていただきたいと思えますけれども、単純に比較はできないとは思いますが、消防団の方々の年額の報酬は三万六千五百円。一方の、集落支援の方々は年額三百五十万円。百倍の差もあるわけでございます。それは、専任とか兼任の違いもありますし、兼任となれば四十万円ですけれども、同じ地域のために頑張っている人の中であんなに差があるというのはいかなるようにお考えですか。

○高木委員長 時間が過ぎていきますので、簡潔に。

○市橋政府参考人 消防団員の報酬、本当に低いレベルでございます。ただ、お金ではない、俺たちは地域を守るんだという気概を持って消防団員が長年にわたり活動してきた歴史がございます。

中には、払っていないというふうな団体もあるわけでございます。私も、いかにそれは問題ではないかということで今お願いしているところでございますが、消防団員につきましても、少なくとも交付税措置額というふうなことを目標に頑張っているというのを、しっかりと今後とも働きかけていきたいと思えます。

○百瀬委員 また次回お尋ねしたいと思えますけれども、時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、佐藤正夫君。

○佐藤(正)委員 みんなの党の佐藤正夫でございます。

まず、NHKについて御質問をさせていただきたいと思えますが、これまで何度もNHKの、私の場合、一〇％、視聴者に受信料を還元するということの一点にこだわってこれまでずっと質問をさせていただきましたが、またその点につきまして、きょうは御質問させていただきたいと思えます。

まず、会長に御質問します。この間の集中審議の際に、受信料の一〇％還元についてはもう決着済みだと答弁されました。そこで、再度確認をいたしますが、その決着された中身について御説明願いたいと思えます。

○榎井参考人 お答えいたします。受信料の値下げにつきましては、現在の経営計画を、平成二十四年度から二十六年まででございますが、策定しました当時の執行部と経営委員会の間で、大いなる議論の中で経営の責任として決めたもので、経営委員会の正式な議決を経たものであります。これにつきましては、前会長からも区切りがついていることだというふうに引き継ぎを受けております。

○佐藤(正)委員 それは、あくまでも二十四年から二十六年までの三年間の事業計画についてなんですよ。未来永劫まで一〇％還元はしないとは決めているんです。そんなことはどこでも決まっていけない、どこにも書いていない。これは、会長、認識をしていただかなければならないと思えます。

そこで、一〇％の還元の財源について、これまでも何度も御質問をさせていただきましたけれども、まず、そもそも、原資として今七分は、一千六百十二億円あります。それ以外に、全額免除等の拡大という四百二億円について、これはあくまでも、生活保護受給者がふえたとか、それから震災によって被害を受けたとかという方々の免除ですよ。

この免除をすることが、どうして受信料を払っている方々の還元になるんですか、お尋ねします。○榎井参考人 お答えいたします。

まず、受信料の還元は、二十四年十月から七％の値下げを実施しましたが、受信料全額免除の拡大、四百二億円は還元ではなくて、値下げが提起された当初、これは平成二十年でございますが、当時の想定を上回って発生した減収額でございます。

○佐藤(正)委員 会長、これまで何度もここへ質問をさせていただいたときに、NHKの執行部の方々は、これも含んだ中での還元だと何度も言っているんですよ。だからこだわっているんですよ。そうでなければ、こだわりませんよ。そういう説明も私は受けています。

だからこそ、受信料を払っている方々が、例えば、景気が悪くなつて受信料を払えない方々がふえた、その方々の分を、受信料を払っている方々が還元するという話ではなくて、逆に負担をするという話になるんですよ。全く今までの説明と違うことを今会長は言われたんですよ。

普通は、会長、会長が言われるのは正しいと思うんですよ、私でもそう判断する。しかし、これまでそういうことの説明をしてきていないんですよ。これを合わせて、トータル一〇％。だったら、この一ページ目の資料を見てくださいよ。七・六の〇・六の、それから四百二億円を足した二・四分で一〇％と書く必要ないじゃないですか、今の御説明だったら。

一〇％の還元はどうなっているんですかという表が、これはNHKがつくった資料ですよ。そこを、足して一〇％になっているのに、今の説明じゃ全然違うじゃないですか。今までの説明は、これに伴って説明をされてきたんです。

ですから、では二・四分の四百二億円というのは本当にそうなのかなという議論をしてきたんですよ。会長、どうですか。

○榎井参考人 値下げにつきましては、先ほども申しましたけれども、当時の執行部と経営委員会の間で議論の中で経営の責任として決めたものであり、区切りがついているというふうに私は前会長から引き継いでおります。

我々としては、支払い率の向上に今後とも努めていくわけですが、受信料の公平負担を進めるためにも、今後とも、これを引き続き推進していきたいというふうに思っております。

○佐藤(正)委員 会長、それは答弁になっていないですよ、全然。質問に対する答弁じゃないですよ。

このNHKさんがつくった資料をもとにして、私は質問をさせていただいています。そこで、何度も申し上げますが、今の会長の答弁でいけば、こんな資料は要らないですよ。この、七・六しかできませんという資料だけでいいんですよ。これをあえて、こういう資料をつくって、コンマ六％が大震災に伴う緊急の設備投資ですよ、そして二・四分が全額免除の拡大なんですよ、トータルして一〇％なんですよと言っているんですよ。全然、言っていることがこの資料に伴わないんですよ。だったら、最初から、七・六しかできませんと言えはいじやないですか。

現に、経営委員会の議論の際に出ているわけですよ。NHKの執行部は、こういうものを含まないと一〇％は無理ですよ。しかし、その当時、先ほど会長が言われたように、いろいろな議論があった中には、経営委員の方も、いや、この全額免除については還元の項目に入れるのはいいがなものかという議論が出ているじゃないですか。それを踏まえてこの一〇％の表をつくってきたということは、紛れもなく、今会長がおっしゃったのとは違うと思えますが、いかがですか。

○榎井参考人 お答えします。先ほども申しましたけれども、四百二億円は収入の減少でございます。これは、還元ではなくて、値下げが提起された当初の想定を上回って発生した減収額でございます。これは、経済状況の悪化であるとか、そういうことを全部含んだ上での減収でございます。

したがって、その結果、一〇％の値下げをしようということだったんですが、結局、こういう状況のために七％の結果におさまったというこ

とでございます。

○佐藤(正)委員 百歩譲りましょう。

では、もし会長が言われるとおり、そうだとすれば、では、原資が違つて、この四百二億円がもつと圧縮されたとするならば、それは還元をするということですね、今の話でいけば、それよろしいんですか。

○榎井参考人 お答えします。

ただいま申し上げましたように、四百二億円というのは、これは減収だと申し上げました。もし減収分が四百二億円を下回つておれば、当然のことながら、七%ではなくて、もう少し上に行つたと私は理解いたしております。

○佐藤(正)委員 共通でよかつたですね。実は、下がっているんですよ、四百二億円。四百二億円にならない。

実は、皆さんのお手元に資料をお渡ししておりますけれども、例えば三ページの資料を見ていただければと思うんですが、二ページ、三ページとなるんですけども、災害免除、廃止、これは三十一億円を見ていたんですが、現実には十八億円になっているんですね。これは、どうして三十一億円が十八億円になったんですか。

○榎井参考人 お答えします。

当初三十一億円だったものが、東日本大震災もあつたこともあり十八億円になった、こういうことでございます。

○佐藤(正)委員 会長、それは逆ですよ。震災が起きてこういうふうになつて、あれでしょう、今会長が言いたかつたのは、この十八億円というのは、いわゆる原発事故等が残つて十八億円ということなんです。だから、ここでもう原資が出てきたんですね、まづ少なくなつた。

それから、今度、もう一つは、三ページの二十三年度から二十四年度、二十五年、二十六年、毎年毎年全額免除の世帯が十七万件ずつふえてくるとなつていきます。しかし、NHKの資料を見させていただきますと、実は、十七万件ではなくて、結果的に全額免除の件数がふえたのは七万件なん

ですよ。これはおたくの資料から出ていますからね。七万件なんです。これはどういうことですか。

○榎井参考人 お答えいたします。

三カ年計画では、有料契約から全額免除となる世帯数を毎年十八万件と見込み、二十四年度の実績は十七万件となりました。

御指摘の七万件は、全額免除の単純な増加数であり、全額免除の拡大による影響額の積算には直接的には関係がない数字でございます。

○佐藤(正)委員 それも不思議なんですよ。

四ページを見てください。これは、NHKが全額免除の件数を書いているのに七万件、全額免除の件数はちゃんと出しているじゃないですか。七万件とNHKが書いているんですよ、調査して。この金額、この件数になるのは当たり前じゃないですか。当然じゃないですか。

また、あえて言うならば、その下の生活保護世帯数が幾らふえているか。これは厚生労働省の資料です。五万件ですよ、ふえているのは。だから、生活保護者世帯の件数プラス二万件というのは、また別の要因があつた分でしょう。これは、NHKは三つの項目で全額免除をやつていますから、わかります。その中の一番大きなのが生活保護ということですよ。

だから、五万件と七万件が違うのはよくわかりますが、実質全額免除の件数七万件と書いてあれば、原資として減るのは七万件じゃありませんか。会長、どうですか。

○榎井参考人 全額免除の影響額は、有料契約から全額免除となる件数により積算しております。単純な増加数とは直接的に関係がないこととなります。

○佐藤(正)委員 これはNHKの方とも随分議論をしたんですけども、やはりちんぷんかんぷんですよ。現実に七万件という数字が出ているんだから、これだけは収入が減つたんじゃないですか。今言つたように、実は、四百二億円というのは件数じゃないんですよ、金額なんです。だから、NHKの、例えば三ページの資料を見たつて、件

数が出て数字が出ている。ということは、例えば十七万件で八十五億円になる。先ほど、三十一億円が十八億円になる。だったら、この八十五億円だつて減るはずじゃないですか。数字の根拠からすれば減るはずですよ。

今まで払つていた方が払えなくなりました、その件数が約七万件ですといったら、その分だけ収入が減るんですよ、当たり前じゃないですか。では、その減るのが幾らなんですか。この七万件で幾らなんですか。

○榎井参考人 お答えいたします。

三カ年経営計画で見込んでおりました四百二億円は、東日本大震災による影響額と生活保護世帯など全額免除の拡大による影響額を合計したものであります。

二十六年度予算編成時におきましては、東日本大震災による影響額と全額免除の拡大による影響額は、三カ年合計で三百八十二億円と見込んでおり、ほぼ計画どおりの規模となっております。

○佐藤(正)委員 よくわからないですね。七万件だから、七万件が幾らになるんですか。七万件、決算が済んでいるじゃないですか、二十四年度は。これは何度もやつているんですよ、NHKの執行部の方々と。何度も打ち合わせをやつて。きょう今聞いた話じゃないんです。何度も何度もやつて。

そのときに出したのは、あえて言いましようか、言うならば、十七万件、確かに、今まで払つていた方が払えなくなつた。しかし、逆に、生活保護世帯等々を調べてみると、実は、復活した、生活保護から脱却した、そういう方々がいる。その差も約七万件なんです。当然ですよ。この七万件と合うはずなんです。ということは、生活保護世帯から脱却をされた方々は、当然受信料はお支払いするんですよ。ところが、NHKのこの試算には、その復活した方々の収入を一切載せていない。全てがマイナスで計算している表なんです。だから、会長、会長もおかしいと思いませんか。おかしいですよ。NHKの執行部の説明自体がお

かしいんですよ。そのときもその話をさせていただきました。そうしたら、納得して帰りましたよ。おかしいでしょう。そんな報告をしつかりやつていないから、会長が明確に答えられないんですよ。後ろで、ほら、何か言っているの。

だから、会長、もう一度、そこは会長がやはりリーダーシップを今こそ發揮していただきたい、きちつと。経営手腕を發揮していただきたいんですよ。いかがですか。

○榎井参考人 お答えします。

全額免除が有料契約に変更となる影響については、当初より、三カ年計画で見込んでいたもので。そのように考えております。

それから、受信料の値下げにつきましては、現在の経営計画を策定した当時の執行部と経営委員会の真摯な議論の中で経営の責任として決めたもので、経営委員会の正式な議決を経たものであります。

何回も申し上げて申しわけございませんが、本件につきましては、区切りがついていることだというふうに前会長から引き継いでおります。

○佐藤(正)委員 区切りがついたつていいですよ、いいけれども、この数字がおかしいですよ、言っているんじゃないですか。普通の会社で数十億円の利益が、欠損が変わつたら、三カ年計画は修正するでしょう、普通に。当たり前じゃないですか。

経営委員長はお見えですね。今のやりとりを聞いていて、経営委員長、どう思いますか。

○浜田参考人 受信料の値下げにつきましては、現在の経営計画を策定した当時の執行部と経営委員会の真摯な議論の結果として経営委員会が正式に議決を行ったものであり、一つの到達点だと認識をしております。

○佐藤(正)委員 そんなことを言っているんじゃないんですよ。全然違うよ。

今がこうだから、執行部から、経営委員会の方、監査の方々は、財務内容とか、ちゃんと報告を毎年聞かなきゃいけない。聞くんですよ。

では、一回決めたらそれが全て正しくて、今の経営委員会の方々は、この二十六年度までの計画は、あなたたちは責任がないと言うのか。二十六年度まで、今ずっとやっているんですよ。その中で報告を聞いているのに、もう一旦決めたから私どもは関係ありませんと言うんですか。受信料を払っている方々は納得しませんよ、そんなことでは。どうなんですか。

○浜田参考人 毎年度の予算の論議の中で、私どもとしては、審議をした結果、今の予算案を決めておりますので、そういう意味では毎年毎年議論をしているというふうに思っております。

○佐藤(正)委員 議論をしたときに、こういう話はないんですか。スルーですか、こは。そんなことはないでしょう。何のために経営委員会があつて、監査がついて、やっているんですか。そこはやはり、経営委員長、しっかりとやっていただかなければならないと思いますが、再度答弁願います。

○浜田参考人 私どもといたしましては、今委員の御指摘のテーマは、次期の経営計画の中でさまざまな観点から論議されるべき事項であるというふうに思っております。

○佐藤(正)委員 もう一回戻ります。

会長がさっき言ったように、この四百二億円、百六億円、五百八億円、これは本来は還元すべきだけれども、こういう理由だったのでできないんです、しかし、それが圧縮できたのなら、当然、還元する財源に当たるんですと、会長、さっきおっしゃったじゃないですか。ということは、こうやって余つてきた、余つたじゃないね、還元できるお金はどこに行くんですか。本来、還元しますとお約束したお金が、今の数字だけでも、圧縮できるんですよ。

では、そのお金は、その財源は、還元しないでどこに行くんですか、経営委員長。

○浜田参考人 先ほども申し上げましたけれども、NHKの将来を考えますと、センターの建てかえ、災害対応、それから放送と通信の融合、そ

ういうさまざまな要素を考える中で受信料というのは決められるべきものだというふうに思っております。

○佐藤(正)委員 だったら、一〇%還元、こんな表を出しちゃいけないでしょう、そもそものが七・六%しかできませんと、多分、現会長だったからそれぐらい言ったかもしれないね、実際は、でも、そうじゃないんです。ないから、私が問題にしているんです。

そして、先ほど会長が申し上げたように、その還元の、圧縮したものは還元しますと言ったんだから。今、経営委員長は違うことを言ったんですよ。それはあくまでもセンターの建設資金に回しますとか。全く違う、言っていることが。会長と経営委員長が言っていることが全く違う。これは問題ですよ。おかしいと思いますよ。もう余り時間がないので次へ行きますけれども。

では、NHKは企業年金がありますよね。それで、企業年金についてちょっとお尋ねをしたいんですが、これまでも総務委員会等で、何度かこの企業年金の問題が議論をされています。その議事録も読ませていただきました。

そこで、まず資料五ページを見ていただければと思います。この資料五ページの文言は、経営委員会の議事録から引つ張り出したものですけれども、そこに書いてあるのは、端的に言うと、企業年金の積み立て不足が発生しました、現在では積み立て不足が二千六百四十億円です、そしてこのことは、どこから財源を持ってくるか、そこに積み立てるんでしょうね。

そもそも、この企業年金、なぜ積み立て不足が起きたのか、御説明したいと思っています。

○榎井参考人 お答えします。

NHKの企業年金は制度発足から積み立て不足が発生しており、平成十五年度から、退職給付会計を適用しまして計画的に償却を行っております。事業収入全体を財源として償却いたしております。

○佐藤(正)委員 事業収入とは何なんですか。会長じゃなくて経営委員長の方がいいかもしれません。経営委員長の方が、経営委員会のこの資料に基づいて、議事録に基づいて私、質問しておりますので。経営委員長、この財源は何なんですか。

なぜ、私が会長と経営委員長という御指名をしているかというと、実は、前、予算委員会の中で私は、執行部の方から言われたので、ぜひ執行部の方に来てもらいたいと言ったのですが、予算委員会では、とんでもない、NHKを代表するのは会長と経営委員長、この方に質問をしてくださいと却下されましたよ。だから、あえて言っているんです。そうでなければ、私は、そのとき、予算委員会でも、NHKの方に来てもらって、細かい数字がもし出たらと思つて、要求しましたよ。

○浜田参考人 受信料を含めたその他の事業収入全体だということに思っています。

それぐらいにNHKの会長と経営委員長は責務が重たいというふうに自民党の方から御指導を受けたので、あえて私はそうさせていたたいというつもりです。

○佐藤(正)委員 事業収入を含めたその他の財源、ほぼ受信料じゃないですか。NHKは受信料じゃないですか、九七%。

ですから、再度聞きますが、この十年間、受信料を幾ら補填するんですか、幾ら積立金に回すんですか、毎年幾ら回していくんですか、十年間で書いていますよ、この経営委員会の議事録に。

○榎井参考人 積み立て不足は、二十四年度末で二千六百四十億円でございます。今後も、会計基準により、着実に償却してまいります。

平成二十九年度まで毎年約三百億円を償却し、三十年度以降、毎年百五十億円償却する見込みでございます。

では、今、年金の積み立て不足は二千六百四十億円の間違ひないですか。

今後の年金資産の運用が予定どおり推移した場合、積み立て不足は十年ほどでは解消する見通しであります。

○榎井参考人 先ほどもお答えしましたけれども、平成十五年度から、退職給付会計を適用して計画的に償却を行っている。財源は、今委員長からありましたように、全体の事業収入を使つてやっている。それから、我々としても、民間企業同様の退職給付会計を適用しております、積み立て不足については、会計基準に従い償却を行っております。

○佐藤(正)委員 受信料ですよ、皆さん。NHKの方はよく考えてください。

○佐藤(正)委員 いいですか、受信料で、これまでも三千億円を超える積み立て不足を受信料が賄つていくんですよ。二十四年度のこの議事録で見たら、二千六百四十億円、これを十年間で償却するとすれば、年間二百六十億円以上の受信料が補填をされるということなんです。

では、NHKの年金をもらっている方々の受給額は減つたんですか、それとも、今現役で年金を掛けている方の掛金は上がったんですか。どういう努力をしたんですか。

○榎井参考人 お答えいたします。

年金につきましては、財政負担軽減のため、制度の見直しを行い、平成二十二年四月に、従来の年金制度の一部、約四割でございますが、それを確定拠出年金へ移行いたしました。

○佐藤(正)委員 そんなことは当たり前でしょ

う。年金でこうやるだけのことじゃないですか、確定にするか拠出にするかというだけのことであつて。

今もらっている方々は減ったんですかと聞いています。

いいですか。NHKのOB、現役はしっかり守りながら、その守るためのお金は受信料で賄う。そして、受信料の一〇％の還元はいたしますと言ったところが、それすらできない。受信料を払っている方には負担ばかり与えて、ぬくぬくと年金をもらい、この実態が今のNHKじゃないですか。年間数百億円もの、いいですか、数百億円もの受信料をそこに補填しているということになるじゃないですか。これが皆さん、当たり前だと思いませんか。普通の売り上げとは違いますよ、受信料は。

会長、何か答弁があるんだつたらどうぞ。私はやはり、それぞれの年金の運用利回りを間違つた、失敗した、その補填を受信料で払うのはおかしいと思いますね。

それから、もう一点ですが、まだまだあるのは、NHKにおいて、僕は天下りと思いますが、NHKを退職して退職金をもらい、NHKの子会社に行ったら退職金はもらえない。そして、またNHKの本体に戻ってきたら、また退職金をもらう。このことに関して、資料で、実は、幾らぐらいの退職金なんですとかというもお出しくださいとお願いしたんですが、私の方には、出せません、個人情報のため出せない。そこで、委員長長の御配慮で、理事会の皆様方の御配慮で、数字を出していただくことが可能になりました。

きょうは、もうここに、数字は理事会でいたいたんですが、例えば、本来なら、この九ページを見ていただければ、NHK衛星ハイビジョン局担当局長、ここで一旦退職金をもらい、そしてNHKの理事になり、ここでまた退職金をいただき、それからNHKエンタープライズ社長になったときは退職金がない。そしてまた、NHKの副会長になったら退職金をもらう。そしてまた、NHK

のエンタープライズに下っている。循環型のまさに天下りシステムですよ。

そこで、お尋ねをしたいんですが、なぜ子会社では退職金が出ないんですか。

〇榎井参考人 お答えします。

まず一つ、これが我々NHKの中のルールであるということ。それから、二つ目には、やはり子会社群というのは、民間で言うところの連結対象、つまりグループというところでございますから、その中で何回も何回も退職金をもらうということは実に不都合だ、これは私の見解ですけれども、そのように思っております。

〇佐藤(正)委員 会長、実は、これも随分議論をさせていただいたんですよ。何で子会社がもらえなくなつたの。平成十八年、当時、天下りだ、わたりだつたという問題になったときなんですよ。それまでもらっていたんですよ。出していたんですよ。そして、そういう問題が起きたので、子会社は、NHK本体から来られた方は退職金を出さないと

いうふうに変えたんですよ、おくれればせながらそれはいいですよ。よかつたと思います。ところが、また戻つたらもらえないんですよ。これもまたおかしくないですか。どうぞ、会長。

〇榎井参考人 お答えします。途中で区切れているので、何回ももらっているように見えますが、例えば、このA氏、資料の中のA氏ですが、NHKエンタープライズ社長というのをちよつと抜けていただきますと、NHK理事から副会長になった、こういうふうには御理解いただけるんじゃないかと思ひます。民間会社でも取締役から、例えば社長が会長になったときに、それを含めて退職金をもらうわけですね。ですから、二回ももらっているということではなくて、これは確かに、エンタープライズの社長で終われば、そこでもうエンタープライズの時代の退職金はな

いわけです。これで終わりなんです、中には、やはり戻つてきてやつてほしいという方もおられるわけですね。そういう意味におきまして、小野前副会長かどうかは、ちよつとA氏と書いてあり

ますから、A氏は、エンタープライズの社長からNHK本体の副会長に戻つてこられた、そして、その中で副会長としての仕事をされましたので、先ほど言いましたように、理事からあたたかも続いて副会長をやられた方がよく、ここで退職金を差し上げたという、ルールに従つて差し上げました、こういうことでございます。

〇佐藤(正)委員 会長、それは違うんですよ、絶対。NHKから出て、子会社であつて、それは出た段階で切れるんですよ、切れて、また今度、NHKに行つたんですよ。これが普通なんですよ。だから、要するに、NHKで、本体では二度も退職金が出ています。本来、さつき言つたように、一〇％還元できないと言っているのに、こんなことをやっているから、こんなちややなことと思うかもしれない、受信料を払っている方々から見たら大きな大きな金額ですよ。そういうことをしつかりと考えてやつて、ぜひこれは改善していただきたい、このように思ひます。

時間が来ました。総務大臣に御答弁、感想を一言でもいいです。もういいですか。本日は聞きたかつたんですけれども、時間がなくなりました。これで時間が来ましたので、質問を終わります。

〇高木委員長 次に、塩川鉄也君。

〇塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。きょうは、最初に大雪被害対策について質問をいたします。

関東甲信地方を初めとして、雪になじみのない地域で大雪が降り、多大な被害が発生しております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、また、被災をされた方々にお見舞いを申し上げるものです。

私も埼玉の所沢で、大きな雪が降りまして、自宅周辺でも、カーポートが壊れたというお宅が半径三十メートルぐらいでも三軒ぐらいあるんですよ。おひとり暮らしのお年寄りの、そういう家庭でのカーポートが一つ潰れて、もう一つも潰れそうという状況で、近所の人と一緒に雪おろしをするというようなことなんかもありました。これ

が、所沢では、ハウレンソウが産地でありますから、トンネルハウスが潰れて大きな打撃にもなっているということなんかもお聞きをしております。

私、この週末は、群馬県の高崎市と、それから秩父に足を運びまして、被災の状況について現地でお話を伺つてまいりました。

高崎市では、農業用ハウスが倒壊した施設園芸農家を訪問し、花の苗がもう寒さに縮こまっているような、小さなポットがたくさん並んでいるということがありまして、解体撤去にも時間がかかる、業者がすぐ来てくれないということ、何よりもハウスの資材そのものが不足をしている、それが深刻だという話を聞いたところで、仕事を続けていこうという気持ちを後押ししてくれる支援をお願いしたいというのが訴えであります。

きょうは、秩父地域の大雪被害の調査などを踏まえて、質問をいたします。

秩父市役所と県土整備事務所が被害状況や除雪、孤立集落解消対策などをお聞きし、その後、秩父市内で農業用ハウスが倒壊しましたトマト農家やイチゴ農家を訪問いたしました。その後、小鹿野町に行きまして、役場で御説明を受けてから、ブランド品となつております秩父キュウリの生産農家の方から要望をお聞きしました。最後に、孤立集落が残されています中津川の、中双里とい

ましたか、まさに除雪をしている現場のところまで足を運んで、状況について聞いてまいりました。今なお、埼玉、山梨では孤立されている方もいらっしゃるということで、この解消のために全力を挙げていたがたいと思つております。

また、気温が上がると言われておりますので、雪崩の心配もありますし、屋根からの落雪も心配だということで、必要な危険箇所の洗い出しなどの注意情報などもぜひ心がけていただきたいと思つております。

そこで、関口副大臣にお尋ねいたします。地元秩父の被災者の状況については、具体的に

お話も伺っていると思います、どのような状況か、このことについてのお話を伺いたいのと、総務省としてどのような対策を考えておられるのか、この点についてお答えいただけますか。

○関口副大臣 冒頭、地元の一人として、塩川議員には、早々に地元を御視察いただきましたこと、お礼を申し上げる次第でございます。

私の住んでいる秩父市は、歴代一位の積雪量九十八センチを記録するなど、大変な状況に追い込まれたわけでございますが、国を挙げて、また県、そして市町村を挙げて支援をしていただいたこと、地元の人々としてもお礼を申し上げる次第でございます。

なかなか、まだ再建途上ということで、大変厳しい状況でありますし、御指摘の中になかったのですが、例えば鉄道も、秩父鉄道の影森から三峰口までまだ復旧ができていないということ、長い距離が、まだ鉄道が再開できていないという大変な状況もございます。

さらに、旧日笠鉾山の方の坑廃水の処理ができないということ、今ちょっと大変な問題が起きておりまして、経産省を挙げて、御支援をいただいているということでございます。

特に、幸いにもこの地域が災害救助法の適用を受けたということでございまして、除雪に関して、特別交付税の繰り上げ交付をしていただくということになっております。今、除雪の話も出てまいりましたけれども、地方団体の除排雪の経費については、普通は普通交付税で措置するわけでございますけれども、実際の所要額の見込みが大幅に超えた場合は、三月の特別交付税で処理するということになっております。しっかりと現場の状況を把握しながら対応してまいりたいと思っております。

さらに、きょう大臣が冒頭でお触れいただきましたけれども、今回の大雪によって災害救助法の適用を受けた団体、さらに、平年を上回る大変な大雪に見舞われた団体に対して特別交付税を繰り上げて交付するということを本日決定して、あす、

四十九市町村に対して六十七億円を交付する予定になっております。

とにかく、議員が御指摘をいただいておりますとおり、財政状況が大変厳しい市町村に対して、特別交付税等を含めてしっかりと対応をしてまいりたいと思う次第でございますので、今後ともよろしく願います。

○塩川委員 そこで、この秩父市や熊谷市など、埼玉県北や秩父地域の八市町の市長、町長が、この大雪による農業被害に対する支援を埼玉県に要望いたしました。

この要望書を拝見しますと、県北部及び北西部は、県内有数の野菜生産地として、首都圏を中心に野菜を供給する重要な地域となっております。ビニールハウスでの施設野菜や花卉栽培、各種の露地野菜の栽培、また、畜産、果樹栽培が盛んに行われています。こうした中、今回の未曾有の大雪により、手間暇かけて育てた農作物が収穫できなくなったり、費用をかけて設置した農業施設の倒壊や除去等に農家の方は非常に苦慮しており、その無念さや絶望感は極めて大きなものとなっております。

このことで、農家の方の生産意欲の低下、ひいては、担い手農家の減少、耕作放棄地の増大等、農村社会の衰退にもつながることが危惧されます。このように訴えておられます。これは、国への訴えでもあるわけであります。

そこで、農水省にお尋ねいたします。これが、今紹介したのが、大雪被害の被災農家の置かれている実態であります。このような農家を励ます支援策が必要で、大雪による農業被災者への支援をどうするのか、この点についてお答えください。

○高橋政府参考人 お答えいたします。この冬の大雪は、通常、降雪量の少ない地域を中心に、農業用ハウスの倒壊などにより、一昨年以上を上回る甚大な被害をもたらしております。特に、創意工夫で経営を発展させてきた担い手が各地で多大な被害を受けており、被災農業者が今後も意

欲を持って農業を継続していけるように、万全の対策を講じていく考えでございます。

このため、昨日、農林水産省内の対策本部、大臣が本部長でございます、ここで決定をいたしました。融資、農業共済での対応に加えて、以下の対策を実施することといたしました。五点でございます。

一つは、災害関連資金を貸し付け当初五年間無利子とする。

二つ目に、農業用ハウス、棚などの再建、修繕及び再建の前提となる倒壊したハウスなどの撤去に対する経費を助成する、被災農業者向け経営体育成支援事業と呼んでおります、これを発動いたします。

三つ目に、災害を受けた産地に対し、強い農業づくり交付金、これに別枠を設け、果樹の共選場など共同利用施設の整備を優先的に支援いたします。

四つ目に、被害果樹の植えかえ、それからこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入、こういった経費、それから、植えかえによって生ずる未収益期間に要する経費の支援策を講じます。

最後に五つ目、被災農業者などの雇用の維持対策として、施設の復旧までの間、従業員をほかの農業法人などに研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援いたします。

今後とも、詳細な被害状況を把握し、現状のニーズを伺った上で追加対策を検討することとしており、被災農家の目線に立って、必要な対策を適切かつ迅速に講じてまいります。

○塩川委員 一通り御説明をいただきましたけれども、これで支援策が十分だということじゃありません。

秩父市内のトマト農家の方は、六十センチの雪までは耐えられるというハウスだったけれども、九十八センチの雪で潰れてしまった、全部で三千万円ぐらいの損害になる、このように訴えておられました。

また、埼玉県一というイチゴ農家の方のお話を

伺いました。父の代から始めて、五十二年で六千平米まで大きくした、人気のある「やよいひめ」のハウスが全壊してしまった、夜通しボイラーをたいて温めたのに、結果としてハウスの半分以上が壊れてしまったということを訴えておられました。もうイチゴをやめて、調理師の免許もあるのでラーメン屋を始めようかと、あるいはコンビニでもつくろうかと考えたけれども、やはり父の代から一生懸命やってきたこのイチゴをやっていきなり、こういうことを訴えておられて、ぜひハウスの復旧費の補助、このところにしつかりと手当てをお願いしたいということを強く訴えておられたわけであります。

農水省にお尋ねしますが、先ほど紹介のありました、農業用ハウス、棚等の再建、修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成する被災農業者向け経営体育成支援事業、これは被災農家の営業再建の力になるんですか。その中身について説明してください。

○高橋政府参考人 お答えいたします。今御指摘の被災農業者向け経営体育成支援事業は、被災した農業用ハウス、棚などの再建、修繕に要する経費について、補助率十分の三の助成をしてきたところであります。

今回措置した内容では、従来の助成対象に加えて、倒壊したハウスなどの撤去に要する経費についても助成をすることとしております。

また、都道府県や市町村が補助金を上乗せして本事業を実施するということも可能になっております。

○塩川委員 これで新たに支援の対象としている資材の費用ですと撤去の費用、これの補助率というのはどういふふうになっているんですか。

○高橋政府参考人 新しいメニューであります倒壊したハウス等の撤去、これについても、補助率は再建の部分と同じく十分の三の助成でございますが、先ほど申し上げましたように、この撤去部分についても、都道府県や市町村が補助金を上乗せして実施することは、これもまた可能でございます。

ます。

○塩川委員 資材についてはお答えいただけましたか。

○高橋政府参考人 恐れ入ります。

資材の経費につきましては、再建の費用の中で、資材を購入する分、あるいは外注する分、全て含んでおりますので、資材購入費に対しても、今申し上げた十分の三の助成が出ます。

○塩川委員 農業用ハウスの復旧のために、例えば軽量鉄骨なんかのハウスですと、大体撤去に百万から二百万かかるとか、再建のためにやはり一千万円の上かかるとか、こういうことが言われております。そういった場合に、仮に再建に一千円かかるとした場合には、再建費用に対して三百万円の補助ということになります。残りをどうするかということですね。

そのときに、今のこの農水省の補助事業であれば、その残り分について、例えば、融資を受ける、自己資金を充てる、さらに自治体からの補助というのもそこには充てられるということでしょう。

○高橋政府参考人 十分の三の補助の、それ以外の部分につきましては、一つには、御指摘のとおり融資。この融資につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、五年間無利子にする措置を講じますので、その無利子資金を充てることでできます。それから、自己資金を充てるということ以外の場合には、また御指摘のように、都道府県、市町村が補助金の上乗せで農家負担を減らすということも可能でございます。

○塩川委員 もともと借金をしてハウスを建てるということであれば、さらにまた融資などを受ければ、ダブルローンということでの負担の大きさというのには当然あるわけでありまして。もともと自己資金が大きい生産農家の方への支援ですから、ここに対する手当てというのをより一層強める必要がある。

そういう点では、小鹿野町の秩父キュウリの生産農家の方のお話、急なお願いでしたけれども、

たくさんの方が集まっていたいて、お話を聞かせいただきました。

小鹿野町は、品質の高さで人気の高い秩父キュウリで知られております。もともと養蚕業からの転換で栽培が始まった秩父キュウリというのは、土づくりやあるいは栽培方法を工夫して、半世紀かけてブランドとして立ち上げてきた。市場からも高く評価されていると聞いております。生産量が限られているために、地元でもなかなか流通しないような、大変貴重なキュウリとして承知をしております。

聞くとところによりまして、国会の議員会館の食堂にもかつてこの秩父キュウリの鉢物が置かれていたりですとか、四年前には自民党本部の前で秩父キュウリの試食PRも行ったということがあつたそうでありまして。

関口副大臣にお尋ねしますが、秩父キュウリは全国に誇れるブランドだと思んですが、いかがですか。

○関口副大臣 今、塩川議員の質問を聞いて、何か自分の分まで質問していただいているような気持ちになったわけでありまして、地元の人として、ただ、我々にとってキュウリは本当に大きな産業の柱としての位置づけで、秩父も今取り組んでおりますし、きょうは山口筆頭がおりますけれども、吉見のキュウリも秩父に負けないぐらい有名なキュウリでありまして、そうした農産物が大部分、これはもう埼玉県に限らず、大変な被害に陥っているということでございます。何とか支援をしてまいりたいと思います。

○塩川委員 埼玉県はキュウリの生産が全国二位です。そういう点でも大いに産地として健闘しておられるわけです。

そういう点でいいますと、小鹿野町なども、やはり高齢化の中で、しかしそういう中で、地域の産業の担い手として、新規の就農者の応援をしてきているわけですね。就農者の高齢化の中に、若い担い手づくりということでも頑張ってきた。

そういう点では、この町の支援事業で新規就農

して二年目という四十代の若手の方からお話を伺いました。一年目のキュウリの作付で手応えを感じていたんだけど、そのやさきに二百七十坪のハウスなどが全壊してしまった。ほかの仕事も考えなければいけないかなと思つて、手応えがあつただけに悔しいと訴えておられました。集まつた方々は皆さん口々に、秩父キュウリの名前を守れるかが心配なんだ、農家が意欲を失わないうちに応援してほしい、こういうふうに訴えておられたわけです。

そういう点でも、従来にはない被害の規模なんです。雪が降ったことがないというのがこの秩父を初めとした関東の各地域の現状で、大規模な災害が起こっているんですから、従来やってきたような支援の規模を超えた支援策を行う必要がある、十分の三を上回るような国としての助成策をしっかりと今からでも具体化すべきじゃありませんか。農水省、いかがですか。

○高橋政府参考人 御指摘の事業につきまして、先ほど来答弁させていただいておりますように、これまで実施されてきたこの事業の補助率と同様に十分の三としておりますが、御指摘のように、今回のハウスの被害はかなり大きい、それから、まさに創意工夫で経営を発展させてきた担い手が極めて大きな損害を受けているということで認識しておりますので、この補助率で復旧に要する事業費の大きい担い手の経営再建に十分でないという点も考えられますので、この補助率の点については、ただ、先ほど来申し上げている、地方自治体の方の上乗せをしていただくことをやりやすくするというやり方もあるかと思いますが、それも含めて、より農家負担を減らす方策についてさらに検討したいと考えております。

○塩川委員 まず、国としての補助率を引き上げることが、自治体も大いに上乗せをするということとつながるわけですから、こういう点で、ぜひ踏み込んだ対応をお願いしたい。

先ほどの答弁にもありましたように、自治体による補助のかさ上げというのも可能だと。現に、

例えば日光市などでも、この十分の三の補助に対して二割のかさ上げの措置ということなんかを行つて、現にもう市町村の方で動き始めているわけですから。こういった取り組みというのを大いに応援する必要があるわけで、こういった被災農家への自治体による独自の支援策について、しっかりと地方財政措置というところを行つ必要があるんじゃないのか、こういうふうにも思うんです。

○新藤国務大臣 自治体が独自におやりになる、そういう自主財源でおやりになっていること、またさまざまな工夫があると思います。いずれにしても、我々とすれば、今回の経験したことのない大きな雪が降つた地域、そして想定していない事態であつたがゆえに多大な被害が出ている、こういうことであります。これは、総理が先頭になつて、今回の問題には前向きに取り組もうではないか、この政権としてもそういう方針を打ち出しております。

ですから、まずは一義的に、各それぞれの役割分担がありますから、各省での支援措置を考えていただき、また自治体で、今御提案のあつたようなことにつきましても、我々も、事情をよく聞きながら、財政運営に支障の出ないように、さまざまな工夫はしなくてはならない、このように考えております。

○塩川委員 今回のハウスのなどの支援策というのは、単に個々の農家の支援にとどまらないわけですから。まさにその農家の方々が、地域の産業の担い手であり、ブランドもつくり、地域づくりを担っているわけですから、まさに地域づくりそのものであるわけで、こういう点でも、総務省も挙げたいと思つておりますし、当然、いろいろな財政措置の中には、過疎債の活用などもあるわけですから、ソフト事業などこういった独自の被災者の支援策を行うということは当然可能だと思いますし、こういうことについて大いに促していくということについても、ぜひ総務大臣の方からも訴えていただきたいと思います。改めて。

○新藤国務大臣 今の過疎債、過疎対策事業債について、これはソフト事業の活用ということで、地域医療、生活交通の確保、そして集落維持、活性化、住民の安心、安全な暮らし、いろいろな要素があります。ですから、制度として、過疎対策事業債はソフト分の対象となり得るわけでありです。

ですから、よく自治体がそれぞれ工夫をいただいて、そして、もしやるとするならば、やはり過疎地域自立促進市町村計画、こういったものは位置づけなければなりません。こういうさまざまなルールもありますから、それらも研究していただいて、そして適切な判断をいただく。その上で我々は、それに対して対応をきちんと考えていきたい、こういうふうに考えているわけでありです。

○塩川委員 そういったスキームについて、しっかりとアドバイスを国として行う、ある意味では、自治体も頑張るけれども国も頑張るんだ、こういう地域づくりを支えるんだ、こういうメッセージをしっかりと送っていただきたい。この被災農業者支援については、引き続き取り上げていきたいと思っております。

次に、今回の大雪の被害で、カーポートが潰れるですとか自転車置き場が潰れるですとか、もちろん農業用ハウスの被害なども相次ぐ。そういう形で、大雪による災害廃棄物が発生をしております。

こういった、例えばカーポートの廃材については、埼玉の県北の本庄や深谷、熊谷などは、それぞれ各処分場において無料での受け入れを実施しているそうです。熊谷市の担当者は、どれだけの量の廃材が持ち込まれるのか見当がつかない状況だ、戦々恐々としている、こういう報道もお聞きしました。自治体の負担が当然そこに発生をしてくるわけでありです。

そこで、環境省にお尋ねいたします。環境省のメニューとして、災害廃棄物処理事業費補助金というのがあります。これは今回の大雪被害には活用できるのでしょうか。カーポートや倉庫ですと

か民間の事業所などについても、雪で壊れたような場合は災害廃棄物の対象となるのか、この点についてお答えください。

○弥元政府参考人 環境省では、災害により住宅等から発生いたしました廃棄物につきまして、市町村が行う収集、運搬、処理、これに對しまして、災害等廃棄物処理事業費補助金により財政的な支援を行っております。これによりまして処理が円滑に進むよう支援を行っているところでございます。

中小の民間企業者につきましては、中小の民間企業者や個人商店から排出されます災害廃棄物につきましては、住宅等から排出された災害廃棄物と一体となつて集積されている場合もございますので、市町村が処理を行った場合には補助の対象となります。

今回の大雪によりまして住宅等から発生した災害廃棄物の処理につきましては、この補助金の補助対象となり得ます。

○塩川委員 そうしますと、熊谷ですとか秩父とか前橋とか、こういうところも今回の大雪で対象になるということでよろしいですか。

○弥元政府参考人 大雪によって被害を受けたところについては、補助の対象になり得ます。

○塩川委員 確認ですけれども、環境省からいただいたこの災害廃棄物処理事業費補助金の概要ペーパーですと、要件として、積雪の場合に、一メートル以上というのが要件だと書いてあるんですけれども、これはどうなっているんですか。

○弥元政府参考人 補助の要件といたしまして、積雪につきましては、積雪の深さが過去十年間の最大の積雪の深さの平均値を超え、かつ一メートル以上という要件が一応かかっております。

○塩川委員 そうしますと、秩父の雪は九十八センチなんです。一メートルに届いていないんですけれども、それでも、今の要件との関係ではどうなるんですか。

○弥元政府参考人 お答えいたします。秩父の雪が、九十八センチという測定点のみな

らず、ほかでも測定をしておりますので、その地域、被害の大きかった地域の積雪量が幾らかというのを見まして判断してまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 では、ちよつと確認ですけれども、公的な観測点、つまり気象台や測候所などがあるような観測点、熊谷とかあるいは前橋とか秩父に観測点があるわけですけれども、その積雪量が、秩父の場合では九十八センチです、前橋市は七十三センチ、熊谷は六十二センチですけれども、これらのところも、例えば熊谷が六十二センチとかであつても、それは対象にすることですか。

○弥元政府参考人 お答えいたします。その一メートルという要件を固定的に、しゃくし定規に運用するのではなくて、柔軟に対応できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 ですから、この一メートルという要件そのものが機械的なんですよ。もととは、これは公共の復旧に係るような法律に基づく規定なんです。

ちよつと国交省にその点、この一メートルの根拠の部分だけ簡単に説明していただきたいんです。

○加藤政府参考人 お答えいたします。異常積雪による災害復旧事業として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫補助の対象になるのは、主にガードレールなどの道路附属物ということになっております。

道路のガードレールなどの防護柵の設置基準では、一メートルの積雪がある場合は、雪の荷重により被災することを想定して補強をする、一メートル以下の場合には補強しないというようなことになっておりまして、この基準にも示されるように、一メートル以上の積雪においては、そのような施設が被災されることが想定されるということで、異常積雪による災害復旧事業では、一メートル以上の積雪などを採択要件にしておるところでございます。

います。

○塩川委員 ですから、環境省が援用しているこの一メートルというのは、公共施設の耐雪の基準でしかないんですよ。つまり、一メートルの雪で耐えられるように構造物をきちつと強化しちゃうねという基準でしかないんです。それを、災害廃棄物を処理する事業の要件にすること自身がおかしいんですよ。こういう機械的な適用こそやめると。

柔軟にと言いましたけれども、この一メートルそのものにまともな根拠がないんだから、取り払って、しっかりとした対応を行う、そういう改正、検討こそ行ふべきじゃありませんか。

○弥元政府参考人 柔軟に対応できるように検討してまいりたいというふうに思います。

○塩川委員 こういう公共の災害復旧事業の基準を機械的に当てるということ、実態を反映しないわけですから、柔軟にというと、それこそお手盛りでどうするかという話になるわけで、基本的には、災害の状況にあわせて、迅速に適用できるような基準であるべきだ。自治体でこれであらうよするようになることにならねないわけですよ、一メートルというのは。

大体、秩父だって、過去の十年間の最大の積雪量を平均しても十二センチですよ。それが今回は九十八センチなんです。それから、それが今回の九十八センチが、この機械的な基準だったら対象外になりかねないわけで、私は、ここはきちつと、ふさわしく見直す、柔軟にというだけではなくて、要件そのものをしっかりと実態に合わせて見直すということを強く求めておくものであります。

ぜひ、総務大臣の方からも一言、環境省の方に言ってもらいたいです。

○新藤国務大臣 これは、政府として今回の災害対策に万全を期そうではないか、こういうことで既に関係間で合意がなされております。

ですから、運用に当たって柔軟に、しかしそれは、やはりルールをつくっていかなくてはいいけませんから、過去の災害、いろいろなことがこれま

でもありました。そういったものも踏まえながら、今度のことについてもしっかりと対応してまいりたい、このように考えます。

○塩川委員 機械的な要件そのものを改めるべきだということを申し上げます。

自治体側の独自の支援策という点でいいますと、今、農業用ハウスの支援策の話なんかもしました。

群馬県の太田市は、被災した市民の住宅や車庫など附帯施設についても、復旧、撤去する場合に上限十五万円の補助金を交付するという取り組みなども行っています。同様のものが、群馬県内では高崎市や前橋市や伊勢崎市、館林市でも行われているとお聞きしております。大体十から二十万円の上限の補助という制度です。

さらに、高崎市でお聞きしてなるほど思ったのが、事業所に対しての支援があるんですね。大雪被害事業用施設復旧支援金というのがあって、上限が百万円なんです。もちろん、一千万の規模とかでの被害も出ているわけですから、でも、再建しようという点については市の方も応援してくれるということで、大変歓迎をされておられる。ただ、予算枠が限りがあるから早い者勝ちと言われても困るということを、事業者の方、金属加工の経営者の方の話なども伺いました。こういうことへの復旧支援策の拡充というのは重要だと思っています。

そういう点でも、これら独自の支援策について行う自治体をしつかりとサポートする、地方財政措置の面でも応援するという点についても、総務省としてもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思うんですが、その点についても、新藤大臣、いかがですか。

○新藤国務大臣 先ほども申しましたけれども、既存の制度でまず対応できるもの、これを処理しながら、その上で、自治体のそれぞれの個別の事情があると思いますから、そういったものはよくお聞きをして、地方財政の運営に支障が出ないような、そういったことも配慮しつつ、適切に対応

していきたい、このように考えます。

○塩川委員 引き続き、この大雪被害の問題については取り上げてまいります。

次に、NHKの問題について、経営委員長にお尋ねをいたします。

会長指名に当たっての経営委員会の役割との関係で、その討議の状況というのが視聴者の代表である経営委員会から視聴者に十分伝わらないというの、会議の議事録の公開の問題としてあらわれております。

一月二十八日に、会長の就任記者会見での発言について経営委員会で議論が行われております。そこでは、議事録を拝見する限り、意見交換とあるわけですが、誰が発言したかということについては記名がない。無記名で、項目そのものは箇条書きになっているわけでありまして、ですから、どういう議論をしたかということが視聴者の方にはよくわからない。経営委員会が視聴者の代表として真摯な議論をしているのか、こういうことがそもそもわからないという状況になっているわけでありまして。

浜田経営委員長にお尋ねいたしますが、こういった意見交換について、無記名で箇条書きということでは、経営委員会が真摯な議論をしたということを視聴者に示すことができないんじゃないでしょうか。この点について、お考えをお聞かせください。

○浜田参考人 お答えいたします。放送法第四十一条では、「委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならぬ。」と定めております。

議事録は、原則として、発言者及びその発言内容を記載いたしますが、個人情報や人事にかかわる機密情報、公表することによりその審議等が円滑に行われることを阻害するおそれのあるものなどについて、非公表とさせていただく場合がございます。

○塩川委員 非公表の基準要件を定めているんだ

という話です。それは必要な内容もあると思います。ただ、今回の会長人事というのがまさに焦点となっていてわけですね。それは、そもそも、次期会長の資格要件に照らして今の会長がふさわしいのかどうかということが問われているわけでは、審議の内容そのものが明らかにならない以上は、経営委員会の責任を果たしているのかという問題になるわけですね。

ですから、個人情報について一定の配慮をするというのも当然のことでありまして、人事であるからそもそも非公表の対象とするということそのものは改める必要があるんじゃないですか。

○浜田参考人 一月二十八日の意見交換に当たりましては、まず、委員及び会長の忌憚のない発言を促すべきだと考えました。詳細に公表されることにより発言が抑制されることのないようあらかじめ概要を公表することを申し合わせて議事を取り行いましたため、そのようにさせていただいております。

○塩川委員 その、発言が抑制されることがないようにということで非公表というところがよくわからないんですが、個人的な中傷に当たるような文言を言っているのであれば、当然そのこと自身は、まさに発言をする経営委員の姿勢そのものが問われるわけで、そこは、当然のことながら、皆さん、節度を持って発言をされておられるわけですね。

それは、何よりも、次期会長の資格要件に照らして会長の記者会見の発言が妥当だったかどうか、あるいはその後の対応がどうだったのか、こういうことが行われるわけで、こういう問題について明らかにしないというのは不思議でならないんですけれども、もう一回、いかがですか。

○浜田参考人 議事録につきましては、放送法第四十一条に、経営委員会の定めるところにより公表しなければならぬと定められております。これに基づき、議事録の内容については、円滑な議事運営の確保、経営委員会自身のガバナンスの重

要性の観点から、経営委員会が自律的にその都度判断させていただいております。

○塩川委員 ですから、自律的という、その際の要件の問題になるわけで、そもそも、今回の事件、一連の発言について厳しい批判の声が国民から上がっているわけですから、こういうことについて真摯な議論が経営委員会で行われているかということが、大いに関心が集まっているわけですね。

そういう点でも、意見交換というの、これは経営委員会の会議の一部なんです。何か別個に内密にやっているような、そういう場ではない。経営委員相互の意見交換の場であれ、それは経営委員会そのものなんですよ。

○浜田参考人 先ほど申し上げましたように、あらかじめ、経営委員会の中でも、人事案件等につきましてはそういう区分けをしておりますので、本件につきましては、委員と会長の間の自由な意見交換ができるという、最初に、非公表という前提で、概要を発表するという前提で自由な意見交換をやったいただきましたので、そういう取り扱いにさせていただいております。

○塩川委員 その、最初に非公表ということ自身も納得がいきませんけれども、例えば今後の話ということについて、人事案件であれ、個人情報に係るものはさておき、会長の資格要件についての議論については、しっかりと開示する必要があるんじゃないですか。そういった対応を経営委員会としては考えないのか。この点を改めてお聞きしますが、いかがですか。

○浜田参考人 経営委員会の議事録につきましては、平成十二年からインターネットで公表し、さらに、平成十六年から公表時期の早期化、議事録の詳細化、平成十八年から発言者名の記載と一層の議事録の詳細化を行い、また、平成二十年の改正放送法の施行により経営委員会議事録の作成、公表が法定化されたことにあわせて、会議資料を公表し、経営委員会の透明性の向上を図っております。

いずれにしても、議事録の開示につきましては

ては、円滑な議事運営の確保や、経営委員会自身のガバナンスの重要性の観点から検討する必要があると考えております。

○塩川委員 透明性の向上を図ってこられた、そのところはわかります。

その上で、ですから、次期会長の資格要件に照らして会長の言動というのがいかなるものだったのかというのは、まさに根幹にかかわる問題だから、こういった経営委員会での議論について明らかにしないということは、視聴者の不信を広げることにはなりません。この点についてはいかがですか。

○浜田参考人 経営委員会としては、NHKの会長任命という職責の重さを深く受けとめ、昨年七月に指名部会を設置し、半年間にわたり審議を行ってまいりました。その中において資格要件の議論はございました。

今回の会長任命は、経営委員会が十分な時間をかけて、業績評価、業務の現況の確認や資格要件の検討を行い、内規に従って自律的に粛々と行ってまいりました。

○塩川委員 これでは、経営委員会の議論について不透明だという疑念が生じる。

例えば、過去、例として、二〇〇一年から二〇〇七年まで二期六年間経営委員を務めた小林緑さんがいらつしやいます。二〇〇三年の会長選挙のときに、その対象となったのが、当時三期目を目指す海老沢勝二氏でありました。そのときに小林氏は、不祥事をうやむやにして長期独裁を狙う海老沢さんには反対、おかしいと経営委員長に言いました。しかし、こうした意見は公表されず、全会一致で承認にされたということを報道でも訴えておられます。

こういった事実関係については御承知なんでしょう。か。こういうことについてしっかりとした総括なしには、経営委員会の信頼が得られないんじゃないですか。

○高木委員長 申し合わせの時間になっておりますので、簡略にお願いします。

○浜田参考人 記録を見て、承知しております。

○塩川委員 こういう問題について、しっかりと検証も行い、議事録を開示して事実関係を明らかにすべきだ、このことを申し上げて、質問を終わります。

○高木委員長 次に、地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、平成二十六年地方財政計画について説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

○新藤総務大臣 平成二十六年地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、国の取り組みと歩調を合わせて歳出抑制を図る一方、社会保障の充実分を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、防災・減災事業や地域の元氣創造等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上しております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額について、前年度の地方財政計画を上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等の全額を措置する震災復興特別交付税を確保するとともに、全国防災事業について、所要の補助事業費等を計上しております。

以上の方針のもとに、平成二十六年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、前年度に比べ一兆四千四百五十三億円の増の八十三兆三千六百七億円、東日本大震災分については、復旧復興事業が、前年度に比べ三千七百三十億円の減の一兆九千六百十七億円、全国防災事業が、前年度に比べ四百九十億円増の二千五百二十一億円となっております。

以上が、平成二十六年地方財政計画の概要であります。

○高木委員長 以上で説明は終わりました。

○高木委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○新藤総務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、地方税に關し、所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、地方法人課税の改正であります。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引き下げを行うとともに、地方法人特別税の税率の引き下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引き上げを行うこととしております。

その二は、車体課税の改正であります。自動車取得税の税率の引き下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車

税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引き上げ等を行うこととしております。

その三は、固定資産税及び都市計画税の改正であります。東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋について、平成二十六年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を講ずることとしております。また、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置を創設することとしております。

そのほか、国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用等を改正することにあわせて、東日本大震災の復旧復興のための財源として震災復興特別交付税を確保するほか、地域間の税源の偏在性の是正等のため、地方法人税を地方交付税の対象税目に加える等の必要があります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成二十六年度分の通常収支に係る地方交付税の総額につきましては、地方交付税の法定率分に、地方の税収の状況を踏まえて行う等の加算額、法定加算額等及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払い額等を控除した額十六兆八千八百五十五億円とすることとしております。

また、平成二十七年から平成四十一年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例を改正

することとしております。

さらに、地域経済活性化に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として地域の元氣創造事業費を設けるほか、平成二十六年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

あわせて、平成二十六年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額につきましては、平成二十六年度において新たに五千七百二十三億円を確保することとしております。

次に、地方交付税の総額に係る制度改正としまして、地域間の税源の偏在性の是正等のため、地方法人税を地方交付税の対象税目に加えることとしております。

また、地方法人税の収入については、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、同特別会計に直接繰り入れることとしております。

次に、平成二十六年度から平成二十八年年度までの間に限り、地方財政法第五条の規定により起す地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債を起すことができることとする旨の特例を設けることとしております。

また、平成二十一年度から平成二十五年度までの間、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるために発行できることとされている地方債について、抜本的改革に着手している地方公共団体を対象に、平成二十八年年度まで発行を可能とすることとしております。

さらに、当分の間の措置として、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、地方債を発行できることとしております。

そのほか、地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成二十七年年度までは六％、平成二十八年年度においては五％とする等、現行の経過措置を延長することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○高木委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

地方税法等の一部を改正する法律案

（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「昭和三十三年法律第二十六号」の下に「第九條の六第六項、第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項、第四十一條の十二の二第七項及び」を加え、

「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三條の三第五項」の下に、「第六條第三項」を、「第九條の三第四項」の下に「第四十一條の九第四項」を加え、及び第四十一條の十二第四項」を、「第四十一條の十二の二第七項」に改め、「第四十二條の四」の下に、「第四十二條の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加え、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に、「及び第四十二條の十二の四」を、「第四十二條の十二の四及び第四十二條の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」に改め、同項第四号の三中「第六十八條の九及び」を「第六十八條の九、第六十八條の十四及び」に、「第六十八條の十五から」を「第六十八條の十四から」に、「及び第六十八條の十五の五」を、「第六十八條の十五の五及び第六十八條の十五の六」に

改め、同項第四号の四中「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第十二項」に改める。

第二十四条第五項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二十五条第一項第一号中「すべて」を「全て」に、「非課税地方独立行政法人（地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行

四千万円を超える金額

第五十一条第一項中「百分の五」を「百分の三・二」に改め、同項ただし書中「百分の六」を「百分の四・二」に改める。

第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二條の六第五項」を「第四十二條の六第十二項」に改め、同条第二十四項中「課される法人税」の下に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額」の下に「及び地方法人税法（平成二十六年法律第 号）第十二條第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額」を加える。

第七十二条の五第一項第八号中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第七十二条の二十三第二項に次の一号を加える。

六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第 号）の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該指定特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相

つている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行ふものとして総務省令で定めるもののうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行ふものをいう。以下同じ。公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

百分の四十五

当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第七十二条の四十九の六第一項中「この項、第七十二条の四十九の八第三項、第七十二条の六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第三項」を「この款及び次款」に改め、同条に次の一項を加える。

4 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合は、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十二条の六十三の二に次の一項を加える。

4 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するとき

は、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十三条の三第一項中、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「教育の用に供する不動産」の下に「(第四号の四に該当するものを除く。)」を、「保育の用に供する不動産」の下に「(同号に該当するものを除く。)」を加え、同項第四号中「第四号の四まで及び第四号の七」を「第四号の八まで」に改め、同項第四号の五及び第四号の六を削り、同項第四号の四中「第五号第十二項」を「第五号第十一項」に改め、同号を同項第四号の六とし、同項第四号の三を同項第四号の五とし、同項第四号の二中「定めるもの」の下に「(次号に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第四号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

四の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産
第七十三条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産
第七十三条の四第一項中第四号の九を削り、第四号の八を第四号の九とし、同項第四号の七中「第四号の四」を「前号」に改め、同号を同項第四号の八とし、同号の前に次の一号を加える。

四の七 社会福祉法人その他政令で定める者が介護保険法百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第五号中「第四号の四まで、第四号の七及び前号」を「第四号の八まで」に改め、同項第二十一号中「第三十八条第一項第二号に規定する」を「第三十九条第一項の」に改め、同項第二十九号を次のように改める。
二十九 削除

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。
三十八 特定建設線(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。)の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の十四第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅」を、「をいう」の下に「。第七十三条の二十七の二第一項において同じ。」のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準(同項において「耐震基準」という。)に適合するものとして政令で定めるものをいう」を、「第七十三条の二十四第二項」の下に「及び第七十三条の二十七の二第一項」を加え、同条第六項中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改め、同条第八項中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十四条の規定による清算金」を削り、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七十三条の二十四第二項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅)に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に改め、同条を第七十三条の二十七の七とする。

第七十三条の二十七の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)」が、同法第四条第二項第一号を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)」が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロに、「(同条第一項)を「又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等」による」を「農地利用集積円滑化団体等」による」に改め、同条を第七十三条の二十七の六とする。

第七十三条の二十七の四を第七十三条の二十七の五とし、第七十三条の二十七の三を第七十三条の二十七の四とする。
第七十三条の二十七の二第二項中「本条」を「この項」に改め、同条第三項中「及び前二条」を「第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七」に改め、同条を第七十三条の二十七の三とする。

第七十三条の二十七の次に次の一条を加える。
(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)
第七十三条の二十七の二 道府県は、個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅

宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 道府県は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第七十三条の二十五第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第百十五條第一項中、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第百四十四條の三十八の二第二項中「この項及び第百四十四條の三十八の四第三項」を「この款」に改め、同条に次の一項を加える。

4 元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するとき

は、当該元売業者等への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第四百六十六条第一項中、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第七十八条中「第二十條」の下に「又は第四十二條」を加える。

第七十九条中、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「(租税特別措置法)の下に「第九條の六第六項、第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項、第四十一條の十二の二第七項及び」を加え、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三條の三第五項」の下に「第六條第三項」を、「第九條の二第四項」の下に「第四十一條の九第四項」を加え、「及び第四十一條の十二第四項」を、「第四十一條の十二第四項及び第四十一條の十二の二第七項」に改め、「第四十二條の四」の下に「第四十二條の十(第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。)」を加え、「第六項及び第七項」を「第六

項から第八項まで及び第十三項」に、「及び第四十二條の十二の四」を、「第四十二條の十二の四及び第四十二條の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。)」に改め、同項第四号の三中「第六十八條の九及び」を「第六十八條の九、第六十八條の十四及び」に、「第六十八條の十五から」を「第六十八條の十四から」に、「及び第六十八條の十五の五」を「第六十八條の十五の五及び第六十八條の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第十二項」に改める。

第二百九十四條第七項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二百九十六條第一項第一号中「非課税地方独立行政法人、公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

第三百十四條の四第一項中「百分の十二・三」を「百分の九・七」に改め、同項ただし書中「百分の十四・七」を「百分の十二・一」に改める。

第三百十四條の七第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額

百分の四十五

第三百十四條の八中「定めるもの」の下に「の合計額」を加える。

第三百二十一條の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二條の六第五項」を「第四十二條の六第十二項」に改め、同条第二十四項中「課される法人税」の下に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額及び」の下に「地方法人税法第十二條第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに」

を、「定めるもの」の下に「の合計額」を加える。

第三百四十八條第二項第二号の五中「(昭和六十一年法律第九十二号)を削り、同項第九号中「教育の用に供する固定資産」の下に「(第十号の四に該当するものを除く。)」を、「保育の用に供する固定資産」の下に「(同号に該当するものを除く。)」を加え、同項第十号中「第十号の六」を「第十号の八」に改め、同項中第十号の七を第十号の九とし、第十号の六を第十号の八とし、

第十号の五を第十号の七とし、同項第十号の四中「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に改め、同号を同項第十号の六とし、同項第十号の三を同項第十号の五とし、同項第十号の二中「定めるもの」の下に「(次号に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第十号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する固定資産

第三百四十八條第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産

第三百四十八條第二項第十一号中「第十号の六」を「第十号の八」に改め、同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とし、同条第八項中、「非課税地方独立行政法人」を、「地方独立行政法人(公立大学法人を除く。以下この項において同じ。)」に、「所有する非課税地方独立行政法人」を「所有する地方独立行政法人」に改める。

第三百四十九條の三第十三項中「(昭和四十五年法律第七十一号)を削る。

第三百九十六條の二第一項中「この項及び第三百九十六條の四第六項」を「この款」に改め、同条に次の一項を加える。

4 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するとき、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第四百四十三條第一項中、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第四百四十四條第一項第一号イ中「千円」を「二千円」に改め、同号ロ中「千二百円」を「二千円」に改め、同号ハ中「千六百円」を「二千四百円」に改め、同号ニ中「二千五百円」を「三千七百円」に改め、同項第二号イ中「二千四百円」を「三千六百円」に改め、同号ロ中「三千五百円」を「三千九百円」に改め、同号ハ中「五千五百円」を「六千九百円」に、「七千三百円」を「一万八千円」に、「三千円」を「三千八百円」に、「四千円」を「五千円」に改め、同項第三号中「四千円」を「六千円」に改める。

第五百八十六條第一項中「非課税地方独立行政法人」の下に「(地方独立行政法人(公立大学法人を除く。))であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つてゐる業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行ふものとして総務省令で定めるもの」のうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行ふものをいう。」を加え、同条第二項第四号の五中「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に改める。

第六百三十三條第一項及び第二項中「第七十三條の二十七の二から第七十三條の二十七の四まで」を「第七十三條の二十七の三から第七十三條の二十七の五まで」に改める。

第七百一條の三十四第一項中、「非課税独立行政法人」を「及び非課税独立行政法人」に改め、「及び非課税地方独立行政法人」を削り、同条第二項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加え、同条第三項第三号中「教育文化施設」の下に「(第十号の四に該当するものを除く。)」を加え、同項第十号の五及び第十号の六を削り、同項第十号の四中「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に改め、同号を同項第十号の六とし、同項第十号の三を同項第十号の五とし、同項第十号の二中「定めるもの」の下に「(次号に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第十号の三とし、同

十の四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二
条第六項に規定する認定こども園
第七百一条の三十四第三項第十号の次に次の
一号を加える。

十の二 児童福祉法第六条の三十第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設

第七百二条の二第一項及び第七百四条中「非課税地方独立行政法人及び公立大学法」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十四条の四第一項の項及び第三百二十一条の八第二十四項の項を次のように改める。

第三百十四条の四第一項	百分の九・七	百分の十二・九
第三百二十一条の八第二十四項	並びに第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額	百分の十六・三

定の適用については、第三十七条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」と

あるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・

三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を

超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百

2 平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九九」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超え一億金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第六条第一項及び第四項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

二の四」に改め、同条第九項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「及び第四十二条の十二の四」を、「第四十二条の十二の四」に、「及び第四十二条の十二の二」を、「第四十二条の十二の二」に改め、同条第十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第六十八条の十五」とあるのは「及び第六十八条の十五」と、「まで及び第六十八条の十五の五」とあるのは「まで」を「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」とあるのは、「及び第六十八条の十五の六」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中、「第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四」とする。

12 中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中、「第

12 中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」とあるのは、「及び第六十八条の十五の五」とする。

附則第九條第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「平

成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二中「又は前項」との下に、「同項」とあるのは「第一項」とを加え、「と」とする」とあるのは「とし」を削り、「金額」とするを「金額」とに改める。

附則第十條第四項を削り、同条第五項中「第八号」を「第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 道府県は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第百十六條に規定するマンション敷地売却組合が、同項第四号に規定するマンション建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業により、同法第百三條に規定する要除却認定マンション及びその敷地を取得した場合に、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十條の二並びに第十一條第二項及び第十項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十一條の二第二項中「第七十三條の二十七の二第一項」の下に、「第七十三條の二十七の三第一項」を加える。

附則第十一條の五第三項及び第十一條の六中「第七十三條の二十七の二第一項」を「第七十三條の二十七の三第一項」に改める。

附則第十二條第一項中「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項を」、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第

三十八項まで」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項まで」に改め、同条第二項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同条第三項中「第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十條の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十條の四第三十項若しくは第三十一項」に改める。

附則第十二條の二の二第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二條の二の三第三項中「自家用の自動車」を「営業用の自動車（に、）以外

のもの」を「以下この項において同じ」を（除く。）及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同条第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第十二條の三第三項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）に、メタノール」をいう。次項において同じ。及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。及びガソリン」に、「第三項に」を「次項及び第四項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第百四十七條第一項第一号イ

七千五百円	八千六百円
八千五百円	九千七百円
九千五百円	一万九百円
一万三千八百円	一万五千八百円
一万五千七百円	一万八千円
一万七千九百円	二万五百円
二万五百円	二万三千五百円
二万三千六百円	二万七千二百円
二万七千二百円	三万二千二百円
四万七百元	四万六千八百円
二万九千五百円	三万三千九百円
三万四千五百円	三万九千六百円
三万九千五百円	四万五千四百円
四万五千円	五万七千七百円
五万千円	五万八千六百円
五万八千円	六万六千七百円
六万六千五百円	七万六千四百円
七万六千五百円	八万七千九百円
八万八千円	十万千二百円
十一万千円	十二万七千六百円
六千五百円	七千円
九千円	九千九百円
一万二千円	一万三千二百円
一万五千円	一万六千五百円
一万八千五百円	二万三百円
二万二千円	二万四千二百円
二万五千五百円	二万八千円
二万九千五百円	三万二千四百円
四万七百元	五千円

第百四十七條第一項第一号ロ

第百四十七條第一項第二号イ

七千五百円	八千六百円
八千五百円	九千七百円
九千五百円	一万九百円
一万三千八百円	一万五千八百円
一万五千七百円	一万八千円
一万七千九百円	二万五百円
二万五百円	二万三千五百円
二万三千六百円	二万七千二百円
二万七千二百円	三万二千二百円
四万七百元	四万六千八百円
二万九千五百円	三万三千九百円
三万四千五百円	三万九千六百円
三万九千五百円	四万五千四百円
四万五千円	五万七千七百円
五万千円	五万八千六百円
五万八千円	六万六千七百円
六万六千五百円	七万六千四百円
七万六千五百円	八万七千九百円
八万八千円	十万千二百円
十一万千円	十二万七千六百円
六千五百円	七千円
九千円	九千九百円
一万二千円	一万三千二百円
一万五千円	一万六千五百円
一万八千五百円	二万三百円
二万二千円	二万四千二百円
二万五千五百円	二万八千円
二万九千五百円	三万二千四百円
四万七百元	五千円

第百四十七条第一項第二号ロ	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円
	七千五百円	八千二百円
第百四十七条第一項第二号ハ(1)	一万五千五百円	一万六千六百円
	一万二百円	一万二千二百円
第百四十七条第一項第二号ハ(2)	二万六千五百円	二万二千六百円
	二万六千円	二万九千五百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千五百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万四千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千円	七万四千円
	三万三千円	三万六千三百円
	四万千円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
第百四十七条第一項第三号ロ	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
	八万三千円	九万三千三百円
	四万五千百円	五万五千百円
	六千円	六千九百円
第百四十七条第一項第四号	四万五千百円	五万五千百円
	六千円	六千九百円

第百四十七条第二項第一号

三千七百円	四千百円
四千七百円	五千二百円
六千三百円	六千九百円
五千二百円	五千七百円
六千三百円	六千九百円
八千円	八千八百円

第百四十七条第二項第二号

附則第十二条の三第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「附則第十二条の三第一項の規定」を「附則第十二条の三第一項又は第二項の規定」に、「前三項」を「第一項及び第二項（これらの規定が）」に、「と、同条第五項」を「並びに前項」と、同条第五項に、「前各項」を「同項及び第二項（これらの規定が）」に、「含む。」とするを「含む。」並びに前二項」とするに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一

般乗合用のものに限り。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
 - 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
- 車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第百四十七条第一項第一号イ

七千五百円	八千二百円
八千五百円	九千三百円
九千五百円	一万四百円
一万三千八百円	一万五千百円
一万五千七百円	一万七千二百円
一万七千九百円	一万九千六百円
二万五百円	二万二千五百円
二万三千六百円	二万五千九百円
二万七千二百円	二万九千九百円

第百四十七条第一項第一号口	四万七百元	四万四千七百元
	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万千円	五万六千円
	五万八千円	六万三千八百円
	六万六千五百円	七万三千百円
	七万六千五百円	八万四千百円
	八万八千円	九万六千八百円
第百四十七条第一項第二号イ	十一万千円	十二万二千百円
	六千五百円	七千百円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百元	五千百円
第百四十七条第一項第二号ロ	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円

第百四十七条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千百円	一万六千六百円
	一万二百円	一万二千二百円
	二万六百元	二万二千六百円
	二万六千五百円	二万九千百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
第百四十七条第一項第二号イ(2)	六万四千円	七万四百円
	三万三千円	三万六千三百円
	四万千円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
	八万三千円	九万三千三百円
	四千五百円	四千九百円
	六千円	六千六百円
第百四十七条第一項第四号	三千七百円	四千百円
	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円
第百四十七条第二項第一号	七千五百円	八千二百円
	一万五千百円	一万六千六百円
	一万二百円	一万二千二百円
	二万六百元	二万二千六百円
	二万六千五百円	二万九千百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
第百四十七条第二項第二号	六万四千円	七万四百円
	三万三千円	三万六千三百円
	四万千円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
	八万三千円	九万三千三百円
	四千五百円	四千九百円
	六千円	六千六百円

附則第十二条の三第四項中「前項の表を」次の表に改め、「字句は」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成二十一年十月一日」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保

安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。）に改め、「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第六項第三号において同じ。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）

が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（第六項第四号及び第八項において「基準エネルギー消費効率」という。）に、「次項及び第六項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第百四十七条第一項第一号イ	
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千円
二万七千二百円	一万四千円
四万七百元	二万五百円
二万九千五百円	一万五千円
三万四千五百円	一万七千五百円
三万九千五百円	二万円
四万五千円	二万二千五百円
五万五千円	二万五千五百円
五万八千円	二万九千円
六万六千五百円	三万三千五百円
七万六千五百円	三万八千五百円

第百四十七条第一項第二号イ	
八万八千円	四万四千円
十一万千円	五万五千五百円
六千五百円	三千五百円
九千円	四千五百円
一万二千円	六千円
一万五千円	七千五百円
一万八千五百円	九千五百円
二万二千円	一万千円
二万五千五百円	一万三千円
二万九千五百円	一万五千円
四万七百元	二万四千円
八千円	四千円
一万千五百円	六千円
一万六千円	八千円
二万五百円	一万五百円
二万五千五百円	一万三千円
三万円	一万五千円
三万五千円	一万七千五百円
四万五千円	二万五千円
六千三百円	三千二百円
七千五百円	四千円
一万五千円	八千円
一万二百円	五千五百円
二万六百元	一万五百円
一万二千円	六千円
一万四千五百円	七千五百円
一万七千五百円	九千円
二万円	一万円
二万二千五百円	一万千五百円

第百四十七条第一項第三号イ	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千元	一万六千元
	三万八千元	一万九千元
	四万四千元	二万二千元
	五万五五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千元	三万二千元
	三万三千元	一万六千五百円
第百四十七条第一項第四号	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万四千元	三万七千円
	八万三千元	四万五千五百円
	四万五千五百円	二万五千五百円
	六千円	三千円
	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第百四十七条第二項第一号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
	八千円	四千円

附則第十二条の三第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第七項中「第三項、第四項」を「第四項及び第五項（これらの規定を）」に、「又は第五項（前項において読み替えて準用する場合

合を含む）」を「並びに第六項及び第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の」を「第五項の」に改め、「平成二十二年基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率で

あつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を加え、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年以降」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に、「前項中」を「第五項中」に改め、「第三項第四号に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの
- 五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

第百四十七条第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千円
一万七千九百円	四千五百円
二万五五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千円
二万七千二百円	七千円

第百四十七条第一項第一号口	四万七百元	一万五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千元	一万五千五百円
	五万千元	一万三千円
	五万八千元	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千元
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千元	二万二千元
	十一万千元	二万八千元
	六万五千元	二千元
	九千元	二千五百円
	一万二千元	三千円
	一万五千元	四千円
	一万八千五百円	五千円
第百四十七条第一項第二号イ	二万二千元	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百元	千二百円
	八千元	二千元
	一万五千五百円	三千円
	一万六千元	四千円
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万	七千五百円
	三万五千元	九千円
	四万五千元	一万五千五百円
	六千三百円	千六百円
第百四十七条第一項第三号イ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
	一万二千元	三千円
	二万六百元	五千五百円
	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千元	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五千五百円	一万三千円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千元
	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千元	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千円	二万千円
	四万五千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
第百四十七条第二項第一号	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
	一万二千元	三千円
	二万六百元	五千五百円
	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千元	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五千五百円	一万三千円
第百四十七条第二項第二号ハ(1)	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千元
	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千元	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千円	二万千円
	四万五千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
第百四十七条第二項第二号ハ(2)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
	一万二千元	三千円
	二万六百元	五千五百円
	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千元	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五千五百円	一万三千円
第百四十七条第二項第三号イ	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千元
	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千元	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千円	二万千円
	四万五千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
第百四十七条第二項第四号	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
	一万二千元	三千円
	二万六百元	五千五百円
	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千元	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五千五百円	一万三千円
第百四十七条第二項第五号	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千元
	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千元	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千円	二万千円
	四万五千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
第百四十七条第二項第六号	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
	一万二千元	三千円
	二万六百元	五千五百円
	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千元	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五千五百円	一万三千円

項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十五条の第三七項」を「第二十四条第七項」に、「第二条第九号の二」を「第二条第九号」に、「平成二十六

第二十五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十六項を第二十四項とし、第二十七項を削り、同条第二十八項中「平成二十三年四月一日から平成二十四年九月三十日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年九月三十日まで」に、「平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年九月三十日まで」に、「五分の三」を「二分の一」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「同法第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に、「平成二十三年港灣法等改正法」を「港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）」に改め、「（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を「削り、同項を同条第二十六項とし、同条中第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項を第二十九項とし、同条第三十三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項を第三十二項とし、第三十六項を第三十三項とし、第三十七項を第三十四項とし、同条第三十八項中「（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条に次の五項を加える。

36 放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放

送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く。)又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得した同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第一百二十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

37 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十五条第一項第三号イに規定する地下街等の所有者又は管理者が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるもの(同法第十五条の二第一項の規定により当該所有者又は管理者が作成する計画に記載されたものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の二)を乗じて得た額とする。

に關する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第三項第二号に掲げる機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を除き、同項に規定する業務用の機器に限る。)であつて冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもので総務省令で定めるもののうち、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機器に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該機器が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、四分の三)を乗じて得た額とする。

39 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十一条第一項に規定する認定区域計画(以下この項において「認定区域計画」という。)に同法第二条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事業(医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において「特定研究開発事業」という。)の実施主体(同法第八条第二項第二号に規定する実施主体をいう。)として定められた者が、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域の区域内において平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画として総務省令で定める計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する機械その他の設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にか

かわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

40 都市再生特別措置法第九十七条に規定する認定誘導事業者が同法第九十九条に規定する認定誘導事業(当該認定誘導事業に係る同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同法第二条第三号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限り。)により都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得した都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十五項」を「前条第十四項」に改め、同条第二項中「前条第十五項若しくは第三十六項」を「前条第十四項若しくは第三十三項」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「次項」の下に「並びに次条第一項及び第二項」を加え、「政令で定める基準」を「地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準(同条第一項において「耐震基準」という。)に改め、(平成七年

法律第百二十三号)を削り、同条の次に次の一条を加える。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額)

第十五条の十 市町村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋(同法第七条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第八条第一項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。))の規定による命令又は同法第十二条第二項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。))の規定による指示の対象となつたものを除く。)のうち平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この条において「耐震基準適合家屋」という。)に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額(区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者に要した費用の額として各区分所有者ごとに算定した額(当該部分が係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額)の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該部分が係る当該耐震

改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額)とする。)の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該耐震基準適合家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合家屋につき第一項の規定を適用することができる。

附則第十七条第六号イの表(2)中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が平成二十五年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成二十六年改正前の地方税法」という。))に改め、同号ロの表(2)中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成二十五年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表及び同条第六項の表中「附則第十五条第十二項、第十八項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第二十七項」を「附則第十五条第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加

える。

附則第二十一条の二第二項第二号イ中「について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十五年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第二項第二号イ中「について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十五年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十三条第二項中「第二十八条第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域」を「第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域」に改め、同条第四項中「の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第五項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「平成二十六年分」を「平成二十八年分」に改める。

附則第三十三条の三第四項及び第八項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第二項、第二項、第四項及び第五項中「平成二十六年度」を「平成二十

九年度」に改める。

附則第三十五条の三の二第二項中「取得をしたもの」との下に「同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等取得した道府県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等同一銘柄の株式等を取付したものと」を加え、同条第五項中「取得をしたもの」との下に「同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等取得した市町村民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等同一銘柄の株式等と同銘柄の株式等を取付したものと」を加える。

附則第四十一条第一項中「第五項まで及び第九項」を「第六項まで」に改め、同条第二項中「以下この条」を「第五項及び第八項」に改め、同条第三項中「第十一項及び第十三項において「特定一般社団法人」という。及び「第十一項及び第十三項において「特定一般社団法人」という。を削り、「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第四項中「(第十一項において「設立登記」という。))」を削り、「第十一項及び第十四項」を「第八項」に改め、同条第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、第十一項から第十三項までを削り、第十四項を第八項とし、第十五項を第九項とし、同条第十六項中「附則第四十一条第十五項」を「附則第四十一条第九項」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第四十二条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県民税の所得割の納税義務者又は第三十四条第一項第一号に規定する親族の有する

同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出(以下この項において「震災関連原状回復支出」という。))について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。)は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二 当該資産の原状回復のための支出(当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。)

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

附則第四十二条に次の一項を加える。

6 市町村民税の所得割の納税義務者又は第三百十四条の二第二項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大

震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにする事ができなかった市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日まで震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

附則第四十四条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「附則第四十四条第六項」を「附則第四十四条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第四十四条第五項」を「附則第四十四条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第四十四条第四項」を「附則第四十四条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 その有する事業用資産（震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下こ

の項において同じ。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までその支出をすることができなかった道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日まで震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三十二条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

8 その有する事業用資産（震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までその支出をすることができなかった市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情

がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日まで震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三百十三条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

附則第五十一条の二第一項及び第五十二条第一項から第三項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五十四条第一項中、平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の自動車税に限り「を削り、「いう」を」の下に「次の各号に掲げる期間に」を、「かかわらず」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分」を加え、同項に次の各号を加える。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年年度分

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十七年年度分及び平成二十七年年度分

三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十八年年度分及び平成二十八年年度分

附則第五十四条第二項中、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に限り「及び「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十六年三月三十一日までの間に」を削り、「いう」を」の下に「前項各号に掲げる期間に」を、「かかわらず」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分」を加え、同条第三項中「同項に」を「第

一項各号に掲げる期間に取得された同条第三項に「に、平成二十四年度分及び平成二十五年年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。附則第五十五条の見出し中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に改め、同条第四項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に、「この項、第六項及び第七項並びに」を「この条及び」に改め、同条第七項に次の二号を加える。

五 平成二十六年課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、次に掲げるものをいう。

イ 平成二十五年課税土地等であつたもの

ロ 平成二十五年課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十六年年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せず平成二十六年年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

六 平成二十六年課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十六年課税土地等を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。
イ 平成二十五年課税土地等であつたもの
ロ 平成二十五年課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に關する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八條（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の三五項、第六條第三項、第八條の三五項、第九條の

二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十(第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。)、第四十二条の十一(第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。))の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で、法人税法第四百四十四条(租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において準用する法人税法第六十八条(租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第四百四十四条の二並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十(第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。)、第四十二条の十一(第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項

を除く。)、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。))の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

- (1) 法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得
- (2) 法人税法第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

第二十四条第三項中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下「外国法人」という。))を「外国法人」に、「その事業が行われる場所で政令で定めるもの」を「恒久的施設(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。))に改める。

第三十二条第十一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額」に改め、同項各号を削る。

第三十七条の三中「相当する税」の下に「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「及び同法第六十五条の六第一項の控除限度額の合計額」を加える。

第五十二条第四項中「除く。」の下に「又は第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。))を加える。

第五十三条第一項中「及び同法第四百四十五条においてこれらの規定を準用する場合」及び

「(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項までを除き、この節において同じ。))を削り、「又は第八十九条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。))を、「第八十九条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。))又は第四百四十四条の六第一項」に、「又は第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。))の規定に、「又は第七十四条第一項」を、「第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項」に、「又は第八十八条の申告書」を、「第八十八条又は第四百四十四条の三第一項の申告書」に改め、「において、同法第七十一条第一項」の下に「又は第四百四十四条の三第一項」を加え、同条第十二項中「若しくは第七十四条第一項」を、「第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。))若しくは第四百四十四条の六第一項」に、「(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。))」を、「又は第四百四十四条の十三」に、「これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の九第五項、第六十二条の三第一項、第六十二条の三第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額(以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。))を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額(以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。))を控除するものとする」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 法人税法第八十条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人 第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の九第五項、第六十二条の三第一項、第六十二条の三第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額(以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。))を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。
- 二 法人税法第四百四十四条の十三の規定によつて同法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置

法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額を、限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

三 法人税法第四百四十四条の十三の規定によつて同法第四百一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税額の課税標準となる同号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第五十三条第十三項中（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）を「又は第四百四十四条の十三に改め、同法第八十条の下に「又は第四百四十四条の十三」を加え、「の控除対象還付法人税額」を「内国法人の控除対象還付法人税額、外国

法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る控除対象還付法人税額とみなす」を「次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 内国法人 当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

二 外国法人 当該前九年内事業年度に係る

控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第四百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第四百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度）に於ては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

第五十三条第十四項中「法人が」の下に「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」を加え、「当該法人の」を「当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」に改め、同条第二十項中「第七十四条第一項」の下に「又は第四百四十四条の六第一項」を、「第

七十一条第一項」の下に「又は第四百四十四条の三第一項」を加え、同条第二十四項中「この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）を「内国法人」に改め、「相当する税」の下に「外国法人にあつては、法人税法第三百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「若しくは同法第四百四十四条の二第一項の控除限度額」を、「法人税割額」の下に「（外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）を加え、同条第二十六項中「第七十四条第一項」の下に「若しくは第四百四十四条の六第一項」を加え、同条第三十七項中「第七十一条第一項」の下に「若しくは第四百四十四条の三第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項」に改め、同条第三十八項及び第四十二項中「第七十四条第一項」の下に「又は第四百四十四条の六第一項」を加え、「第四百四十五条」を「第四百四十四条の八」に改める。

第五十四条第一項中「限る。」の下に「又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を加える。

第五十五条の二第一項中「第三百三十九条」を「第三百三十九条第一項」に改め、「第六十六条の四第一項」の下に「又は第六十七条の十八第一項」を加え、「以下この項において同じ」を削り、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）を、「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。次条第一項

において同じ。」を加える。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第一項」の下に「又は第六十八条の百七の二第一項」を、「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「(同法第六十八条の百七の二十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)」を加える。

第六十二条第一項中「限る。」の下に「又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書(同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。)」を加える。

第六十五条第一項中「第七十四条第一項」の下に「又は第四百四十四条の六第一項」を加える。
第七十二条に次の一号を加える。

五 恒久的施設 次に掲げるものをいう。

イ この法律の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)(又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある建設作業場(外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人が国内において建設作業等(建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。)(を行う場所をいい、当該外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内における当該建設作業等を含む。)

ハ 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で

政令で定めるもの

第七十二条の二第六項中「その事業が行われる場所で政令で定めるもの」を「恒久的施設」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第七十二条の十三第五項を次のように改める。

5 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度中途において恒久的施設を有することとなつた場合においては、この節の適用については、その有することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とみなし、恒久的施設を有する外国法人が事業年度中途において恒久的施設を有しないこととなつた場合においては、この節の適用については、その事業年度開始の日からその有しないこととなつた日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の十七第二項中「本項」を「この項」に改め、「金額」の下に「これに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。を加え、同条第三項中「金額」の下に「これに準ずるもの」として政令で定めるものを含む。を加える。
第七十二条の十八を次のように改める。

(単年度損益の算定の方法)

第七十二条の十八 第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 連結申告法人(法人税法第二十六条に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。)(以外の内国法人 各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二 連結申告法人 各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。第七十二条の二十三において同じ。)(から個別帰属損金額(同項に規定する個別帰属損金額をいう。同条において同じ。))を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額(同項に規定する個別所得金額をいう。以下この節において同じ。))の計算の例によつて算定する。

三 外国法人 各事業年度の法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額(同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この号及び第七十二条の二十三第四項において同じ。)(及び同法第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

2 前項の規定によつて第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益を算定する場合においては、法人税法第五十七条、第五十七条の二、第五十八条、第八十一条の九及び第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条(同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)(第五十九条の二、第六十六条の五の三(第二項に係る部分を除く。)(第六十八条の四十三(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)(第六十八号の六十二の二及び第六十八号の八十九の

三(第二項に係る部分を除く。))の規定の例によらないものとする。

第七十二条の十九中「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の二十三第一項を次のように改める。

第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 連結申告法人以外の内国法人 各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二 連結申告法人 各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額の計算の例によつて算定する。

三 外国法人 各事業年度の法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

第七十二条の二十三第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項第二号」に改め、「(法人税法第二十一条第十九号に規定する欠損金額をいう。))」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によつて第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第八項及び第九項、第五十七条の二第四項、第五十八條の四項、第六十二条の五第五項、第八十一条の九並びに第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）及び第六十八條の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額又は個別帰属益金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額又は個別帰属損金額に算入しない。

第七十二条の二十六第一項中「法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当すること」を「恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合のその有すること」に改め、「から第七十二条の二十二まで、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四」を削り、同条第七項中「第七十一条第一項ただし書」の下に「若しくは第四百四十四條の三第一項ただし書を加え、「同項第一号」を「同法第七十一条第一項第一号」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四」を「第七十二条の二十三」に改め、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「第三百三十

九条」を「第三百三十九條第一項」に改め、「第六十六條の四第一項」の下に「又は第六十七條の十八第一項」を加え、「以下この項において同じ」を削り、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六條の四第一項又は第六十六條の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を、「第六十六條の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六條の四の三第十一項又は第六十七條の十八第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八條の八十八第一項」の下に「又は第六十八條の八十八條の十八第一項」を、「第六十八條の八十八條の十八第一項」の下に「同法第六十八條の百七の二第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。」を加える。

第七十二条の四十第一項第二号中「第七十四条（同法第四百四十五條において準用する場合を含む。）を「第七十四条第一項又は第四百四十四條の六第一項」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第七十二条の四十九の十二第一項中「第六百六十五條」を「第六百六十五條第一項」に改め、同項ただし書中「第七十二条の二十三第二項」を「第七十二条の二十三第三項」に改める。

第七十二条の五十第二項中「第六百六十五條」を「第六百六十五條第一項」に改める。

第二百九十二条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 法人税制 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市町村民税をいう。
イ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市町村民税

ロ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。） 次に掲げる法人税額の区分ごとに、当該法人税額を課税標準として課する市町村民税

(1) 法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額
(2) 法人税法第四百一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額
四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に關する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八條（租税特別措置法第三條の三第五項、第六條第三項、第八條の三第五項、第九條の二第四項、第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項及び第四十一條の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第六十九條及び第七十條並びに租税特別措置法第四十二條の四、第四十二條の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二條の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二條の十二、第四十二條の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二條の十二の四及び第四十二條の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を

含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に關する法令の規定によつて計算した法人税額で、法人税法第四百四十四條（租税特別措置法第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項、第四十一條の十二の二第七項及び第四十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八條（租税特別措置法第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項及び第四十一條の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百四十四條の二並びに租税特別措置法第四十二條の四、第四十二條の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二條の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二條の十二、第四十二條の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二條の十二の四及び第四十二條の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(1) 法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得
(2) 法人税法第四百一条第一号ロに掲げる国内源泉所得
第二百九十四条第五項中「その事業が行われる場所で政令で定めるもの」を「恒久的施設（法人税法第二十二條の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」に改める。

第三百三十二條第五項中「除く。」の下に「又

は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）を加える。

第三百十三条第十一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額」に改め、同項各号を削る。

第三百十四条の八中「相当する税（）」の下に「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の下に「同法第六十五条の六第一項の控除限度額並びに」を加える。

第三百二十一条の八第一項中「及び同法第四百四十五条においてこれらの規定を準用する場合」及び「同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項までを除き、この節において同じ。」を削り、「又は第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）又は第四百四十四条の六第一項に、「又は第八十八条の規定」を、「第八十八条又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定」に、「又は第七十四条第一項」を、「第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項」に、「又は第八十八条の申告書」を、「第八十八条又は第四百四十四条の三第一項の申告書」に改め、「において、同法第七十一条第一項」の下に「又は第四百四十四条の三第一項」を加え、同条第十二項中「若しくは

は第七十四条第一項」を、「第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第四百四十四条の六第一項」に、「同法第四百四十五条において準用する場合を含む。」を、「又は第四百四十四条の十三」に、「これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までに於いて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第八十条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人 第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人

税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までに於いて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

二 法人税法第四百四十四条の十三の規定によつて同法第四百四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税額の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までに於いて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

三 法人税法第四百四十四条の十三の規定によつて同法第四百四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税額の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置

法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までに於いて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第三百二十一条の八第十三項中「同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を「又は第四百四十四条の十三」に改め、「同法第八十条」の下に「又は第四百四十四条の十三」を加え、「の控除対象還付法人税額」を「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度に係る控除対象還付法人税額とみなす）」を「次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に

次の各号を加える。

一 内国法人 当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあっては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

二 外国法人 当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあっては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあっては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

第三百二十一条の八第十四項中「法人が」の下に「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」を加え、「当該法人の」を「当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」に改め、同条第二十項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を、「第七十一条第一項」の下に「又は第百四十四条の三第一項」を加え、同条第二十四項中「この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）を「内国法人」に改め、「相当する税（」の下に「外国法人にあつては、法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項の控除限度額」を、「法人税割額」の下に「（外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）」を加え、同条第二十六項中「第七十四条第一項」の下に「若しくは第百四十四条の六第一項」を加え、同条第三十七項中「第七十一条第一項」の下に「若しくは第百四十四条の三第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第七十一条第一項又は第百四十四条の三第一項」に改め、同条第三十八項中「第七十四条第

一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加え、「第百四十五条」を「第百四十四条の八」に改める。

第三百二十一条の九第一項中「限る。」の下に「又は同法第百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）」を加える。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改め、「第六十六条の四第一項」の下に「又は第六十七条の十八第一項」を加え、「以下この項において同じ。」をした場合」を「を」にした場合」に改め、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を、「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。」を加える。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第六十八条の八十八第一項」の下に「又は第六十八号」を「同法第六十八号の八十八第十八項第一号（同法第六十八号の百七の二十項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十四条第一項中「限る。」の下に「又は同法第百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）」を加える。

第三百二十七条第一項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第五百二十三条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「外国法人」の下に「（この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。）」を加える。

第七百一条の四十六第一項中「外国法人」の下に「（この法律の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。）」を加える。

附則第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号中「第九十五条」の下に「若しくは第百六十五条の六」を加える。

附則第十七条中「附則第三十条」を「附則第二十九条の八」に改める。

附則第三十条を附則第二十九条の八とし、同条の次の一条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、メタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものと混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十四條第一項第二号口	三千九百円	四千六百円
第四百四十四條第一項第二号ハ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2 前項の規定の適用がある場合における第四百四十四條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項（附則第三十條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項」とする。

附則第四十八條中「第五十三條第十二項から第十七項まで及び第三百二十一条の八第十二項」を「第五十三條第十二項（第三号を除く。）及び第十三項から第十七項まで並びに第三百二十一条の八第十二項（第三号を除く。）及び第十三項」に、「同法第四百四十五條において準用する場合を含む。」とあるのは「同条」を「又は第四百四十四條の十三」とあるのは「同条」と、第五十三條第十二項第一号及び第三百二十一条の八第十二項第一号中「法人税法第八十條」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五條」と、第五十三條第十二項第二号及び第三百二十一条の八第十二項第二号中「法人税法第四百四十四條の十三」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五條」と、同法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第四百一条第一号イ」に、「同法第四百四十五條において準用する場合を含む。以下こ

第一類第二号 総務委員会議録第四号 平成二十六年二月二十五日

の項において同じ。」を「又は第四百四十四條の十三」に、「第八十條」とあるのは「同条」を「第八十條又は第四百四十四條の十三」とあるのは「同条」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、第五十三條第十三項第二号及び第三百二十一条の八第十三項第二号中「金額」のうち、法人税法第四百四十四條の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたもの」とあるのは「金額」と、「とみなし、同法第四百四十四條の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「とみなす」に改める。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）
第三条 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「あん分した」を「按分した」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項第一号中「あん分した」を「按分した」に、「次条まで」を「この条及び次条」に改め、同条第二項中「三分の一」及び「三分の二」を「二分の一」に、「あん分する」を「按分する」に改める。
第二条の二第一項中「あん分して」を「按分

して」に改め、同条第二項中「三分の一」及び「三分の二」を「二分の一」に、「あん分する」を「按分する」に改める。
附則第二項中「平成二十五年年度」を「平成二十八年年度」に改める。
（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第四条 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

第九条第一号中「百分の百四十八」を「百分の六十七・四」に改め、同条第二号及び第三号中「百分の八十一」を「百分の四十三・二」に改める。

第十三條第一項第一号中「百分の百四十八」を「百分の六十七・四」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の八十一」を「百分の四十三・二」に改める。

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二條の四十九の六、第七十二條の六十三の二、第四百四十四條の三十八の二及び第三百九十六條の二の改正規定並びに次条の規定 平成二十六年七月一日
二 第一条中地方税法第五十一條第一項、第五

十三條第二十四項、第三百四十四條の四第一項、第三百二十一条の八第二十四項及び第七百三十四條第三項の表の改正規定、第四條の規定並びに附則第三條第十項、第五條第三項、第十條第十項及び第十九條の規定 平成二十六年十月一日

三 第一条中地方税法第七十二條の二十三第二項の改正規定並びに同法附則第三條の二の四第一項、第五條の四、第三十五條の三の二、第四十二條及び第四十四條の改正規定並びに附則第三條第三項から第六項まで、第五條第二項及び第十條第三項から第六項までの規定 平成二十七年一月一日

四 第一条中地方税法第四百四十四條第一項の改正規定並びに附則第十三條第二項並びに第十五條第一項（第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）附則第三十條第一項に係る部分を除く。）及び第二項（二十八年新法附則第三十條第二項に係る部分を除く。）の規定 平成二十七年四月一日

五 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（昭和三十三年法律第二十六号）の下に「第九条の六第六項、第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項、第四十一條の十二第七項及び」を加える部分（第四十一條の十二の二第七項に係る部分に限る。及び「及び第四十一條の十二第四項」を「第四十一條の十二第四項及び第四十一條の十二の二第七項」に改める部分に限る。）、第三十七條の二第二項第一号の表の改正規定、第二百九十二條第一項第四号の改正規定（（租税特別措置法）の下に「第九条の六第六項、第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項、第四十一條の十二の二第七項及び」を加える部分（第四十一條の十二の二第七項に係る部分に限る。及び「及び第四十一條の十二第四項」を「第四十一條の十二の二第七項」

に改める部分に限る。及び第三百十四条の七第二項第一号の表の改正規定並びに同法附則第五号の六の改正規定並びに附則第三条第二項及び第十号第二項の規定 平成二十八年一月一日

六 第二条（次号及び第八号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条第三項、第六条、第十一号第三項、第十四条並びに第十五条第一項（二十八年新法附則第三十号第一項に係る部分に限る。）及び第二項（二十八年新法附則第三十号第二項に係る部分に限る。）の規定 平成二十八年四月一日

七 第二条中地方税法第三十二号第十一項及び第三百十三号第十一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第十一号第一項の規定 平成二十九年一月一日

八 第二条中地方税法第三十七号の三及び第三百十四号の八の改正規定並びに同法附則第五号の四の二の改正規定並びに附則第四条第二項及び第十一号第二項の規定 平成三十年一月一日

九 第一条中地方税法第七十三号の二十七の五の見出し及び同条第一項の改正規定並びに附則第七号第二項及び第三項の規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二二号）の施行の日

十 第一条中地方税法第二十三号第一項第四号の改正規定（「第四十二号の四」の下に、「第四十二号の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加える部分及び「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定（「第六十八号の九及び」を「第六十八号の九、第六十八号の十四及び」に、「第六十八号の十五から」を「第六十八号の十四から」に改める部分に限る。）、同法第二百九十二号第一項第四号の改正規定（「第四十二号の四」の下に、「第四

十二号の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加える部分及び「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定（「第六十八号の九及び」を「第六十八号の九、第六十八号の十四及び」に、「第六十八号の十五から」を「第六十八号の十四から」に改める部分に限る。）、並びに同法附則第八号第五項の改正規定（「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「とあるのは、」の下に、「第六十八号の十五」を加える部分に限る。）、及び同法附則第十五号に五項を加える改正規定（同条第三十九号に係る部分に限る。）、並びに附則第三号第八項及び第十号第八項の規定 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日

十一 第一条中地方税法附則第三十三号第五項の改正規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十二 第一条中地方税法第七十三号の四第一項第二十一号の改正規定 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第十号第五項及び第十四号第一項の改正規定 道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十四 第一条中地方税法附則第十五号に五項を加える改正規定（同条第四十項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十五 第一条中地方税法附則第十五号第二十九項の改正規定（同法第五十五号の八第一項

を「第五十五号の九第一項」に改める部分に限る。）、港灣法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十六 第一条中地方税法第二十四号第五項、第七十二号の五第一項第八号、第二百九十四号第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに同法附則第十号に一項を加える改正規定並びに附則第七号第四項及び第十六号第二項の規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十七 第一条中地方税法附則第十五号第二十四項の改正規定（平成二十六年三月三十一日）を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十八 第一条中地方税法第七十三号の四第一項の改正規定（同項第四号の四中「第五号第十二項」を「第五号第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。）、同法第三百四十八号第二項の改正規定（同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四中「第五号第十二項」を「第五号第十一項」に改める部分及び同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とする部分を除く。）、及び同法第七百一条の三十四第三項の改正規定（同項第十号の四中「第五号第十二項」を「第五号第十一項」に改める部分を除く。）、並びに附則第十二号第二項及び第十六号第三項の規定 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（調査の事前通知に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二号の四十九の六第四項、第七十二号の六十三の二第四項、第七十二号の六十三の二第四項、第七十二号の六十三の二第四項及び第三百九十六号の二第四項の規定は、前条第一号に掲げる

規定の施行の日以後にされる新法第七十二号の四十九の六第一項、第七十二号の六十三の二第一項、第七十二号の六十三の二第二項又は第三百九十六号の二第一項の規定による通知について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十六年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十七号の二第二項第一号及び附則第五号の六第一項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三号の二の四第一項及び第五号の四第一項第二号ハの規定は、平成二十七年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五号の三の二第二項の規定は、平成二十七年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

5 新法附則第四十二号第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

6 新法附則第四十四号第四項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法第二十三條第一項第四号（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二條の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

9 新法第二十三條第一項第四号（租税特別措置法第四十二條の十二の五の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十五の六の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八條第十一項（新法第二十三條第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（新法第二十三條第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

10 新法第五十一條第一項及び第五十三條第二十四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

11 新法第五十一條第一項及び第五十三條第二十四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

12 附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第一条第二項において「三十年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

13 附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第一条第二項において「三十年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の二十七の六第一項の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三條の二十七の五第一項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八條第一項又は第十一條の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）と、同法により政令」とあるのは「に（限る。）の実施により政令」と、又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

4 新法附則第十條第五項の規定は、附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（自動車取得税に関する経過措置）
第八條 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）
第九條 新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十四條第三項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年分までの自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

3 施行日がエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）以下この項及び次項において「合理化法改正法」という。）の施行の日以前である場合には、合理化法改正法の施行の日以前までの間における新法附則第十二條の三第四項第四号の規定の適用については、同号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十條第一号イ」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十條第一号」と、「エネルギー消費機器等製造事業者等」とあるのは「製造事業者等」とする。

4 前項に規定する場合において、合理化法改正法附則第七條のうち地方税法附則第十二條の二の二第二項第四号イ(3)及び第十二條の三第三項第二項第四号イ(3)及び第十二條の三第三項第四号イ(3)とあるのは、「附則第十二條の二の二第二項第四号イ(3)」とする。

（市町村民税に関する経過措置）
第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二

十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。 2 新法第三百十四条の七第二項第一号及び附則第五条の六第二項の規定は、平成二十八年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十七年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。 3 新法附則第三条の二の四第二項及び第五条の四第六項第二号ハの規定は、平成二十七年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。 4 新法附則第三十五条の三の二第五項の規定は、平成二十七年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。 5 新法附則第四十二条第六項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。 6 新法附則第四十四条第八項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。 7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。 8 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。 9 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別	措置法第四十二条の十二の五の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八条第十一項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。 10 新法第三百十四条の四第一項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。 11 新法第二百九十二条第一項第十一項の規定は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。 12 三十年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。 13 二十八年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。 14 別段の定めがあるものを除き、新法の第十二条（固定資産税に関する経過措置）	規定中固定資産税に関する部分は、平成二十六年年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十五年分までの固定資産税については、なお従前の例による。 2 新法第三百四十八条第二項第十号の二及び第十号の四の規定は、附則第一条第十八号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。 3 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 4 平成二十二年年度から平成二十五年年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五条第三項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 5 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 6 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の施行の日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 7 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号。附則第十七条第二項において「港湾法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	8 平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 9 平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する基準適合表示車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 10 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日の前日までの間における新法附則第十五条第三十八項の規定の適用については、同項中「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」とあるのは「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」と、「第一条第三項第二号」とあるのは「第二条第二項第二号」とする。 11 市町村長は、この法律の施行後速やかに（新法第四百十条第一項ただし書の規定により平成二十六年四月一日以後に土地及び家屋の平成二十六年年度の価格等を決定する場合には、その価格等を決定する日までに）新法附則第五十五条第九項第五号ロ又は第六号ロに掲げる土地及び家屋を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。（軽自動車税に関する経過措置） 第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十六年年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十五年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 2 新法第四百四十四条第一項の規定は、平成二十七年年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十六年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十七条第五項、第七項又
--	--	--	--

は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十四条 二十八年新法附則第三十条の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成十五年十月十四日に初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る二十八年新法附則第三十条の規定の適用については、同条第一項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

第十五条 平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新法第四百四十四条第一項及び二十八年新法附則第三十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新法第四百四十四条第一項第二号口	三千九百円	三千百円
新法第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	五千五百円
	一万八百円	七千二百円
	三千八百円	三千円
	五千円	四千円
二十八年新法附則第三十条第一項の表以外の部分	第四百四十四条第一項	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。）附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十四条第一項
二十八年新法附則第三十条第一項の表第四百四十四条第一項第二号口の項	第四百四十四条第一項第二号口	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十四条第一項第二号口
	三千九百円	三千百円
二十八年新法附則第三十条第一項の表第四百四十四条第一項第二号ハの項	第四百四十四条第一項第二号ハ	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十四条第一項第二号ハ
	六千九百円	五千五百円
	一万八百円	七千二百円
	三千八百円	三千円
	五千円	四千円

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四百四十四条第二項及び第三項並びに二十八年新法附則第三十条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新法第四百四十四条第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項
新法第四百四十四条第三項	前二項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第一項及び前項
二十八年新法附則第三十条第二項	前項の	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の
	附則第三十条第一項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される附則第三十条第一項
	前項各号	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項各号
	前二項	第一項及び前項

（事業所税に関する経過措置）

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十六年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十六年前の年分の個人の事業及び平成二十六年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第二項の規定は、附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

3 新法第七百一条の三十四第三項第十号の二及び第十号の四の規定は、附則第一条第十八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。

4 施行日の前日において沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。次項において「旧沖縄振興特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定により指定されている情報通信産業振興地

域は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律による改正後の沖縄振興特別措置法（次項において「新沖縄振興特別措置法」という。）第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十二条第二項に規定する情報通信産業振興地域とみなして、同項の規定を適用する。

5 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第四項に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧法附則第四十一条第八項に規定する外国公益法人等の平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十五年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第三条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法（以下この条において「新譲与税法」という。）の規定は、平成二十六年以後の年度の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十五年分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

2 新譲与税法第二条第二項及び第二条の第二項の規定の適用については、平成二十六年度分の航空機燃料譲与税に限り、新譲与税法第二条第二項及び第二条の第二項中「額の二分の一」とあるのは「額の十八分の七」と、「他の二分の一」とあるのは「他の十八分の十一」とする。

3 新譲与税法第二条第二項及び第二条の第二項の規定の適用については、平成二十七年分度の航空機燃料譲与税に限り、新譲与税法第二条第二項及び第二条の第二項中「額の二分の一」とあるのは「額の九分の四」と、「他の二分の一」とあるのは「他の九分の五」とする。

4 新譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成二十九年分度の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月から八月までの間の」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額と同年度の四月から八月までの間の」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

5 平成二十六年分度から平成二十八年分度までの間における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

6 平成二十九年分度及び平成三十年分度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「当該年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同

年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第四条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下この条において「新暫定措置法」という。）第九条及び第十三条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る法人の事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

2 地方法人特別税の納税義務者が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る地方法人特別税について新暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合における地方法人特別税の額（次項において「中間申告納付額」という。）は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前期事業年度の地方法人特別税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前期事業年度の月数で除して得た額の四倍の額に相当する額とする。

3 都道府県は、前項に規定する場合において、当該中間申告納付額に係る新暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の二十八若しくは第七十二条の三十三の規定による申告書に記載された地方法人特別税の額又は当該中間申告納付額に係る新暫定措置法第十条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税

の額が、当該中間申告納付額に満たないとき、又はなるときであつて、当該中間申告納付額と併せて新法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税の全部又は一部に相当する金額を還付するときは、新暫定措置法第十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該都道府県の法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の還付の例により、当該満たない金額に相当する中間申告納付額又は当該中間申告納付額の全額を還付するものとする。

4 新暫定措置法第十三条第三項及び第十四条の規定の適用については、前項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付は、新暫定措置法第十三条第一項又は第二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「政令で定めるもの」を削る。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十三条 地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法第七十一条の二十九の改正規定中「第八条の三第四項第二号」の下に、「又は同法」を、「同法」に改め、「国外株式の配当等」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加え、を加える。
第二条中地方税法附則第四十一条の改正規定を次のように改める。

附則第四十一条第一項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同条第二項中「第五項及び第八項」を「第四項及び第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「(移行)一般社団法人等」を「(整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する整備法第六十六条第一項の登記をしたもの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第四十一条第九項」を「附則第四十一条第八項」に改め、同項を同条第九項とする。

理由

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税制の税率の引下げ、地方法人特別税の

政令で定めるもの

税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負担の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等、震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度及び」を削り、同項第十一号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同項第十六号中「東日本大震災全国緊急防災施策償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策等償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「東日本大震災全国緊急防災施策」を「東日本大震災全国緊急防災施策等に」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十七年度」を「昭和五十

八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同項第十号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年年度まで」に改め、同項第十一号中「平成四年度及び」を削り、同項第十二号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同項第十七号中「東日本大震災全国緊急防災施策償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策等償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「東日本大震災全国緊急防災施策」を「東日本大震災全国緊急防災施策等に」に改め、同条第三項の表第四十号(1)中「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「平成二十四年度まで」を「平成二十五年年度まで」に改め、同号(2)中「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十

七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同表第四十四号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同表第四十五号中「平成四年度及び」を削り、同表第四十六号中「平成四年度から」を「平成五年度から」に改め、同表第四十七号中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同表第四十八号(1)中「以下」の下に「この号において」を加え、同表第五十号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年年度まで」に、「地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度及び平成二十四年度」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度」に改め、同表第五十一号を次のように改める。

五十一 平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てると同意又は許可を得た地方債の額

(1) 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北千円地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てると同意又は許可を得た平成二十五年年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額

(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てると同意又は許可を得た平成二十五年年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額(1に掲げるものを除く。)

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度及び」を削

附則第四条の見出し中「平成二十五年度的分」を「平成二十六年度の分」に改め、同条第一項中「平成二十五年度的に限り」を「平成二十六年度の分に限り」に、「第五号」を「第六号」に、「一兆八千九百億円」を「九千百億円」に、「第六号」を「第七号」に改め、「第九号及び」を削り、「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」を「五千七百二十三億三千二百二十一万五千円」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「平成二十五年度的分」を「平成二十六年度の分」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「平成二十五年度的分」を「平成二十六年度の分」に、「千七百四十六億円」を「千七百二十九億円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六

める。

	額
第四條の三	三千九百二十六億円
度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。	三千四百三十六億円
	三千八百七億円
	三千三百六十七億円
	二千九百六十一億円
	二千五百三十三億円
	二千九十九億円
	千六百五十三億円
	千二百十四億円
	八百三十一億円
	五百二十一億円
	二百八十億円
	百二十八億円
	三十五億円
	八億円

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたものらば同意をすることとなる）と認められるもの

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(地域の元氣創造事業費の基準財政需要額への算入)

第五條の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の數値を乗じて得た額を加算した額とする。

市町村	地域の元氣創造事業費	人口	一人につき 二、二七〇円
道府県	地域の元氣創造事業費	人口	一人につき 八六〇円
地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第六條の第二項中「平成二十五年及び」を削り、同項の表道府県の項中「二、六三〇」を「一、三三〇」に改め、同表市町村の項中「一、三四〇」を「一、七〇〇」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成二十五年
度分」を「平成二十六年から平成二十八
年度までの各年度分」に改め、同条第一
項中「平成二十五年分の地方交付税」を
「平成二十六年から平成二十八年度ま
での各年度分の交付税」に改め、「基準
財政需要額は」の下に「平成二十六年
度にあつては」を加え、「額とする」を

「額とし、平成二十七年及び平成二十八年年度にあつては同条の規定によつて算定した額から

法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項第一号中「三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円」を「三兆四千一百一億千七百二十九万八千円」に改め、同項第二号中「二兆三千六百六十二億二千二百九十七万二千円」を「二兆千八百五十億五千九十五万二千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）」

一 平成二十五年度的における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第七条の三の見出し中「平成二十五年」

を「平成二十六年分」に改め、同条中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第一号イ中「平成二十三年法律第三十号」という。の下の下に、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）を加え、「平成二十四年地方税法等改正法」という。及び」を「平成二十四年地方税法等改正法」という。、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）を加え、「平成二十四年地方税法改正法」という。と改め、同条中「平成二十三年法律第三十号」という。の下に、「平成二十四年地方税法改正法（平成二十四年法律第二十号。以下この条において「平成二十四年法律第二十号」という。）を加え、

う。」に改め、「震災被害法改正法」という。この下に、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下この条において「平成二

「十六年所得税法等改正法」という。』を加え、
「平成二十五年法」を「平成二十六年法」に改め、同号口中「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）」を、「平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年法」を「平成二十六年法」に改め、同号八中「震災特例法」を「平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年法」を「平成二十六年法」に改め、同号二中「及び平成二十五年所得税法等改正法」を、「平成二十五年所得税法等

（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）を「平成二十三年法律第百二十号」に、「及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十五

年法律第三号。以下この条において「平成二十

五年地方税法改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号へ及びト中「及び十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号チ中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号リ中「及び平成二十五年所得税法等改正法」を、「平

所得税法等改正法」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同条第二号イ中「平成二十三年法律第三十号」の下に、「平成二十三年法律第二十号」を加え、「及び震災特例法改正法」を、「平成二十五年地方税法改正法、

震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、
「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号口中「及び平成二十五年所得税法等改正法」を、「平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号八中「及び平成二十五年地方税法改正法」を、「平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法」に、「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同号二及びホ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を、「平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年

道府県	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	八、五二六、〇〇〇	円
二 土木費				
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一五二、〇〇〇	
2 河川費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、九二二、〇〇〇	
3 港湾費	河川の延長	一キロメートルにつき	一六二、〇〇〇	
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、七〇〇	
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、〇六〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、九〇〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、八六〇	
4 その他の土木費	人口	一人につき	一、四七〇	
三 教育費				
1 小学校費	教職員数	一人につき	六、二二七、〇〇〇	
2 中学校費	教職員数	一人につき	六、二七一、〇〇〇	
3 高等学校費	教職員数	一人につき	六、七二二、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	六〇、五〇〇	
4 特別支援学校費	教職員数	一人につき	六、一二六、〇〇〇	
5 その他の教育費	学級数	一学級につき	二、一三三、〇〇〇	
	人口	一人につき	一、七〇〇	
四 厚生労働費	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二二〇、〇〇〇	
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二七六、一〇〇	

八 補正予算償還費	七 災害復旧費	六 総務費	五 産業経済費	四 高齢者保健福祉費	三 衛生費	二 社会福祉費	一 生活保護費
昭和三十八年度から平成十一年度までの各年度において、国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	世帯数 恩給受給権者数 人口	農家数 公有以外の林野の面積 公有林野の面積 水産業者数 人口	七十五歳以上人口 人口	人口	人口	町村部人口
千円につき	千円につき	一世帯につき 一人につき 一人につき	一戸につき 一ヘクタールにつき 一ヘクタールにつき 一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
五五	八〇〇	六、一七〇 一、二二四 〇〇〇	一五、四〇〇 三三、〇〇〇 二、〇九〇	一〇一、〇〇〇 四八二	一四、六〇〇 五二、〇〇〇	一二、八〇〇	九、一四〇
十四 臨時税収補填償還費	十三 減税補填償還費	十二 財源対策償還費	十一 臨時財政特例償還費	十 地域財政特例対策償還費	九 地方税減収補填償還費		
臨時税収補填のため平成九年度におきまして、特別に起すこととされた地方債の額	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度に於ける減収を補填するため、特別に起すこととされた地方債の額	平成六年度から平成十一年度までの各年度の財源対策のため、当該各年度において発行した地方債の額	臨時財政特例対策のため平成五年度から平成十一年度までの各年度において特別に発行した地方債の額	地域財政特例対策のため平成五年度において特別に発行した地方債の額	地方税の減収補填のため平成五年度から平成十一年度までの各年度に於いて特別に発行した地方債の額	の財源に充てられた地方債の額	
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき		
一九	六五	五四	三三	三七	二四		

市町村		市町村	
市町村	一 消防費	十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のた め平成二十三年 度から平成二十 五年までの各年 度において特別 に起すことができ た地方債の額
	二 土木費	十六 東日本大震災 全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年 度から平成二十 五年までの各年 度において東日 本大震災にお いて東日本大震 災全国緊急防災 施策等による 費用に充てる ため発行した 地方債の額
一 消防費	人口	道路の面積	千円につき
二 土木費	道路の延長	一キロメートルにつき	七、五〇〇
1 道路橋りょう費	道路の延長	一メートルにつき	一八、〇〇〇
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二六、三〇〇
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	六、〇六〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一一、〇〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、二九〇
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九六一
4 公園費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	五、一七
5 下水道費	人口	一人につき	三、四九〇
6 その他の土木費	人口	一人につき	九四
三 教育費	児童数	一人につき	一、七五〇
1 小学校費	学級数	一学級につき	四四、四〇〇
			八三五、〇〇〇
市町村		市町村	
市町村	一 生活保護費	二 中学校費	学校数
	二 社会福祉費	三 高等学校費	生徒数
1 生活保護費	人口	生徒数	一校につき
2 社会福祉費	人口	学校数	一学級につき
3 保健衛生費	人口	教職員数	一校につき
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	生徒数	一人につき
5 清掃費	七十五歳以上人口	人口	一人につき
五 産業経済費	人口	幼稚園の幼児数	一人につき
1 農業行政費	農家数	一人につき	三五二、〇〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	九、三〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき	二〇、五〇〇
六 総務費	人口	一人につき	七、五八〇
1 徴税費	世帯数	一人につき	六九、三〇〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一人につき	八八、三〇〇
3 地域振興費	世帯数	一人につき	五、〇四〇
七 災害復旧費	面積	一人につき	八〇、四〇〇
災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意	千円につき	一人につき	二五、〇〇〇
		一人につき	一、三三〇
		一人につき	四、六五〇
		一人につき	一、三〇〇
		一人につき	二、二〇〇
		一人につき	一、八九〇
		一人につき	一、〇九〇
		一人につき	九五〇

八 辺地対策事業 債償還費	又は許可を得た地 方債に係る元利償 還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算償債 還費	昭和五十八年度か ら平成十年年度ま での各年度におい て国の補正予算等 に係る事業費の財 源に充てるため地 方債に許可された 元利償還金	千円につき	八〇〇
十 地方税減収補 填償還費	平成十一年度から 平成十四年度まで 及び平成十六年度 から平成二十五年 度までの各年度に おいて国の補正予 算等に係る事業費 の財源に充てるた め発行に充てると 意又は許可を得た 地方債の額	千円につき	五五
十一 地域財政特 例対策償還費	地方税の減収補填 のため平成五年度 から平成二十五年 度までの各年度に おいて特別に発行 に許可を得た地方 債の額	千円につき	二四
十二 臨時財政特 例償還費	地域財政特例対策 のため平成五年度 において特別に地 方債の額	千円につき	三六
十三 財源対策償 還費	臨時財政特例対策 のため平成五年度 から平成二十五年 度までの各年度に おいて特別に発行 に許可された地方 債の額	千円につき	三三
	平成六年度から平 成二十五年年度ま で	千円につき	五三

十四 減税補填償 還費	個人の市町村民税 に係る特別減税等 による平成六年度 から平成十八年度 までの各年度の減 収を補填するため 当該各年度におい て特別に起こすこ とができることと された地方債の額	千円につき	三四
十五 臨時税収補 填償還費	臨時税収補填のた め平成九年度にお いて特別に起こす こととされた地方 債の額	千円につき	五三
十六 臨時財政対 策償還費	臨時財政対策のた め平成十三年度か ら平成二十五年 度までの各年度に おいて特別に起こ すこととされた地 方債の額	千円につき	六五
十七 東日本大震 災全国緊急防 災施策等償還 費	平成二十三年度か ら平成二十五年 度までの各年度に おいて東日本大震 災全国緊急防災施 策等に要する費用 に充てるため発行 に充てると意又は 許可を得た地方債 の額	千円につき	一〇三

別表第二道府県の項中「一一、六二〇」を「一〇、八六〇」に、「一、三〇七、〇〇〇」を「一、二七七、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二一、三二〇」を「一九、九八〇」に、「一、五八五、〇〇〇」を「一、四八九、〇〇〇」に改める。

第二条 地方交付税法の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「一定割合の額」の下に「並びに地方法人税の額」を加える。
第六条第一項中「並びにたばこ税」を、「たばこ税」に改め、「百分の二十五」の下に「並

びに地方法人税の収入額を加え、同条第二項中「並びにたばこ税」を、「たばこ税」に改め、「百分の二十五」の下に「並びに地方法人税の収入見込額」を加える。

附則第四条第一項中「第六号」を「第五号」に、「第七号から第九号まで」を「第六号から第八号まで」に改め、第二号を削り、第三号を

第一号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。
(特別会計に関する法律の一部改正)
第三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に、「三十三兆三千七百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆千七百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十六年」から「平成二十七年」まで「に改め、同項の表中」平成二十六年

二千億円を削る。

附則第五条の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に、「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。

附則第九条中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に、「附則第四条第一項第二号から第四号まで」を「附則第四条第一項第三号から第五号まで」に、「一兆四百億円」を「八千億円」に、「同項第八号」を「同項第九号」に、「額とし、平成二十六年及び」を「額とし、及び平成四十年度」を「から平成四十一年度までの各年度」に改め、「平成四十一年度及び」を削り、同条第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成二十七年	三千九百二十六億円
平成二十八年	三千四百三十六億円
平成二十九年	三千八百七億円
平成三十年	三千三百六十七億円
平成三十一年	二千九百六十一億円
平成三十二年	二千五百三十三億円
平成三十三年	二千九十九億円
平成三十四年	千六百五十三億円
平成三十五年	千二百十四億円
平成三十六年	八百三十一億円
平成三十七年	五百二十一億円
平成三十八年	二百八十億円
平成三十九年	百二十八億円
平成四十年	三十五億円
平成四十一年	八億円

附則第九条第二号中「平成二十六年及び平成二十七年の各年度分」を「平成二十七年」に改める。

附則第十条第三項、第十一条第三項及び第十二条の三を削る。
第四条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 地方法人税の収入

附則第九条中「附則第四条第一項第三号から第五号まで」を「附則第四条第一項第二号から第四号まで」に、「同項第九号」を「同項第八号」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「第十条の三第五号」を「第十条の三第六号」に改める。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「平成二十三年から平成二十五年まで」を「平成二十六年から平成二十八年まで」に改める。

第三十三条の五の七第一項中「平成二十五年まで」の下に「(総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年年度まで)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(公共施設等の除却に係る地方債の特例)

第三十三条の五の八 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物(営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。)の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共

団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

第三十三条の八第一項中「及び次条第一項」を削る。

第三十三条の八の二第二項中「特例期間」を「平成二十六年及び平成二十七年」に、「若しくは第三十三条の八第一項」を、「第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」に、「第五項まで又は」を「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は」に、「第五項まで並びに」を「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年までの間」を「平成二十八年」に、「第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」を「若しくは第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」を「又は第三十三条の五の七第二項」に、「第三十三条の五の七第二項及び第三十三条の八第一項」を「又は第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」を「並びに第三十三条の五の七第二項」に改める。

(地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「平成二十五年」を「平成二十七年」に改め、同条第三項中「平成二十六年」を「平成二十八年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。
(第一条の規定による地方交付税法の一部改正

に伴う経過措置

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用し、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(平成二十六年分における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成二十六年分までの地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

(第二条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用する。

(第三条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年分までの予算から適用する。

(第四条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年分までの予算から適用する。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の項第二号中「平成二十五年分」を「平成二十八年分」に改める。

(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第八条 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

(外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等)

第十二条の三 外国為替資金に属する實際上交換可能通貨(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号)以下この条において「加盟措置法」という。)第二条第二号に規定する實際上交換可能通貨をいう。

以下この項において同じ。は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け(同号に規定する貸付予約の履行を含む。)及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第一号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

(地方公共団体金融機構法の一部改正)

第九条 地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度及び平成二十七年分」に改め、同条第四項中「平成二十六年度及び平成二十七年分」を「平成二十八年分」に改め、同条第三十三条の五の七第二項を「第三十三条の五の七第二項」に改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第十条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度及び平成二十七年分」に改め、同条第二項中「平成二十六年度及び平成二十七年分」を「平成二十八年分」に改め、同条第三十三条の五の七第二項を「第三十三条の五の七第二項」に改める。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等鑑み、平成二十六年分までの地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公共施設等の除却に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとし、あわせて、地域間の税源の偏在性の是正等のため新たに地方法人税を地方交付税の対象税目とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年三月十三日印刷

平成二十六年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P